

1 環境保全施策事業一覧（石川県環境総合計画の環境保全施策の体系に基づく分類）

（単位：千円）

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

1 地球環境の保全

(1) 地球温暖化防止

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

いしかわカーボンニュートラル推進会議（仮称）運営費	温暖化・里山対策室	—	—	1,000	「いしかわカーボンニュートラル市町／県民推進会議」を設立し、県、市町、業界団体等で一体となって推進する体制を整備
脱炭素化気運醸成事業費	温暖化・里山対策室	—	—	12,000	公共施設・事業者等へのライトダウン呼びかけや、県内トップスポーツチームと連携した普及啓発等
電気自動車等普及促進事業費	温暖化・里山対策室	—	—	75,000	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入に対する支援
エコハウス機能強化事業費	温暖化・里山対策室	—	—	10,000	ゼロエネ住宅アドバイザーの育成や「いしかわエコハウス」の機能強化により省エネ・創エネ住宅（ZEH）の理解を促進
ZEH等普及促進事業費	温暖化・里山対策室	—	—	29,000	ZEH（Nearly Oriented含む）の新築や、開口部の省エネリフォームへの支援
いしかわ版環境ISO推進費	温暖化・里山対策室	5,390	4,786	6,200	環境保全活動に取り組む学校、地域、家庭、事業者を認定または登録し、いしかわ版環境ISOを普及促進
いしかわエコスタイル推進事業費	温暖化・里山対策室	720	653	622	温室効果ガスの削減に取り組みながら、快適で豊かな暮らしを実現する「いしかわエコスタイル」の推進
いしかわクールシェア・ウォームシェア推進事業費	温暖化・里山対策室	0	1,539	1,500	電力需要が高まる夏と冬に家庭のエアコンを消して商業施設・公共施設に出かける「クールシェア」・「ウォームシェア」の取組を推進
エコリビング普及促進事業費	温暖化・里山対策室	2,815	4,050	3,536	ハード（建物、設備の省エネ化）、ソフト（住まい方の省エネ化）の両面から住宅の省エネ化を進めるいしかわ流エコリビングの普及促進
省エネ・節電アクションプラン推進費	温暖化・里山対策室	6,659	7,230	6,743	いしかわ版環境ISOを、省エネ・節電の効果が高まるように充実強化し、全県的な取組として推進
エコファミリー倍増プロジェクト推進事業費	温暖化・里山対策室	5,000	4,000	3,475	スマートフォンを活用して、日々の省エネ・節電効果を「見える化」することによる家庭版環境ISOへの参加促進
みんなでエコファミリー家電省エネグレードアップ事業費	温暖化・里山対策室	900	—	—	家電の更新時期にあわせ、省エネ性能の高い製品への買い替えを促進するキャンペーンの実施
いしかわ工場・施設版環境ISO推進事業	温暖化・里山対策室	14,925	15,278	—	工場や施設の環境保全活動を推進し、モデル的な取組に対して補助金を交付
事業者向け脱炭素化推進事業費	温暖化・里山対策室	—	—	5,500	県内事業者の脱炭素化に向けた取組につながる、事例集の作成、セミナー開催、専門家派遣の実施等

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
パーク・アンド・ライドシステム推進費	都市計画課	500	500	500	パーク・アンド・ライドシステムへの助成
企業の森づくり推進事業費	森林管理課	1,000	1,000	1,000	企業による森づくりを推進するための事例集の作成、説明会、現地見学会の開催

② 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

県庁グリーン化推進費	環境政策課 温暖化・里山対策室	556	300	300	県庁グリーン化集計システム保守、オフィスペーパーリサイクルの推進等
県庁環境マネジメントシステム運用費	環境政策課	685	571	720	石川県環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用
県庁における温室効果ガス排出量の削減加速化事業費	温暖化・里山対策室	—	—	140,000	太陽光発電設備の設置、照明のLED化、公用車への環境配慮車の導入

③ 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

いしかわの森整備活動CO ₂ 吸収量認証事業費	温暖化・里山対策室	838	700	700	企業等の森林整備活動成果を評価のうえ二酸化炭素吸収証書を発行
緑化推進事業費	森林管理課	4,551	4,056	4,470	県民みどりの祭典の開催、緑の少年団育成等
フォレストサポーター養成事業費	森林管理課	1,090	1,090	1,090	森林ボランティアに対する講習会の開催、情報の提供
道路緑化管理費	道路整備課	243,334	243,334	243,334	街路樹の管理
公園整備費	公園緑地課	1,858,209	2,894,135	1,271,497	県営都市公園の整備

2 循環型社会の形成

(1) 廃棄物等の排出抑制

プラスチック資源循環推進事業費	資源循環推進課	2,750	1,900	1,920	使い捨てプラスチックの使用抑制等による資源循環の推進
食品ロス削減推進事業費	資源循環推進課	850	990	2,500	食品ロス削減に取り組む飲食店等の登録制度、家庭から食品の寄附を募るフードドライブを実施する事業者への支援
食べて貢献！もったいない食品利用推進事業費補助金	資源循環推進課	—	1,000	1,000	規格外品を販売する「もったいない市」の開催と売上のフードバンク団体への寄附

(2) 循環資源の再利用、再生利用・熱回収

一般廃棄物処理施設整備指導費	資源循環推進課	440	360	360	指導監督
リサイクル型社会構築推進事業費	資源循環推進課	3,104	3,104	3,262	3R、家電リサイクル、容器包装リサイクルの推進等
ゼロエミッション推進事業費	資源循環推進課	9,629	6,157	6,835	自動車リサイクル、ゼロエミッションの推進、減量化アドバイザー派遣等
食品リサイクル推進事業費	農業政策課	105	116	232	食品リサイクル法施行に伴う食品廃棄物のリサイクルを推進するための普及啓発及び優良事業者表彰

(3) 適正な処分

海岸漂着物地域対策推進事業費	資源循環推進課	114,463	141,740	160,200	国庫補助制度による海岸漂着物対策
産業廃棄物処理対策費	資源循環推進課	10,395	13,713	9,578	産業廃棄物の処理対策の推進

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

(4) 不適正処理の防止

不法投棄等不適正処理防止対策費	資源循環推進課	15,894	15,871	15,791	産業廃棄物監視機動班による不法投棄の監視等
-----------------	---------	--------	--------	--------	-----------------------

3 自然と人との共生

(1) 地域の特性に応じた自然環境と生物多様性の保全

自然環境保全推進費	自然環境課	923	935	844	自然環境保全計画に関する調査等
松くい虫対策費	森林管理課	209,454	205,902	213,928	保全松林への薬剤散布、伐倒駆除
文化財保護審議会費	文化財課	466	765	1,058	文化財保護審議会の運営費
文化財愛護普及費	文化財課	1,362	1,721	2,470	国・県指定建造物、史跡、天然記念物等を対象とした巡視活動費
世界農業遺産活用推進・魅力発信事業費	里山振興室	5,680	11,800	11,800	先進国として初めて認定された世界農業遺産「能登の里山里海」を積極的に活用し、生業の維持・創出に向けた里山里海の保全・利活用や「能登の里山里海」の価値の再認識と共有に向けた取組を推進
いしかわり山振興ファンド事業資金貸付金	里山振興室	2,000,000	3,000,000	3,000,000	地元金融機関の協力のもと令和3年度に拡充した180億円のファンドの運用益と、民間企業からの寄付金の活用により、里山里海の資源を活用した生業の創出やチャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援などの取組を実施
いしかわり山づくり推進協議会事業費補助金	温暖化・里山対策室	2,832	3,041	2,000	里山里海の保全活動に関する寄附金として県が企業から受け入れた金額を里山振興ファンド事業を実施する「いしかわり山づくり推進協議会」に補助
里山のパートナーづくり推進事業費	温暖化・里山対策室	3,279	3,478	2,810	企業や都市住民などの参画による里山の利用保全を進めるため、里山づくり参画セミナー、情報交流会の開催、都市住民による農村ボランティアの活動促進に向けた支援などを実施
いしかわり版里山づくりISO推進事業費	温暖化・里山対策室	1,330	2,517	3,649	企業・NPO・学校等が行う里山里海づくり活動を県が認証し、支援
森づくりボランティア推進事業費補助金	温暖化・里山対策室	4,300	3,181	4,600	いしかわり森林環境税を活用し、NPOや地域団体等による里山林等の保全整備等を行う「森づくりボランティア」活動を支援
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク事業費	温暖化・里山対策室	42	622	650	SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利用の取組の裾野拡大と更なる推進を図る活動を実施
いしかわりグリーンウェイ開催事業費	温暖化・里山対策室	295	150	300	未来を担う子ども達が生物多様性について考える契機とするため、「国際生物多様性の日」である5月22日を中心に、植樹活動や記念イベント等を実施
いしかわり里山サウンドウェイ事業費	温暖化・里山対策室	1,230	1,280	1,194	生物多様性等についての理解を図るため、COP10名誉大使であるMISIAの協力を得て、映像等を作成し、普及啓発を実施

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

(2) 種の保存の推進

石川の種の保存事業	自然環境課	3,987	3,356	3,470	指定種の保護・モニタリング、特定外来生物対策等
トキ分散飼育費	自然環境課	46,493	44,857	44,857	トキの飼育・繁殖費等
次代へつなぐトキ舞ういしかわアクション推進事業費	自然環境課	1,500	2,560	2,000	アクションシートによる環境保全活動の促進、トキこども検定の実施等
能登でのトキ放鳥受入推進費	自然環境課	—	—	31,200	シンポジウムの開催や生息環境調査の実施等
ライチョウ飼育繁殖費	自然環境課	13,705	13,705	13,705	ライチョウの飼育繁殖等

(3) 野生鳥獣の保護管理の推進

鳥獣保護諸費	自然環境課	10,715	10,604	10,740	鳥獣保護区管理等
キジ放鳥事業費	自然環境課	1,665	600	600	キジの放鳥
人と野生鳥獣との共生推進事業	自然環境課	4,545	4,212	4,404	クマ・イノシシ・サル・ニホンジカの生息状況調査等、人との共生のあり方を検討
野鳥観察舎管理費	自然環境課	393	393	393	施設管理運営費
大型獣対策事業費	自然環境課	13,154	21,642	26,999	里山クマ対策、シカ被害未然防止対策の推進
ニホンジカ捕獲促進事業費	自然環境課	16,691	16,691	16,636	ニホンジカの生息数抑制に向けた捕獲の実地

(4) 自然とのふれあいの推進

のと海洋ふれあいセンター調査研究費	自然環境課	850	850	850	能登半島を中心とした浅海域の生物に関する調査研究
国立公園保護管理費	自然環境課	1,408	1,334	1,389	白山国立公園の管理
国定公園保護管理費	自然環境課	2,451	2,243	2,243	国定公園の管理等
自然公園施設管理費	自然環境課	76,202	78,302	78,876	施設の管理運営
白山室堂公衆トイレ整備費	自然環境課	154,616	11,660	—	水洗トイレへの建て替え
南竜ヶ馬場公衆トイレ整備費	自然環境課	60,000	203,000	80,000	水洗トイレへの建て替え
国定公園等環境整備事業費	自然環境課	16,772	22,750	39,625	国定公園施設の整備等
県有施設緊急修繕事業費	自然環境課	54,500	43,300	34,844	老朽化した県有施設の修繕
のと海洋ふれあいセンター費	自然環境課	25,341	25,341	25,341	施設管理運営、普及啓発等
夕日寺健民自然園管理費	自然環境課	12,746	12,746	12,746	施設管理運営等
いしかわ自然学校推進事業費	自然環境課	6,628	6,417	6,350	自然環境を活用した多様な自然体験の場とプログラムを提供する「いしかわ自然学校」の開設
里山子ども園推進事業費	温暖化・里山対策室	3,000	3,000	3,000	里山を活用した自然体験プログラムの実施及び普及
森林公園の整備及び管理	観光企画課	120,203	120,381	120,250	施設管理運営費
健康の森の整備及び管理	観光企画課	14,337	12,984	12,984	施設管理運営費
県民の森の整備及び管理	観光企画課	21,901	21,666	21,666	施設管理運営費
いしかわ動物園運営費	観光企画課	236,710	295,389	249,028	施設管理運営費
ふれあい昆虫館運営費	観光企画課	110,883	115,435	111,883	施設管理運営費
いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業	農業基盤課	4,281	4,545	5,124	小学校における農業・農村の多面的機能の理解促進
いしかわ子ども自然学校推進事業費	生涯学習課	5,887	5,573	6,382	自然環境を利用した多様な自然体験の場とプログラムの提供及び指導者養成等
自然史資料館管理費	生涯学習課	50,765	48,404	47,808	施設管理運営、教育普及プログラムの実施等

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

4 生活環境の保全

(1) 流域全体として捉えた水環境の保全

① 健全な水環境の保持

地盤沈下等対策費	環境政策課	13,711	13,145	13,505	水準測量、観測井による調査等
奥地保安林保全緊急対策事業費	森林管理課	104,182	35,000	35,000	奥地の森林や溪流を整備し良質な生活用水等を確保
環境林整備事業費	森林管理課	307,000	339,200	309,340	放置竹林の除去等
河川環境整備費	河川課	46,261	54,326	42,685	河川の管理及び利用のための管理用道路整備や高水敷の整備

② 良好で安全な水質の保全

浄化槽対策費	都市計画課	3,842	3,888	4,027	浄化槽の検査指導
農業集落排水事業費	都市計画課	255,556	141,431	145,031	農業集落排水整備への助成
生活排水処理施設整備普及促進費	都市計画課	49,303	45,239	42,688	汚水処理人口増加分に係る補助金
排水基準監視指導費	環境政策課	3,045	2,845	2,845	排水基準の監視指導
水質環境基準等監視調査費	環境政策課	40,640	40,754	42,814	環境基準、地下水の水質等の監視調査
水道水等水質検査費	環境政策課	2,312	3,702	2,363	水質検査、飲料水の安全確保対策
生活基盤施設耐震化等事業費	環境政策課	426,641	492,195	995,975	水道施設の耐震化等への助成
水源水質検査費	水道企業課	1,178	2,329	2,595	水道水源の水質監視調査
水と緑のふれあいパーク活用推進費	河川課	1,450	1,450	1,650	木場潟での水生植物活用水質浄化施設水質調査等
漁場環境調査事業費	水産総合センター	100	100	100	漁場環境の監視、情報収集

③ 水辺環境の保全

閉鎖性水域環境保全事業費	環境政策課	3,000	3,000	3,000	河北潟における水質浄化技術の実証実験・水質浄化材の設置
海岸クリーン運動推進事業費	水産課	2,200	2,200	2,800	海岸清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」の支援
水辺のフレッシュアップ事業費	河川課	65,998	65,998	65,998	河川美化事業等

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

(2) 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

大気汚染監視網管理費	環境政策課	59,453	55,740	58,997	大気汚染の状況等の監視
大気監視測定機器整備費	環境政策課	14,742	10,239	17,514	大気測定機器等の整備
有害大気汚染物質対策費	環境政策課	1,646	1,646	1,646	有害大気汚染物質測定等
大気特定施設監視調査費	環境政策課	530	700	700	ばい煙発生施設等調査
自動車騒音環境基準監視調査費	環境政策課	3,391	4,152	4,031	自動車騒音実態調査
航空機騒音実態調査費	環境政策課	1,945	1,923	1,923	航空機騒音実態調査
新幹線騒音環境基準等達成状況調査費	環境政策課	1,528	1,528	1,528	新幹線騒音環境基準等達成状況調査
新幹線騒音環境基準類型指定調査費	環境政策課	—	—	6,762	新幹線騒音環境基準類型指定の見直しのための調査
悪臭規制対策費	環境政策課	228	197	197	悪臭実態調査
休廃止鉱山坑廃水処理事業費	環境政策課	7,672	7,460	8,085	旧尾小屋鉱山の廃水処理に係る補助金
土壌汚染対策事業費	環境政策課	140	99	99	土壌汚染リスク情報の収集、法の周知・普及啓発
酸性雨調査費	環境政策課	1,084	360	498	酸性雨実態調査
石綿規制指導費	環境政策課	1,284	877	877	石綿飛散防止のための立入調査
ダイオキシン類環境調査費	環境政策課	12,037	15,664	15,664	ダイオキシン類環境実態調査等
家庭用品規制対策費	環境政策課	193	193	193	家庭用品の監視指導、試買調査
化学物質環境汚染実態調査費	環境政策課	1,524	1,904	2,258	環境中の化学物質実態調査等
PRTR事業費	環境政策課	68	68	68	特定化学物質の排出量・移動量の調査
農産物等残留農薬安全確保対策費	薬事衛生課	6,210	6,210	6,210	農産物等の残留農薬検査
食の安全・安心生産工程管理推進事業	生産流通課	1,882	2,076	1,260	講演会の開催等によるGAPの普及推進
農薬等安全使用対策事業費	農業政策課	3,392	3,419	5,251	農薬及び肥料の適正な生産流通、使用の指導監督、実証圃の設置、栽培講習会等の開催による安全安心な農産物生産

(3) 環境美化、修景、景観形成

健民運動の推進	県民交流課	1,883	2,605	2,742	花いっぱいコンクールの実施等
美しい石川の景観づくり推進費	都市計画課	2,840	3,833	3,833	いしかわ景観総合条例に基づく各種景観施策の実施

(4) 開発行為に係る環境配慮

環境影響評価審査費	環境政策課	1,148	2,858	1,130	大規模開発に関する環境アセスメントの審査
-----------	-------	-------	-------	-------	----------------------

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

5 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

(1) 環境に配慮した産業活動の推進

協同組合等強化事業費 (環境適応対策事業費)	経営支援課	100	100	100	中小企業者の産業廃棄物・リサイクル資源の処理に対する意識調査及び関係法令、先進事例等の啓発
資源循環型畜産確立推進事業費	畜産振興・防疫対策課	406	365	347	家畜排せつ物の管理の適正化の推進、指導
環境にやさしい農業推進事業費	生産流通課	525	525	525	有機・減農薬農産物の生産振興及び耕畜連携による環境保全型農業に対する助成
有機農産物認証事業費	農業政策課	526	522	720	JAS法に基づく有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者の認証

(2) 環境ビジネスの推進

環境保全資金貸付金	環境政策課	148	140	167	中小企業の環境保全施設整備費用等を融資
地球温暖化対策資金貸付金	温暖化・里山対策室	0	0	175	中小企業の地球温暖化対策施設整備費用等を融資
企業エコ化促進事業費	温暖化・里山対策室	1,483	1,600	1,323	企業のエコ化、エコデザイン賞の贈賞

(3) 農業・農村における多面的機能の維持・発揮

中山間地域等直接支払事業	里山振興室	504,415	521,743	532,768	農地の保全、管理
里山地域活性化推進事業費	里山振興室	1,596	1,300	2,400	グリーンツーリズムの普及啓発

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
-----	-----	--------	--------	--------	------

6 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

(1) 環境教育・環境学習の推進

いしかわ環境情報サイト運営費	環境政策課	259	300	300	県内のNPO、大学、研究機関、企業等が有している環境に関する知識、知恵、情報等を集積し、活用するシステムの管理・運営
県民エコステーション事業費	環境政策課 温暖化・里山対策室	19,929	19,754	21,215	いしかわ環境パートナーシップ県民会議が行う環境情報の提供、環境学習講座の開催、環境保全活動支援等に対する補助
環境教育推進費	環境政策課	1,760	1,836	1,836	環境月間ポスターコンクールの実施、環境白書の作成等

(2) 環境研究、国際環境協力の推進

自然保護センター研究普及費	白山自然保護センター	2,545	2,399	2,399	白山地域の自然と文化に関する基礎的応用的な調査研究費
白山における高山生態系の長期モニタリング（モニ1000）調査	白山自然保護センター	1,177	1,129	1,188	白山高山帯における植生、気温、ハイマツ成長量、開花状況及び昆虫類調査
金属積層造形物の高性能化のための設計技術に関する研究	工業試験場	1,500	1,500	—	金属3Dプリンタの活用し優れた機械特性、及び放熱特性を有するラティス構造体を試作する。
航空機用チタン合金鋳造部材をターゲットとした3Dプリンタによる砂型作製と鋳造技術の開発	工業試験場	2,216	2,217	—	チタン合金を用いて複雑な航空機部材を製造し、軽量化とエンジン効率の向上を図る。
金属空気電池の実現に向けた固体電解質の開発	工業試験場	—	1,500	1,500	再生可能エネルギーの変動安定化と貯蔵を目的に高容量・低コスト蓄電池（金属空気電池）の固体電解質の開発を行う。
加賀地域における地中熱利用システムの適地評価	工業試験場	—	435	550	地下水を利用するオープンループ方式の地中熱ヒートポンプを用いて適地評価に関する基盤情報を蓄積する。
無機材料への漆蒔絵形成技術の研究	工業試験場	500	439	—	金属やガラスなどの無機材料へ、線や点などの小面積でも剥離や摩耗しない、耐久性に優れた蒔絵方法を開発する。
環境配慮型紫外線処理プロセスによる高分子表面改質技術の開発	工業試験場	—	1,750	1,500	合成繊維やプラスチック等高分子材料の親水化加工を目的に繊維加工剤や印刷インクを溶剤系から水系へ変更する。
脱炭素社会の実現を推進する革新的リグニン系高機能材料の開発	工業試験場	10,000	8,000	18,000	木質材料の有効活用を目的に改質リグニン樹脂と炭素繊維を材料とする複合材料を試作し、力学的性質を評価する。
酸化皮膜を用いた環境対応型一次防錆技術の開発	工業試験場	—	345	550	黒染処理に使用される強アルカリに代わる熱水等を用いた一次防錆技術を開発する。
新規合成プロセスを用いた環境対応型窒化物セラミックス原料の開発	工業試験場	—	345	600	窒素源に有機窒化合物を用いて、放熱性や耐久性に優れた窒化アルミニウムや窒化珪素原料を開発する。
微小粒子状物質（PM2.5）の成分組成による発生源解析	保健環境センター	634	384	540	PM2.5中に含まれる多環芳香族炭化水素類、イオン成分等5成分を調査するとともに、発生源を解析する方法を検討する。

(単位：千円)

事業名	担当課	R2最終予算	R3最終予算	R4現計予算	事業内容
河北潟の沿岸透明度向上技術の検討	保健環境センター	498	416	266	透明度を低下させる湖水中懸濁物質の実態を調べるとともに、懸濁物質の沈降の促進又は除去する方法について検討する。
石川県内における地下水ひ素汚染の機構解明	保健環境センター	450	240	447	県内の地下水でひ素が環境基準を超過する事例がみられ、その原因は自然由来と推定されている。県内の自然由来と推定される地下水ひ素汚染について、その汚染機構を解明する。
石川県内における生活関連化学物質の実態調査	保健環境センター	431	394	735	環境省の化学物質環境実態調査の初期環境調査において検出のあった生活関連化学物質(PPCPs)について、分析法の検討を行い、概況調査及び詳細調査により県内河川における濃度分布を把握する。
環境放射線モニタリングに関する調査研究	保健環境センター	4,535	4,535	4,535	環境中の放射性物質の実態及び挙動調査を行う。
国際環境協力推進事業費	環境政策課 温暖化・里山対策室	—	—	—	中国江蘇省・韓国全羅北道・ドイツとの環境協力

2 石川県の環境関係行政組織（令和4年4月8日現在）



3 審議会等関係資料

(1) 石川県環境審議会委員及び専門委員会所属一覧表

任期：R4. 8. 1～R6. 7. 31 ◎は部会長(R4. 8. 24現在)

区分	氏名	役職名	所属部会								
			計企 画画	低環 境負 荷減	社持 会続 形成 可能	自然 共生	評環 境影 響	温 泉			
委員	青海 万里子	金沢エコライフくらぶ代表	○		○						
	池本 良子	金沢大学名誉教授		◎				○			
	市原 あかね	金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授	○	○							
	井村 久則	金沢大学名誉教授	○					◎			
	浮田 美穂	弁護士		○	○						
	尾島 恭子	金沢大学融合研究域融合科学系教授			○	○					
	神谷 隆宏	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系教授				○			◎		
	神谷 ますみ	(公財)いしかわ女性基金評議員		○		○					
	北 智子	J A石川県女性組織協議会会長	○	○							
	城戸 照彦	金沢大学名誉教授、客員教授	○	○							
	汲田 幹夫	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授						○	○		
	河内 久美子	金沢学院短期大学副学長兼教学部長、教授			○			○			
	近藤 安為	石川県森林組合連合会代表理事会長	○			○					
	新 広昭	金沢星稜大学副学長・教授	○		○						
	甚田 和幸	石川県町会区長会連合会副会長	○						○		
	轟 千栄子	石川県医師会理事	○	○							
	中村 明子	弁護士				○			○		
	会長	中村 浩二	石川県立自然史資料館館長、金沢大学名誉教授	○			○				
		能木場由紀子	石川県婦人団体協議会会長		○	○					
野口 強		(株)北國新聞社論説委員	○		○						
橋本 昌子		金沢商工会議所女性会副会長・評議員	○		○						
早川 和一		金沢大学名誉教授	◎	○							
早川 芳子		会議通訳者	○		○						
林 良茂		金沢大学名誉教授	○		◎						
番匠 未樹		石川県青年団協議会情宣局長			○	○					
古池 博		石川県地域植物研究会会長	○			○					
会長職務代理		丸山 利輔	石川県立大学参与	○			◎				
		村上 陸	日本労働組合総連合会石川県連合会副事務局長	○		○					
		村山 卓	石川県市長会会長	○		○					
		森谷 誠市郎	日本放送協会金沢放送局コンテンツセンター長		○	○					
		八木 光世	(株)中日新聞社北陸本社編集局長		○	○					
		矢田 富郎	石川県町長会会長	○		○					
		米澤 千鶴子	石川県漁業協同組合前常勤監事		○		○				
		委員計	総数 33人	20	12	16	10	4	4		
		専門委員	荒木 重則	(一社)石川県繊維協会理事			○				
			猪股 勝彦	金沢大学名誉教授		○					
岩田 佳雄	公立小松大学生産システム科学部教授							○			
上田 哲行	石川県立大学名誉教授							○			
大河原 恭祐	金沢大学理工研究域生命理工学系准教授							○			
大田 昇	石川県果樹園芸協会副会長			○							
桂木 実	粟津温泉観光協会会長								○		
金川 克子	石川県立看護大学参与								○		
鹿野 祐司	片山津温泉旅館協同組合代表理事								○		
川畑 誠	(公財)石川県埋蔵文化財センター所長							○			
北浦 勝	金沢大学名誉教授							○			
蔵 義広	石川県消防長会会長								○		

区 分	氏 名	役 職 名	所 属 部 会					
			計企 画画	低環 境負 荷減	社持 会統 形成 可能	自然 共生	評環 境影 響 価	温 泉
	小泉 孝史	和倉温泉合資会社代表社員						○
	香坂 玲	東京大学大学院農学生命科学研究科教授				○		
	白川 郁栄	日本野鳥の会石川副代表				○		
	鈴木 信雄	金沢大学環日本海域環境研究センター教授					○	
	瀬戸 章文	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授					○	
	高山 盛司	(一社)石川県産業資源循環協会会長			○			
	田向 公一	山中温泉旅館協同組合理事						○
	垂水 弘夫	金沢工業大学建築学部教授			○			
	塚口 直史	石川県立大学准教授					○	
	辻森 金市	(一社)石川県猟友会会長				○		
	鶴山 庄市	(一社)石川県建設業協会副会長			○			
	永井 隆幸	山代温泉旅館協同組合専務理事						○
	中川 秀昭	金沢医科大学客員教授		○				
	中野 真理子	石川県立自然史資料館学芸員・副館長					○	
	長谷部 徳子	金沢大学環日本海域環境研究センター教授						○
	林 正一	白山の自然を考える会顧問				○		
	松本 要	(一社)石川県鉄工機電協会常任理事・環境委員長			○			
	村山 和臣	(公社)石川県観光連盟理事				○		
	専門委員計	総数 30人	0	3	5	5	9	8
合 計		総数 63人	20	15	21	15	13	12

※名簿は、五十音順

(2) 石川県公害審査会委員名簿

(R4.4.1現在)

区 分	氏 名	役 職 名
会 長	山崎 正美	弁護士
会 長 代 理	宮前 悟	弁護士
委 員	池本 良子	金沢大学名誉教授
	一恩 英二	石川県立大学生物資源環境学部教授
	浮田 美穂	弁護士
	喜成 年泰	金沢大学設計製造技術研究所教授
	合田 篤子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
	多久和 典子	石川県立看護大学名誉教授・医師
	中村 裕之	金沢大学医薬保健研究域医学系教授
	中村 清	(株)中日新聞社名古屋本社編集局次長
	西条 旨子	金沢医科大学医学部嘱託教授
	横山 朱門	(株)北國新聞社取締役論説主幹

(会長、会長代理を除き50音順)

(3) 石川県環境審議会の審議状況（令和3年度）

年月日	名 称	審 議 事 項
R3.5.13	環境影響評価部会	(仮称)能登中風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (諮問R3.4.27) (仮称)七尾志賀風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (諮問R3.4.28)
R3.5.31	環境影響評価部会	(仮称)輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (諮問R3.5.12) (仮称)虫ヶ峰風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (諮問R3.5.24)
R3.6.7	環境影響評価部会	(仮称)中能登ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について (諮問R3.5.31)
R3.7.15	環境影響評価部会	(仮称)能登中風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申R3.7.20) (仮称)七尾志賀風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申R3.7.20)
R3.7.28	環境影響評価部会	(仮称)輪島市南志見風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申R3.8.3) (仮称)福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (諮問R3.5.18 答申R3.8.3)
R3.8.5	環境影響評価部会	(仮称)虫ヶ峰風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申R3.8.17)
R3.8.18	環境影響評価部会	(仮称)中能登ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について (答申R3.8.26)
R3.11.5	環境影響評価部会	(仮称)珠洲大谷峠ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について (諮問R3.8.25 答申R3.11.18)
R3.12.24	企画計画部会及び持続可能な社会形成部会	石川県環境総合計画の一部改定について (諮問R3.11.30)
R4.2.1	環境影響評価部会	(仮称)輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書について (諮問R4.1.5)
R4.2.28	環境負荷低減部会	令和4年度水質測定計画について (諮問R4.2.16 答申R4.3.4)
R4.3.24	自然共生部会	石川県指定希少野生動植物種の追加指定について (諮問R4.2.9 答申R4.3.24) 第3期石川県ツキノワグマ管理計画の策定について (諮問R4.2.9 答申R4.3.24) 第3期石川県ニホンザル管理計画の策定について (諮問R4.2.9 答申R4.3.24) 第3期石川県イノシン管理計画の策定について (諮問R4.2.9 答申R4.3.24) 第3期石川県ニホンジカ管理計画の策定について (諮問R4.2.9 答申R4.3.24)
R4.3.29	環境影響評価部会	(仮称)輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書について

4 環境行政年表

- 昭和30年7月1日
白山が国定公園に指定される
- 昭和34年6月1日
航空自衛隊小松基地隊発足
- 昭和37年11月12日
白山国定公園が国立公園に昇格、景観地保護事業に着手
- 昭和38年7月10日
石川県立自然公園条例施行
- 昭和39年7月
公害対策協議会発足
- 昭和42年10月1日
山中・大日山、獅子吼・手取の県立自然公園を指定
- 昭和43年5月1日
能登半島国定公園、越前加賀海岸国定公園が指定される
- 昭和44年4月1日
厚生部環境衛生課に公害係（3名）設置
- 昭和44年4月1日
石川県公害防止条例を施行、石川県公害対策審議会を発足
- 昭和44年6月10日
公害対策審議会委員30名を任命、18日初会合
- 昭和45年3月23日
石川県公害防止条例施行規則を施行
- 昭和45年4月1日
厚生部に公害対策室（6名）設置
- 昭和45年4月1日
騒音規制地域を指定（金沢市）
- 昭和45年4月1日
公害防止施設整備資金融資制度を創設
- 昭和45年6月1日
碓石ヶ峰県立自然公園を指定
- 昭和45年8月17日
石川県公害対策本部を設置
- 昭和45年9月1日
公害対策室を公害課（12名）に昇格
- 昭和45年9月1日
衛生研究所の生活環境科（6名）を公害部（13名）に昇格
- 昭和45年9月10日
金沢大学等による梯川流域住民の精密検診の結果を発表（カドミウムによる中毒症状及びイタイイタイ病の疑いのある者は認められず）
- 昭和45年11月1日
石川県公害紛争処理等に関する条例及び同施行規則を施行
- 昭和45年12月
衛生研究所を金沢市三馬に新築移転
- 昭和46年3月20日
石川県公害防止条例を一部改正（経済発展との調和条項の削除等）
- 昭和46年4月1日
厚生部内に公害局（28名）を設置、企画調整課（12名）、規制指導課（15名）の2課で発足
- 昭和46年7月7日
石川県公害防止条例を一部改正（水質審議会を規定）
- 昭和46年10月1日
石川県自然保護条例を施行
- 昭和46年10月15日
公害局を公害環境部（41名）に昇格し、環境整備課（環境保全、廃棄物）を設置
- 昭和46年10月15日
衛生研究所を衛生公害研究所に改称
- 昭和47年3月31日
北陸鉱山（株）、鉱業権放棄
- 昭和47年4月1日
水質環境基準の類型指定（犀川、浅野川）
- 昭和47年9月8日
公害環境モニター制度発足
- 昭和47年9月27日
日本鉱業（株）に対し鉱害防止措置命令
- 昭和47年10月1日
上乘せ排水基準条例（水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例）を施行（犀川、浅野川）
- 昭和47年10月17日
北陸鉱山（株）に対し鉱害防止措置命令
- 昭和48年3月30日
水質環境基準の類型指定（大野川、大聖寺川）
- 昭和48年5月1日

騒音規制地域を指定（金沢市、七尾市、野々市町、内灘町）
昭和48年5月1日
悪臭規制地域を指定（金沢市）
昭和48年7月1日
白山自然保護センター開館
昭和48年7月5日
環境整備課を環境保全課に改称
昭和48年7月6日
排水基準を定める条例の一部改正（大野川、大聖寺川を追加）
昭和48年7月6日
自然環境保全審議会設置
昭和48年9月1日
白山一里野県立自然公園を指定
昭和48年10月1日
尾小屋鉾山鉾害防止事業（鉾害防止義務者不存在のもの）着手
昭和48年10月6日
石川県自然環境保護条例を施行、石川県自然保護条例を廃止
昭和48年11月5日
梯川流域汚染防止対策室を設置
昭和48年12月17日
大気監視センター発足
昭和49年3月25日
梯川流域の農用地土壌汚染細密調査開始
昭和49年3月30日
水質環境基準の類型指定（梯川、新堀川、御祓川、河原田川）
昭和49年4月12日
石川県産業廃棄物処理計画を策定
昭和49年7月19日
排水基準を定める条例の一部改正（梯川、新堀川、御祓川を追加）
昭和49年9月27日
石川県大気汚染緊急時対策要綱を施行
昭和49年10月22日
石川県自然環境保全基本方針を定める
昭和50年1月1日
石川県公害防止条例を一部改正（地下水採取規制を追加）
昭和50年3月28日
水質環境基準の類型指定（手取川、七尾湾）

昭和50年3月31日
農用地土壌汚染対策地域（小松市梯川流域）を指定
昭和50年4月1日
石川県公害紛争処理等に関する条例を一部改正（公害審査会に関する規定を追加）
昭和50年5月1日
騒音規制地域を指定（小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、根上町、寺井町、津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町、志賀町）
昭和50年5月1日
悪臭規制地域を指定（七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、根上町、寺井町）
昭和50年7月8日
排水基準を定める条例の一部改正（手取川、七尾湾を追加）
昭和50年9月16日
小松、加賀両市の住民12名、「ファントム等ジェット戦闘機騒音差し止め請求訴訟」提訴
昭和50年10月4日
小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定（10・4協定）締結
昭和51年2月1日
石川県公害防止条例施行規則を一部改正（地盤沈下地域指定）
昭和51年3月30日
水質環境基準の類型指定（羽咋川、若山川）
昭和51年4月1日
公害環境部を環境部と改称
昭和51年4月1日
大気監視センターを衛生公害研究所に吸収
昭和51年4月9日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
昭和51年4月26日
小松基地騒音防止対策協議会発足
昭和51年5月1日
騒音規制地域を指定（山中町、辰口町、川北町、美川町、鶴来町、志雄町、押水町、鹿島町、鹿西町、鳥屋町、田鶴浜町、中島町、能登島町）
昭和51年5月1日
悪臭規制地域を指定（内灘町、野々市町、美

川町、鶴来町)
昭和51年5月1日
国、県、関係市町村の三者共同による小松基地周辺の騒音常時測定開始
昭和51年7月6日
排水基準を定める条例の一部改正（加賀沿岸海域を追加）
昭和51年10月8日
県自然環境保全地域を指定（杉ノ水、打呂、菊水）

昭和52年4月1日
石川県し尿浄化槽指導要綱を施行
昭和52年4月15日
水質環境基準の類型指定（町野川、米町川、河北潟、河北沿岸海域、能登半島沿岸海域）
昭和52年5月1日
騒音規制地域を指定（富来町、穴水町、門前町、能都町、柳田村、内浦町）
昭和52年5月1日
悪臭規制地域を指定（津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町）
昭和52年6月10日
排水基準を定める条例の一部改正（河北潟、河北沿岸海域を追加）
昭和52年6月27日
梯川流域地域農用地土壌汚染対策計画策定
昭和52年7月25日
梯川流域の農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画策定
昭和53年3月31日
県自然環境保全地域を指定（犀川源流、唐島観音下）
昭和53年3月31日
水質環境基準の類型指定（金沢沿岸海域）
昭和53年3月31日
梯川流域汚染防止対策室を廃止

昭和53年5月1日
振動規制地域を指定（金沢市、七尾市、小松市、加賀市）
昭和53年7月7日
排水基準を定める条例の一部改正（金沢沿岸海域を追加）
昭和53年10月12日

農用地土壌汚染対策地域を追加指定
昭和53年12月28日
防衛施設庁は小松基地周辺について住宅防音工事助成区域である第一種区域（85WECPNL）を指定告示
昭和54年2月13日
石川県環境管理基本計画の公表

昭和54年5月1日
振動規制地域を指定（羽咋市、山中町、根上町、寺井町、辰口町、川北町、美川町、鶴来町、野々市町）
昭和54年6月20日
梯川流域農用地土壌汚染対策計画を変更
昭和54年7月5日
梯川流域の農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画を変更
昭和54年7月6日
排水基準を定める条例の一部改正（旅館業等の施設を追加）
昭和54年7月7日
金沢市内に光化学スモッグ注意報が、小松市内に同予報が初めて発令
昭和54年12月15日
梯川流域2号対策地域等の産米調査結果を発表（1ppmを超える高濃度のカドミウムを検出）
昭和55年2月27日
梯川流域汚染防止対策室を設置

昭和55年4月1日
企画調整課を環境調整課に、規制指導課を公害規制課に、環境保全課を自然保護課に各々改称
昭和55年5月1日
振動規制地域を指定（津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町、内灘町、志賀町、志雄町、押水町、鳥屋町、鹿島町、鹿西町）
昭和55年5月11日
県白山自然保護センターでは、天然記念物イヌワシの営巣を吉野谷村地内で発見し、幼鳥の巣立ちまでの約20日間の観察に成功
昭和55年7月4日
梯川流域の農用地土壌汚染見直し細密調査開始

- 昭和55年7月11日
北陸電力（株）が尾口村の尾添発電所建設計画に係る環境影響調査書を県に提示（5月9日）、県自然環境保全審議会は、この建設計画の環境保全に対する基本的な考え方が妥当である旨答申（電調審通過：7月30日）
- 昭和55年9月10日
防衛施設庁、小松基地に関し第一種区域（80WECPNL）の追加指定告示
- 昭和55年9月21日～10月21日
県では「美しい県土を守る運動推進月間」を設定し、重点目標として、空き缶等散在性廃棄物に対する啓発、し尿浄化槽の適正な維持管理の徹底、有リン合成洗剤の使用自粛の呼びかけを実施
- 昭和55年10月28日
鈴ヶ岳自然環境保全地域を指定
- 昭和55年12月15日
（社）石川県浄化槽協会（厚生大臣指定検査機関）、公共機関及び51人槽以上の浄化槽を対象に定期検査業務を開始
- 昭和56年4月1日
夕日寺健民自然園を開園
- 昭和56年4月16日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
- 昭和56年4月24日
振動規制地域を指定（輪島市、珠洲市、松任市、富来町、田鶴浜町、中島町、能登島町、穴水町、門前町、能都町、柳田村、内浦町）
- 昭和56年5月1日
悪臭規制地域を指定（富来町、志雄町、志賀町、押水町）
- 昭和56年7月3日
排水基準を定める条例の一部改正（病院、一般廃棄物処理施設を追加）
- 昭和56年12月1日
石川県公害防止条例を一部改正（深夜営業騒音等の規制）
- 昭和56年12月8日
ブナオ山観察舎が開館
- 昭和57年3月18日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
- 昭和57年4月1日
環境調整課と公害規制課を統合し、環境管理課が発足
- 昭和57年4月6日
悪臭規制地域を指定（田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町）
- 昭和57年6月10日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所建設計画に係る環境影響調査書を石川県など関係機関に提出（2月18日）、県は県公害対策審議会に対し、同発電所の環境保全対策について諮問（3月25日）、県公害対策審議会は概ね妥当なものとして認められる旨答申（電調審通過：7月9日）
- 昭和57年6月27日
防衛施設庁は小松基地に関し第一種区域（75WECPNL）の追加指定告示
- 昭和58年2月8日
県、北陸電力（株）及び日本海液化ガス（株）との間で、七尾大田火力発電所等に係る公害等の防止に関する基本協定及び細目協定締結
- 昭和58年2月24日
日本鉄道建設公団が北陸新幹線環境影響評価報告書案を県に提示（57年12月6日）、県は県公害対策審議会に対し同新幹線に係る環境保全対策について諮問（1月25日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものとして認められる旨答申（2月22日）、同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出
- 昭和58年3月4日
小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民318名、「ファントム戦闘機離陸等差し止め等請求訴訟」第二次訴訟提訴
- 昭和58年3月10日
農用地土壌汚染対策地域追加指定、一部指定解除
- 昭和58年5月1日
悪臭規制地域を指定（輪島市、穴水町）
- 昭和58年5月7日
金沢市普正寺町に石川県野鳥園開園
- 昭和58年7月2日
石川郡吉野谷村木滑に白山自然保護センター新庁舎開館
- 昭和58年7月12日
排水基準を定める条例の一部改正（羽咋川、

米町川、河原田川を追加)
昭和58年9月21日、22日
第4回快適環境シンポジウムを金沢市文化ホールで開催(環境庁、石川県、金沢市、(財)日本環境協会の共催)
昭和58年11月23日
夕日寺健民自然園に化石の広場開設
昭和58年12月1日
スパイクタイヤ使用自粛推進要綱を制定し、同日より施行
昭和59年1月14日
梯川流域地域農用地土壌汚染対策計画を変更
昭和59年1月21日
梯川流域に農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画を変更
昭和59年3月14日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和59年4月2日
傷病鳥救護事業の開始
昭和59年5月1日
悪臭規制地域を指定(珠洲市、能都町)
昭和59年7月3日
石川県公害紛争処理等に関する条例の一部を改正(申請手数料の引き上げ)
昭和59年10月5日
白山室堂に白山荘完成
昭和59年12月7日
尾小屋鉱山鉱害防止事業(鉱害防止義務者不存在のもの)完了
昭和59年12月20日
防衛施設庁は小松基地に関し、第1種区域等の変更指定告示
昭和60年2月15日
石川県公害防止条例施行規則を一部改正(騒音の決定方法)
昭和60年3月8日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和60年5月1日
悪臭規制地域を指定(山中町、辰口町、川北町、内浦町)
昭和60年5月1日
騒音・振動指定地域の一部改正(寺井町)
昭和60年10月1日

石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を施行
昭和60年10月1日
石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規制を施行
昭和60年10月1日
排水基準を定める条例の一部改正(町野川、若山川、能登半島沿岸海域を追加)
昭和60年10月16日
昭和60年度「くらしの中の水」シンポジウムを金沢市で開催
昭和60年12月13日
石川県公害紛争処理等に関する条例の一部を改正(規定の整理)
昭和61年1月12日
石川県公害防止条例の一部を改正(水質審議会を公害対策審議会に統合)
昭和61年1月12日
石川県公害対策審議会規則の一部を改正
昭和61年3月27日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和61年5月1日
悪臭規制地域を指定(門前町、柳田村)
昭和61年5月1日
騒音・振動指定地域の一部改正(小松市、松任市、根上町)
昭和61年5月21日
「小松基地周辺的生活環境保全対策」と財政措置の強化に関する要望書、国へ提出
昭和61年7月12日
白山国立公園市ノ瀬野営場開場
昭和61年10月23日
昭和61年度「くらしの中の水」シンポジウムを七尾市で開催
昭和61年11月19日
北陸電力(株)が能登原子力発電所(1号機)建設計画に係る環境影響調査書を提出(6月16日)、県は県公害対策審議会に対し、同発電所の環境保全対策について諮問(7月21日)、県公害対策審議会は安全確保対策についての意見具申書を添付し、概ね妥当である旨答申(電調審通過12月18日)
昭和62年1月4日
河北潟野鳥観察舎が開館

昭和62年 3月23日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和62年 3月31日
全窒素、全燐に係る水質環境基準の類型指定
(河北潟)

昭和62年 5月 1日
悪臭規制地域・規制基準の一部改正(金沢市、野々市町、内灘町)

昭和62年 5月 1日
騒音・振動指定地域の一部改正(金沢市、野々市町、内灘町、津幡町)

昭和62年 7月 1日
排水基準を定める条例の一部改正(冷凍調理食品製造業、地方卸売市場等の施設を追加)

昭和62年 7月10日
北陸電力(株)が七尾大田火力発電所の建設計画の変更及び環境調査の実施を石川県など関係機関へ申し入れ

昭和62年 7月18日
白山国立公園指定25周年記念事業としてシンボルマーク制定

昭和62年 8月 8日
加賀禅定道を復元し、一般供用開始

昭和62年 9月29日
第10回リモートセンシングシンポジウムを金沢市で開催(科学技術庁、宇宙開発事業団、(社)経済団体連合会、(財)リモートセンシング技術センター、石川県の共催)

昭和62年10月23日
昭和62年度「くらしの中の水」シンポジウムを加賀市で開催

昭和62年10月27日
第3回日仏アメニティ会議の地方会議を金沢市で開催

昭和62年11月17日
第6回道路粉じん問題行政連絡会議を金沢市で開催

昭和62年11月21日
能登原子力発電所建設準備工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力(株)との間で締結

昭和62年11月25日
北陸電力(株)が能登原子力発電所の準備工事に着手

昭和62年12月15日
日本鉄道建設公団が北陸新幹線環境影響評価報告書案を提示(10月7日)、県は県公害対策審議会に対し同新幹線に係る環境保全対策について諮問(10月27日)、県公害対策審議会は概ね妥当なものとして認められる旨答申(12月14日)、同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出

昭和63年 1月10日
県民海浜公園野鳥の森開設

昭和63年 3月25日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和63年 3月29日
全窒素、全燐に係る水質環境基準の類型指定
(柴山潟、北潟湖)

昭和63年 4月 1日
騒音に係る環境基準の類型指定(金沢市、野々市町、内灘町)

昭和63年 5月 1日
騒音・振動指定地域の一部改正(羽咋市)

昭和63年 7月10日
石川県環境美化県民大会を内浦町で開催

昭和63年 7月23日、24日
第30回 自然公園大会を内浦町で開催

昭和63年11月27日
県は公害対策審議会に対し、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書案について説明、県公害対策審議会は運用に当たっての意見を添付し、妥当なものとして建議

昭和63年12月 1日
志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(以下「安全協定」という。)を県、志賀町、富来町及び北陸電力(株)との間で締結

昭和63年12月 1日
志賀原子力発電所建設工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力(株)との間で締結。北陸電力(株)が志賀原子力発電所の建設工事に着工

平成元年 3月31日
梯川流域汚染防止対策室を廃止

平成元年 4月 1日

原子力安全対策室を設置
平成元年4月9日
夕日寺健民自然園ふれあいセンターが開館
平成元年7月15日
ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の施行
平成元年7月21日
加賀禅定道、奥長倉に避難小屋完成
平成元年8月20日
自然に親しむつどいを白峰村で開催
平成元年9月29日、30日
「環日本海域における酸性雨・雪」シンポジウムを金沢市で開催（文部省国際学術研究班主催、石川県環境部協賛）
平成元年10月1日
水質汚濁防止法改正（地下水汚染の未然防止）
平成元年11月24日
志賀原子力発電所建設工事に日本工業規格不適合の建設資材が使用された件について、県、志賀町及び富来町が安全協定に基づく立入調査を実施
平成元年11月30日
つるぎ国民休養ビジターセンターが、獅子吼高原（鶴来町）レストハウス内に完成
平成2年2月1日
石川県土地対策指導要綱の一部改正に伴い石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領を施行
平成2年2月16日
石川県原子力環境安全管理協議会を設置し同協議会に石川県環境放射線測定技術委員会及び石川県温排水影響検討委員会を設置
平成2年4月1日
志賀町監視センター開設
平成2年4月28日、29日
第3回巨木を語ろう全国フォーラムを加賀市で開催
平成2年5月12日、13日
第44回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を金沢市で開催
平成2年5月31日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所（1号機）一部計画変更に伴う環境影響調査書を石川県など関係機関に提出（平成元年12月6日）、県は県公害対策審議会に対し同発電所の環境保全対策について諮問（平成2年2月2日）、

県公害対策審議会はおおむね妥当なものと認める旨答申（電調審通過：7月23日）
平成2年7月1日
いしかわかんきょうフェアを開催
平成2年7月1日
志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視及び温排水影響調査を開始
平成2年8月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の改正・施行
平成2年8月5日
第2回自然に親しむつどいを羽咋市で開催
平成2年9月30日
酸性雨・雪セミナー「酸性雨・雪問題を理解するために」を金沢市で開催（文部省国際学術研究班主催、石川県環境部共催）
平成2年10月1日、2日
第2回国際学術研究公開シンポジウム「環日本海における酸性雨・雪」を金沢市で開催（文部省国際学術研究平井班主催、石川県環境部後援）
平成2年10月30日
第1回全国酸性雨調査研究連絡会議を金沢市で開催
平成2年10月31日～11月2日
第31回大気汚染学会を金沢市で開催（主催（社）大気汚染研究協会、石川県、金沢市）
平成2年12月18日
七尾大田火力発電所周辺の環境の保全に関する協定書を、県、七尾市及び北陸電力（株）との間で締結
平成3年3月13日
小松基地騒音差止等請求事件判決が言い渡される
平成3年5月31日、6月6日
北陸電力（株）が志賀原子力発電所初装荷燃料（計374体）搬入
平成3年7月1日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成3年8月25日
第3回自然に親しむつどいを小松市で開催
平成3年11月27日
エコビジネス懇話会を設置
平成3年12月1日

環境政策室を設置
平成4年2月28日
志賀原子力発電所の高燃焼度燃料の採用について、通商産業省の安全審査結果及び原子力環境安全管理協議会の審議（4年2月18日）を踏まえ、事前了解を回答

平成4年4月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正

平成4年6月9日
原子力防災訓練を実施

平成4年5月10日
国設白山鳥獣保護区管理センター開所式

平成4年6月29日
日本鉄道建設公団が、北陸新幹線の計画路線の一部変更（富山県境～金沢駅）に伴い、環境影響評価報告書案を県に提示（平成4年4月30日）、県は公害対策審議会に対し、同新幹線に係る環境保全対策について諮問（5月22日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものとして認められる旨答申（6月24日）、県は同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出

平成4年7月4日、5日
いしかわ・かんきょうフェアを開催

平成4年7月10日
中宮温泉集団施設地区野営場がオープン

平成4年7月23日
白山国立公園指定30周年記念講演会を開催

平成4年8月23日
第4回自然に親しむつどいを珠洲市で開催

平成4年10月9日
地球サミットセミナーINいしかわを金沢市で開催

平成4年12月16日
のと海洋ふれあいセンター建設工事起工式

平成5年3月31日
環境政策室を廃止

平成5年4月1日
環境部に環境政策課、環境整備課を設置

平成5年4月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正

平成5年5月11日
木場潟流域を水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域に指定

平成5年5月24日
北陸電力（株）が県、志賀町、富来町に志賀原子力発電所2号機に係る建設及び環境調査を申し入れ

平成5年6月10日
片野鴨池がラムサール条約による登録湿地として登録

平成5年7月16日
上乘せ排水基準を定める条例を一部改正（共同調理場のちゅう房施設等を規制対象に追加）

平成5年7月30日
志賀原子力発電所1号機が営業運転開始

平成5年8月22日
第5回自然に親しむつどいを金沢市で開催

平成5年9月27日
「いしかわの自然百景」の選定

平成5年10月9日、10日
いしかわ・かんきょうフェアを開催

平成5年11月1日
片野鴨池を国設鳥獣保護区に設定

平成5年11月5日
石川県廃棄物適正処理指導要綱を公布

平成6年3月10日
夕日寺健民自然園にトンボサンクチュアリー完成

平成6年3月
「いしかわクリーン・リサイクル推進計画」策定

平成6年4月19日
のと海洋ふれあいセンター開館

平成6年5月20日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所（2号機）環境影響調査書を提出（5年12月9日）、県は県公害対策審議会に対し同発電所の環境保全対策について諮問（6年2月18日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものとして認める旨答申（電調審通過：7月15日）

平成6年7月1日
片野鴨池健民自然園開設

平成6年7月6日

原子力防災訓練を実施
平成6年7月11日
産業廃棄物不法処理連絡協議会発足
平成6年8月20日、21日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成6年8月21日
第6回自然に親しむつどいを内浦町で開催
平成6年8月26日
志賀原子力発電所1号機は原子炉冷却材再循環ポンプ(B)が自動停止したため、原子炉を手動停止。北陸電力(株)では、復旧及び再発防止策工事を実施した後、9月8日から運転を再開
平成6年9月1日
石川県環境審議会発足
平成6年9月12日
中央環境審議会企画政策部会北陸ブロックヒアリング開催
平成6年9月26日
環境行政のあり方懇談会発足
平成6年10月1日
廃棄物処理センター設立準備室を設置
平成6年12月1日
七尾大田火力発電所の運転に係る環境の保全に関する細目協定書を改定
平成7年3月14日
七尾南湾流域、河北潟流域、柴山潟流域を生活排水対策重点地域に指定
平成7年3月17日
七尾大田火力発電所1号機運転開始
平成7年7月1日
石川県環境影響評価技術審査会設置
平成7年7月1日
木ノ浦野営場のオープン
平成7年8月20日
第7回自然に親しむつどいを山中町で開催
平成7年9月28日
「白山緑のダイヤモンド計画推進事業」の整備に着手
平成7年10月1日
「石川県環境影響評価要綱」施行
平成7年10月6日
「石川県環境基本条例」公布、施行
平成7年10月21日、22日

いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成7年11月27日
北陸電力(株)が志賀原子力発電所2号機建設に係る環境影響評価準備書を提出し、県環境影響評価技術審査会で準備書の内容を審査し、概ね妥当である旨答申(平成9年1月22日)。技術審査会の意見と関係市町長意見を踏まえ、概ね妥当との環境保全上の知事意見を北陸電力(株)に平成9年2月17日に交付(電調審通過:3月27日)
平成7年12月3日
九十九湾でジュズサンゴ群集の発見
平成8年2月17日
原子力発電所の耐震安全性に係る県民説明会開催
平成8年3月29日
医王山県立自然公園の指定
平成8年4月1日
環境部を環境安全部に改称
平成8年5月14日
志賀原子力発電所1号機は3月頃から原子炉冷却材再循環ポンプの軸封部のシール水出口流量の漸減の傾向等が認められたため原子炉を手動停止。北陸電力(株)では、復旧及び再発防止対策工事を実施した後、5月24日から運転を再開
平成8年8月18日
第8回自然に親しむつどいを富来町で開催
平成8年8月24日、25日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成8年11月19日
中国江蘇省南京市において石川県・江蘇省環境保全技術シンポジウムを開催
平成8年12月
「石川県分別収集促進計画」策定
平成9年1月8日
1月2日に発生したロシアタンカー沈没・油流出事故による重油が加賀市片野海岸に漂着。その後県内7市11町の沿岸に漂着
平成9年2月21日
「石川県環境基本計画」策定
平成9年3月31日
「第5次石川県産業廃棄物処理計画」策定

平成9年5月13日
いしかわ環境パートナーシップ県民会議設立

平成9年8月10日
第9回自然に親しむつどいを尾口村で開催

平成9年8月26日、27日
中国江蘇省南京市において石川県・江蘇省環境教育研究会を開催

平成9年10月4日、5日
いしかわ・かんきょうフェアを開催

平成9年10月25日
白山シンポジウム「白山の野生動物保護の未来を語る」を尾口村で開催

平成9年11月27日、28日
中国江蘇省無錫市において第1回生活排水対策技術検討会を開催

平成10年1月10日
志賀原子力発電所1号機は復水器細管漏えいに伴い、原子炉を手動停止（3月20日運転を再開）

平成10年1月24日
生物多様性シンポジウム・イン石川を開催

平成10年3月17日、18日
中国江蘇省南京市において第2回生活排水対策技術検討会を開催

平成10年3月
「石川県地球温暖化防止地域推進行動計画」策定

平成10年3月
「リサイクル型社会構築行動計画」策定

平成10年4月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正

平成10年4月7日
リサイクル推進室を設置

平成10年8月9日
第10回自然に親しむつどいを輪島市で開催

平成10年8月22日、23日
いしかわクールアースフェアを開催（いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成10年8月28日
志賀原子力発電所2号機準備工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結。北陸電力

（株）は9月1日より工事着手

平成10年9月12日～14日
国際海洋年記念フォーラム・イン石川を内浦町で開催

平成10年9月
「石川県リサイクル製品認定制度」創設

平成10年10月20日、21日
第2回石川県・江蘇省環境教育研究会を金沢市で開催

平成10年10月20日
第3回生活排水対策技術検討会を金沢市で開催

平成11年3月
「石川県ごみ処理の広域化計画」を策定

平成11年3月2日
中国江蘇省南京市において第4回生活排水対策技術検討会を開催

平成11年3月19日
「石川県環境影響評価条例」公布

平成11年4月1日
廃棄物処理センター設立準備室を産業廃棄物処理対策室に改称

平成11年4月1日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（金沢市、野々市町、内灘町）

平成11年5月1日
騒音、振動指定地域の一部改正（小松市、輪島市、羽咋市、松任市、根上町、川北町、美川町、野々市町、内灘町、志雄町、能都町）

平成11年6月14日
定期検査中の志賀原子力発電所1号機において、非常用ディーゼル発電設備B号機のディーゼルエンジンクランク軸にひびを確認。7月23日運転を再開

平成11年8月3日
志賀原子力発電所2号機増設について石川県原子力環境安全管理協議会における審議を踏まえ、了解

平成11年8月26日
志賀原子力発電所2号機建設工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）と締結。北陸電力（株）は、国の工事計画認可を得て、9月2日建設工事に着工

平成11年9月30日

石川県野鳥園を廃止

平成11年9月30日

茨城県東海村の(株)ジェー・シー・オー・ウラン燃料加工工場で臨界事故が発生。県では、この事故を受け、環境放射線観測局の増設及びオフサイトセンターの建設等、放射線監視及び原子力防災を更に強化

平成11年10月16日、17日

いしかわクールアースフェアを開催(いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援)

平成11年11月22日

国際環境保全技術検討会を金沢市で開催

平成12年3月

「環境にやさしい石川創造計画」を策定

平成12年4月1日

リサイクル推進室をグリーン化推進室に改称
産業廃棄物処理対策室を廃棄物処理対策事業推進室に改称

平成12年5月20日

医王山ビジターセンター(金沢市)オープン

平成12年5月28日

中宮展示館(吉野谷村)リニューアルオープン

平成12年6月28日

白山国立公園センター(白峰村)オープン

平成12年8月19日、20日

いしかわ・かんきょうフェアを開催(いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援)

平成12年11月10日～12日

環境教育ミーティング中部2000inいしかわ白峰村で開催

平成12年12月22日

志賀原子力発電所1号機の「9×9燃料の採用」等の原子炉施設の変更について石川県原子力環境安全管理協議会における審議を踏まえ、了解

平成13年3月1日

騒音に係る環境基準の類型指定の改正(七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、寺井町、川北町、美川町、鶴来町、津幡町、富来町、志雄町、志賀町、押水町、鳥屋

町、中島町、能都町、柳田村)

平成13年4月1日

騒音、振動指定地域の一部改正(七尾市、加賀市、寺井町、鶴来町、津幡町、富来町、志賀町、押水町、鳥屋町、中島町、柳田村)

「社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」を設立するとともに、環境保全活動の拠点となる「県民エコステーション」を開設

平成13年4月2日

いしかわ自然学校を本格開校し、県民エコステーションに事務局を設置

平成13年8月25日、26日

いしかわ環境フェア2001を開催(社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援)

平成13年10月23日

江蘇省から環境保全の訪問団を招聘し、第1回日中環境保全技術検討会を開催

平成14年1月9日

「石川県志賀オフサイトセンター」が、国からオフサイトセンターとして指定

平成14年3月1日

騒音に係る環境基準の類型指定(輪島市、珠洲市、根上町、辰口町、高松町、七塚町、宇ノ気町、田鶴浜町、鹿島町、能登島町、鹿西町、穴水町、門前町、内浦町)、類型指定の改正(金沢市、野々市町)

平成14年3月16日

特定鳥獣保護管理計画の策定

平成14年3月29日

「石川県ゼロエミッション行動計画」を策定(3月25日石川県環境審議会から答申)

平成14年4月1日

騒音、振動指定地域の一部改正(金沢市、輪島市、珠洲市、根上町、辰口町、野々市町、高松町、宇ノ気町、田鶴浜町、鹿島町、能登島町、鹿西町、穴水町、門前町、内浦町)

産業廃棄物の監視指導体制の充実(県内の産業廃棄物の排出事業者、処理事業者等に対して監視指導等を行い適正処理の推進を図るため、能登中部保健福祉センター及び南加賀保健福祉センターに「産業廃棄物監視機動班」を配置)

平成14年4月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正

平成14年4月2日
定期検査中の志賀原子力発電所1号機において、調整運転段階で原子炉冷却材再循環ポンプA号機の軸振動値に変動が認められたため、4月2日念のため原子炉を停止し、点検を実施

平成14年4月21日
里山保全ワーキングホリデイを推進するため、奥卯辰山健民公園、夕日寺健民自然園等において里山フェスティバルを開催。ゲストに今森光彦氏を迎え、金沢大学林学長、谷本知事も出席

平成14年6月26日
江蘇省から環境保全の訪問団を招聘し、第2回日中環境保全技術検討会を開催

平成14年7月1日
「社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」を「石川県地球温暖化防止活動推進センター」に指定

平成14年8月3日
白山緑のダイヤモンド計画で改修整備を進めていた白山室堂センターをはじめとする、室堂地区の施設がリニューアルオープンしたことにより、「白山国立公園指定40周年・室堂リニューアルオープン記念式典」を室堂で開催。谷本知事も出席

平成14年8月25日、26日
いしかわ環境フェア2002を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成14年9月11日～平成15年11月27日
石川県環境審議会において、環境総合条例（仮称）の在り方について審議
（諮問 平成14年9月11日、答申 平成15年12月15日）

※「環境総合条例（仮称）」は「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」として平成16年4月1日に施行

【審議経過】

平成14年9月11日	石川県環境審議会総会
平成14年10月10日	石川県環境審議会企画部会
平成14年10月16日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第1回）
平成14年11月12日	同（第2回）
平成14年12月14日	環境総合条例（仮称）策定のためのワークショップを開催（県主催）
平成14年12月18日～平成15年6月11日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第3回～第9回）
平成15年7月17日	石川県環境審議会企画部会
平成15年7月28日	石川県環境審議会総会
平成15年8月1日	「中間とりまとめ」を公表
平成15年8月13日～9月16日	「中間とりまとめ」に関するパブリックコメントの募集
平成15年8月20日～8月26日	県内4箇所においてタウンミーティングを開催
平成15年10月7日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第10回）
平成15年10月29日	石川県環境審議会企画部会
平成15年11月27日	石川県環境審議会総会
平成15年12月15日	環境審議会から知事に答申

平成15年3月10日
内灘町以北の24市町村を広域エリアとして平成12年5月に設立した「石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合」が県の協力のもと建設を進めてきた「石川北部RDFセンター」が完成し本格稼働を開始

平成15年3月31日
グリーン化推進室を廃止
廃棄物処理対策事業推進室を廃止

平成15年4月1日
組織の変更 環境整備課→廃棄物対策課
資源循環推進室の創設、水環境創造室の創設
石川中央保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置

平成15年5月14日
産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する初動体制の迅速化を図るため、産業廃棄物処理施設への立入検査権限を市町村職員にも与える県職員併任制度をスタート

平成15年6月1日

いしかわ自然学校インストラクタースクール
開校

平成15年7月17日

志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結

平成15年8月30日、31日

いしかわ環境フェア2003を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成15年10月15日

石川北部RDFセンターのNo. 2 RDF貯蔵サイロで異常発熱事故が発生。一旦、サイロ内のRDFを全て払出した後、安全対策を講じ、12月22日から貯蔵サイロにRDFの投入を再開

平成15年10月17日

日中平和友好条約締結25周年記念事業の一環として、石川県一江蘇省環境教育シンポジウムを中国江蘇省南京市において開催

平成15年11月1日

七ツ島を国が鳥獣保護区特別保護地区に指定

平成15年12月17日～平成16年3月24日

今後のRDF化事業全体の安全対策を改めて確立するため、昨年12月に石川北部RDF広域処理組合と共同して、大学や国の研究機関、行政機関等のメンバーで構成する「RDF事故防止対策評価委員会」を立上げ、計4回の評価委員会を開催

平成16年2月4日

中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催

平成16年2月18日

県庁舎において環境マネジメントシステム（ISO14001）を認証取得

平成16年3月1日

騒音に係る環境基準の類型指定の改正（小松市、松任市、美川町、野々市町、内灘町、鳥屋町）

平成16年3月23日

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（石川県条例第16号）公布

平成16年4月1日

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行、

同条例施行規則公布、施行

平成16年4月1日

騒音、振動指定地域の一部改正（小松市、松任市、美川町、野々市町、内灘町、鳥屋町）

平成16年4月1日

ゼロエミッション行動計画の具体的な施策を検討するなど、企画・立案部門検討する体制の強化を図るため、廃棄物対策課内の「一般廃棄物係」を「資源循環推進室」に統合

平成16年4月1日

能登北部保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置

平成16年5月17日

別当谷の土石流により、白山別当出合吊橋が流失

平成16年7月14日

のと海洋ふれあいセンター「海の体験館」開館

平成16年7月24日

白山別当出合吊橋開通

平成16年8月21日、22日

いしかわ環境フェア2004を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成16年9月～11月

津幡町以南の県南部地域に多数のツキノワグマが市街地集落に出没し、5月1日以降の捕獲数が166頭となる。12月1日から2月15日までツキノワグマの狩猟を禁止措置とした

平成16年9月～11月

金沢市西部クリーンセンター新工場の環境影響評価方法書について審査

平成16年9月29日、11月2日、12月2日

志賀原子力発電所2号機初装荷燃料（計888体）搬入

平成16年11月19日

中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催

平成16年12月1日～平成17年3月16日

石川県環境審議会において、「石川県環境総合計画（案）」について審議

（諮問 平成17年12月1日、答申 平成17年3月22日）

※平成17年3月29日、「石川県環境総合計画」を

策定

【審議経過】

平成16年12月1日	石川県環境審議会総会
平成16年12月18日～12月24日	県内4箇所においてタウンミーティングを開催（県主催）
平成16年12月6日～12月28日	パブリックコメントの募集
平成17年1月28日	石川県環境審議会総会企画計画部会
平成17年2月28日	石川県環境審議会総会企画計画部会
平成17年3月16日	石川県環境審議会総会
平成17年3月22日	環境審議会から知事に答申

平成17年2月10日

石川県におけるダイオキシン・環境ホルモン等化学物質問題に係る取り組み方針の一部改正

平成17年3月11日

石川県大気汚染緊急時対策実施要綱を改正し、七尾市、羽咋郡以南の全市町を大気汚染緊急時の発令地とした

平成17年3月

七尾系大気監視測定局の接続をISDN回線に変更

平成17年3月31日

石川県指定希少野生動植物種として4種（トミヨ、イカリモンハンミョウ、シャープゲンゴロウモドキ、ウミミドリ）を指定（施行5月1日）

平成17年4月1日

水環境創造室を廃止し、浄化槽、下水道、集落排水の生活排水処理施設整備事業と水環境関連事業を一元管理するため、水環境創造課を設置

平成17年4月1日

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正

平成17年4月1日

志賀原子力発電所1号機は羽咋市内の地滑りによる送電線鉄塔倒壊のため原子炉を停止（4月22日運転を再開）

平成17年4月27日

北陸新幹線富山県境・金沢間のフル規格化、

金沢・白山総合車両基地（仮称）間の工事認可

平成17年8月20日、21日

いしかわ環境フェア2005を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成17年10月～11月

金沢市新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書について審査

平成17年10月18日

中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催

平成17年11月30日

本庁舎の環境マネジメントシステム（ISO14001）の適用範囲に保健環境センター及び工業試験場を統合した認証更新を行い、一体的・効率的な運用を図ることとした

平成17年12月1日

ふるさと石川の環境を守り育てる条例を一部改正し、大気汚染防止法が適用されない小規模建築物の解体工事について規制

平成18年3月1日

大気汚染防止法が改正され、ふるさと環境条例の石綿粉じん排出等作業の届出が不要になり、大気汚染防止法で届出

平成18年3月15日

志賀原子力発電所2号機が営業運転開始

平成18年3月20日

「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定

平成18年3月22日

石川県指定希少野生動植物種として5種（チュウヒ、ホトケドジョウ、マルコガタノゲンゴロウ、オキナグサ、エチゼンダイモンジソウ）を指定。（施行5月1日）

平成18年3月27日

石綿による健康被害の救済に関する法律が施行され、既存の法律で救済されないアスベストの健康被害者の救済開始

平成18年4月1日

騒音に係る環境基準の類型指定の改正（金沢市、七尾市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町）

平成18年4月1日
騒音、振動指定地域の一部改正（七尾市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町）

平成18年4月1日
石川県大気汚染緊急時対策実施要綱を改正し、揮発性有機化合物排出施設を緊急時の協力対象とした

平成18年4月10日
資源循環推進室を廃止

平成18年4月11日
循環型社会推進室を創設

平成18年5月23日
中国江蘇省南京市において、江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施

平成18年7月5日
原子力安全・保安院からの指示によるタービン羽根点検のため志賀原子力発電所2号機原子炉停止（点検の結果、最終的に840枚のうち258枚にひび割れ等確認）

平成18年8月19、20日
いしかわ環境フェア2006を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成18年9月4日～10日
県民エコライフ大作戦（第1回）実施

平成18年10月5日
ツキノワグマ大量出没警戒情報を発表。5月1日以降12月末日までの出没情報件数は333件、捕獲数は78頭となる

平成18年10月～12月
小松市環境美化センター熱回収施設に係る環境影響方法書を審査

平成18年10月28日
日中韓環境教育シンポジウムを開催

平成18年11月7日
志賀原子力発電所1号機発電機付属設備への記録用紙吸い込みによる点検のため原子炉を停止。（11月22日運転を再開）

平成18年11月～平成19年3月
金沢市西部クリーンセンター新工場に係る環境影響準備書を審査

平成19年2月8日
環境連携活動交流フォーラムを開催

平成19年3月15日
平成11年第5回定期検査中に、志賀原子力発

電所1号機において、制御棒引きぬけによる臨界事故が起きていたことが判明。国、県、志賀町は北陸電力（株）に対し直ちに、原子炉を停止し、徹底的な原因究明と抜本的な再発防止対策の策定を指示

平成19年3月25日
能登半島地震が発生。石川県災害対策本部設置。26日から災害廃棄物の分別・処理指導のため職員を現地に派遣。27日以降県内外の自治体、団体等からごみ収集車両の派遣や人的支援等があった

平成19年4月1日
環境安全部を環境部に改称

平成19年4月1日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（白山市、野々市町、中能登町）

平成19年4月1日
騒音、振動指定地域の一部改正（白山市、中能登町）

平成19年4月1日
悪臭規制地域の一部改正（宝達志水町）

平成19年4月2日
いしかわ環境情報交流サイトの運用を開始

平成19年4月25日
石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を設置、本格的復興に取り組み始める

平成19年5月～9月
能登半島地震に伴い、輪島市、穴水町で大気調査

平成19年5月17日～22日
小松基地で最初の在日米軍再編に伴う訓練移転が実施される

平成19年5月21日
北陸電力（株）は臨界事故に対する28項目からなる再発防止対策の具体的な行動計画を策定

平成19年6月2日、3日
エコステーションまつりを開催（県民エコステーションまつり実行委員会主催、石川県共催）

平成19年6月27日
レジ袋削減協定を締結（12社、108店舗）

平成19年6月29日
北陸電力（株）は原子力本部を志賀町に、地

域共生本部を金沢市に設置
平成19年7月6日
国は、能登半島地震での災害廃棄物の量を約43万トンと推計、約39億円の災害等廃棄物処理事業費補助金を内示
平成19年8月～10月
能越自動車道（田鶴浜～七尾）に係る環境影響評価方法書を審査
平成19年8月25日、26日
いしかわ環境フェア2007を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催・石川県後援）
平成19年9月9日、23日、30日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県 協力：東部自動車学校、加南自動車学校、七尾自動車学校）
平成19年9月10日～16日
県民エコライフ大作戦（第2回）を実施
平成19年9月25日
石川県指定希少野生動植物種として6種（コアジサシ、イソコモリグモ、サドクルマユリ、トキソウ、サギソウ、イソスミレ）を指定（施行11月1日）
平成19年10月26日
全国大気汚染防止連絡協議会第53回全国大会を開催
平成19年10月27日
夕日寺健民自然園にて里山ふるさと館オープン記念行事を開催。第4回いしかわ自然学校まつりも併催
平成19年11月18日
いしかわ自然学校が、全国初のネットワーク型の自然学校等として「第3回エコツーリズム大賞」優秀賞を受賞
平成19年12月7日
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定（金沢市、白山市、野々市町、津幡町）
平成19年12月～平成20年4月
（仮称）門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価方法書を審査
平成20年1月
いしかわ事業者版環境ISO募集開始
平成20年3月14日
原子力安全・保安院は、臨界事故に係る再発

防止対策の実施状況・内容が妥当と評価
北陸電力（株）は志賀原子力発電所2号機の再起動を申し入れ
平成20年3月21日
県は、志賀原子力発電所2号機の再起動を了承（3月26日運転を再開）
平成20年3月31日
能登半島地震被災自治体における災害等廃棄物処理事業完了
平成20年3月31日
循環型社会推進室を廃止
平成20年4月1日
地球温暖化対策室を創設
平成20年4月1日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部を改正
平成20年4月2日
志賀原子力発電所2号機気体廃棄物処理系で水素濃度が上昇したことから、原因調査のため、原子炉を停止（5月9日運転を再開）
平成20年5月1日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（小松市）
平成20年5月1日
騒音、振動指定地域の一部改正（小松市）
平成20年7月19日～21日
県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
平成20年7月21日～8月20日
県民エコライフ大作戦（第3回）を実施
平成20年8月23日、24日
いしかわ環境フェア2008を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成20年9月21日、23日、10月19日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協力：ドライビングスクール エクシール城東、こまつ自動車学校、太陽自動車学校）
平成20年9月～12月
金沢市新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響準備書を審査
平成20年10月23日、25日、26日
いしかわ里山フェアを開催
平成20年11月27日

レジ袋削減協定を締結（コンビニエンスストア1社、76店舗）
平成20年11月～平成21年3月
小松市環境美化センター熱回収施設に係る環境影響評価準備書を審査
平成20年12月19日
本県がトキの分散飼育実施地に決定
平成21年2月17日
土壌汚染対策法第5条第1項に基づき、能美市湯谷町ホ18番1の一部ほかを指定区域に指定
平成21年3月13日
地域環境力向上フォーラムを開催（場所：県庁19階展望ロビー）
平成21年3月19日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所1号機の再起動を申し入れ
平成21年3月27日
県は、志賀原子力発電所1号機の再起動を了承
平成21年3月27日
新たなレジ袋削減協定を締結（39社・組合、757店舗）
※平成21年6月1日から、食品スーパー、ドラッグストア、クリーニング店でレジ袋無料配布中止決定
平成21年3月30日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所1号機の原子炉を起動
平成21年4月13日
志賀原子力発電所2号機の漏洩燃料特定作業に伴い原子炉の出力を降下（4月26日運転を再開）
平成21年8月22日、23日
第20回いしかわ環境フェアを開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成21年9月27日、10月3日、12日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協力：輪島総合自動車学校、北陸中部自動車学校、大徳自動車学校）
平成21年11月13日
志賀原子力発電所2号機非常用ディーゼル発電機3台のうち2台から潤滑油の漏えいが確認されたことから保安規定に従い原子炉を停

止。復旧後、平成22年1月28日に原子炉を起動
平成21年12月12日、13日
県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
平成21年12月14日～平成22年1月13日
県民エコライフ大作戦（第4回）を実施
平成21年12月17日
トキ繁殖ケージ竣工式
平成22年1月8日
トキ2つがい4羽が佐渡トキ保護センターからいしかわ動物園に移送された
平成22年1月17日
トキ展示・映像コーナーオープンセレモニー
平成22年3月30日
志賀原子力発電所のタービン保管庫の設置について事前了解を回答
平成22年4月1日
水道用水供給事業の移管により、水道企業課を設置
平成22年4月6日
送水管耐震化推進室を設置
平成22年4月28日
「いしかわエコハウス」オープン
（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議が「いしかわエコハウス」に移転
平成22年5月1日
悪臭規制地域の一部改正（志賀町）
平成22年5月16日
第64回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を金沢市で開催
平成22年6月28日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所1号機におけるウラン燃料のリサイクル（プルサーマル）について県・町へ事前協議の申し入れ
平成22年8月21日、22日
いしかわ環境フェア2010／いしかわの里山里海展を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成22年9月5日
「水環境フォーラム」を小松市木場潟公園で開催（主催：石川県、小松市）
平成22年10月9日、16日、17日、23日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協

力：加賀自動車学校、北鉄自動車学校、能登中央自動車学校、能登自動車学校)

平成22年11月～平成23年2月

能越自動車道(田鶴浜～七尾)環境影響評価準備書を審査

平成22年11月8日

スバルバルライチョウオス2羽が恩賜上野動物園からいしかわ動物園に移送。以後2月にメス2羽が、3月にオス2羽が移送される

平成22年11月13日、14日

「第11回ライチョウ会議石川大会」を金沢市で開催

平成22年11月17日～20日

県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施(場所：県庁19階展望ロビー)

平成22年11月22日～12月21日

県民エコライフ大作戦(第5回)を実施

平成22年12月2日

志賀原子力発電所1号機の原子炉冷却材再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉を停止(12月12日運転を再開)

平成22年12月14日

志賀原子力発電所1号機制御棒水圧制御ユニットの点検を行うため原子炉を停止(12月23日運転を再開)

平成22年12月18日、19日

「国際生物多様性年クロージング・イベント」を金沢市で開催

平成22年12月23日、平成23年2月27日、3月27日

いしかわエコスタイル県民フォーラムを開催(計3回)

平成23年1月21日、2月14日、3月23日

企業エコ化促進セミナーを開催(計3回)

平成23年1月22日

志賀原子力発電所2号機原子炉格納容器内冷却器凝縮水量が低下したことから点検のため原子炉を停止(2月6日運転を再開)

平成23年3月1日

志賀原子力発電所1号機の原子炉冷却材再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉を停止

平成23年3月11日

東北地方太平洋沖地震により東京電力(株)福島第一原子力発電所が被災

平成23年3月29日

「石川県生物多様性戦略ビジョン」を策定

(3月29日石川県環境審議会自然共生部会から答申)

平成23年3月30日

原子力安全・保安院から電気事業者等に対し緊急安全対策の実施を指示

平成23年4月1日

石川県ゴルフ場農業等安全使用指導要綱の一部を改正

平成23年4月1日

里山創成室を設置し、自然保護課を自然環境課に改称

平成23年4月8日

北陸電力(株)は原子力安全・保安院に対し、津波に対する安全強化策を報告

平成23年4月24日

いしかわ動物園ライチョウ飼育展示施設オープンセレモニー

平成23年5月1日

騒音に係る環境基準の類型指定の改正(津幡町、中能登町)

平成23年5月1日

騒音、振動指定地域の一部改正(津幡町、中能登町)

平成23年5月1日

悪臭規制地域の一部改正(七尾市、津幡町)

平成23年5月12日

原子力安全・保安院は北陸電力(株)の緊急安全対策を妥当と判断

平成23年5月31日

いしかわり山創成ファンドを創設

平成23年6月11日

GIAHS国際フォーラム(於：北京)において、羽咋市以北の4市4町が申請した

「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定

平成23年6月17日

「世界農業遺産オープニングイベント(GIAHSインセプションワークショップ)」を奥能登行政庁舎で開催

県、羽咋市以北の4市4町、関係団体とともに「世界農業遺産活用実行委員会」を設立

平成23年7月22日

原子力安全・保安院は電気事業者等に対し、安全性に関する総合評価(ストレステスト)を行うよう指示

- 平成23年8月20日、21日
いしかわ環境フェア2011／いしかわの里山里海展を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会主催、石川県後援）
- 平成23年9月6日
企業エコ化促進セミナーとして、国際シンポジウム「住宅の今後 更なる省エネ化への道」を開催（同セミナーは、記載のほか平成23年8月20日、平成24年2月29日の計3回開催）
- 平成23年10月6日
平成23年度いしかわ里山創成ファンド事業採択決定
- 平成23年12月17日～19日
「国連生物多様性の10年」国際キックオフイベントを開催（金沢市）
- 平成24年2月1日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所2号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果を原子力安全・保安院に提出
- 平成24年3月11日
騒音、振動に係る指定地域、悪臭に係る規制地域の一部改正（白山市）
- 平成24年3月20日
佐渡・能登連携「世界農業遺産シンポジウム」を七尾市で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
- 平成24年3月26日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所1号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果を原子力安全・保安院に提出
- 平成24年3月30日
石川県指定希少野生動植物種として5種（ホクリクサンショウウオ、センダイハギ、ヒメヒゴタイ、イシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ）を指定（施行5月1日）
- 平成24年4月1日
第2次地域主権一括法の施行に伴い、市域の騒音、振動に係る指定地域及び悪臭に係る規制地域を除外
- 平成24年4月1日
いしかわ住まいの省エネパスポート制度の運用を開始
- 平成24年5月9日
能登・佐渡里山里海連携会議を金沢市で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
- 平成24年5月26日
白山国立公園指定50周年及び50周年記念事業のキックオフイベントを関係4県で開催（白山市、白川村、勝山市、南砺市）
- 平成24年6月29日
省エネ・節電アクションプランキックオフイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
- 平成24年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
- 平成24年7月17日、18日
能登から農業者ら51名が佐渡市を訪問し、生物の多様性を育む農業国際会議に参加（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
- 平成24年7月18日
原子力安全・保安院は敷地内破砕帯の追加調査計画の策定を北陸電力（株）に指示
- 平成24年7月25日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯の追加調査計画を原子力安全・保安院に提出
- 平成24年8月10日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯の追加調査を開始
- 平成24年8月25日、26日
いしかわ環境フェア2012／いしかわの里山里海展（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会主催、石川県後援）、エコ住宅展を開催
- 平成24年11月10日
白山国立公園指定50周年記念式典を開催（白山市）
- 平成24年11月13日
日独環境ビジネスシンポジウム「省エネ建築の専門家から最先端技術を学ぶ」を開催
- 平成24年11月16日
能登の暮らしに息づく知恵や技術の継承に向け高校生による聞き書き調査に着手（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
- 平成24年12月13日～15日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2012（東京都江東区有明）」に佐渡と共同出展（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
- 平成25年3月15日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起

情報の発表体制を整備し、運用を開始
平成25年3月20日
「世界農業遺産シンポジウム2013」を七尾市
で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会）

平成25年5月29日～6月1日
世界農業遺産国際会議を七尾市で開催（主
催：FAO、農林水産省、石川県、能登GIAHS
推進協議会）

平成25年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

平成25年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施

平成25年7月6日
いしかわクールシェアキックオフイベントを
実施（場所：香林坊アトリオステージ）

平成25年8月24日、25日
いしかわ環境フェア2013／いしかわの里山里
海展2013／いしかわ近未来の環境技術展2013
（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県
民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・
石川県主催）

平成25年10月8日～11日
韓国全羅北道の二者により日中韓環境協力ト
ライアングル事業を実施（金沢市）（中国江
蘇省は不参加）

平成25年9月13日
SATOYAMAイニシアティブ推進ネット
ワーク設立総会を開催し、谷本知事、西川福
井県知事が共同代表に就任

平成25年10月16日
第2回能登・佐渡里山里海連携会議を佐渡市
で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員
会、佐渡GIAHS推進会議）

平成25年12月9日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起
情報の発表時間の見直し（午後からの活動に
備えた判断を追加）

平成25年12月12日～14日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ
2013（東京都江東区有明）」に佐渡、静岡、
熊本、大分と連携して出展

平成25年12月19日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯に関する追加
調査最終報告書を原子力規制委員会に提出

平成26年1月17日
トキ1つがい2羽が佐渡トキ保護センターか
らいしかわ動物園に移送された

平成26年2月26日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起
情報の発表（輪島測定局で1日平均値77.3 μg
/m³を観測）

平成26年4月8日
里山創成室を農林水産部に移管し（里山振興
室）、地球温暖化対策室を温暖化・里山対策
室に改称

平成26年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

平成26年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施

平成26年7月1日
いしかわクールシェアキックオフイベントを
実施
（場所：香林坊大和正面）

平成26年8月12日
北陸電力（株）は、志賀原子力発電所2号機
の新規制基準適合性に係る審査を受けるた
め、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び
保安規定変更認可を原子力規制委員会に申請

平成26年8月23日、24日
いしかわ環境フェア2014／いしかわの里山里
海展2014／いしかわ近未来の環境技術展2014
（公益社団法人いしかわ環境パートナーシッ
プ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議
会・石川県主催）

平成26年9月11日
石川県再生可能エネルギー推進計画を策定

平成26年10月29日～11月1日
韓国全羅北道との二者により日中韓環境協力
トライアングル事業を実施（韓国全羅北道で
開催）（中国江蘇省は不参加）

平成26年12月11日～13日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ
2014（東京都江東区有明）」に福井と連携し
て出展

平成26年12月26日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一
部を改正

- 平成27年5月～9月
門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価準備書を審査
- 平成27年6月～9月
七尾大田火力発電所石炭灰処分場設置事業に係る環境影響評価方法書を審査
- 平成27年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
- 平成27年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施
- 平成27年7月4日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：金沢百番街）
- 平成27年7月13日、8月4日、9月8日
いしかわエコもの発信塾を開催
- 平成27年8月22日、23日
いしかわ環境フェア2015／いしかわ里山里海展2015／いしかわ近未来の環境技術展2015（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
- 平成27年10月27日～10月30日
韓国全羅北道との二者により日中韓環境協力トライアングル事業を実施（石川県金沢市で開催）（中国江蘇省は不参加）
- 平成27年12月10日～12日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2015（東京都江東区有明）」に福井と連携して出展
- 平成28年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
- 平成28年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施
- 平成28年7月2日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：香林坊大和）
- 平成28年8月27日、28日
いしかわ環境フェア2016／いしかわ里山里海展2016／いしかわ近未来の環境技術展2016（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
- 平成28年11月19日
いしかわ動物園トキ公開展示施設「トキ里山館」オープン記念式典
- 平成28年9月5日～9月8日
中国江蘇省南京市において江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施
- 平成28年11月20日～平成29年2月28日
いしかわウォームシェアを実施
- 平成28年11月20日
いしかわウォームシェアキックオフイベントを実施（場所：イオンモールかほく）
- 平成28年12月8日～10日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2016（東京都江東区有明）」に福井と連携して出展
- 平成29年3月31日
水環境創造課を廃止
- 平成29年4月1日
環境部を生活環境部に改称
水道企業課を土木部に移管
県民文化局県民生活課を生活安全課に改称し生活環境部に移管
- 平成29年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
- 平成29年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施
- 平成29年7月1日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：香林坊大和）
- 平成29年8月19日、20日
いしかわ環境フェア2017／いしかわ里山里海展2017／いしかわ近未来の環境技術展2017（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
- 平成29年10月24日～10月27日
韓国全羅北道において、江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施
- 平成29年11月1日～平成30年2月28日
いしかわウォームシェアを実施
- 平成29年11月3日
いしかわウォームシェアキックオフイベントを実施（場所：イオンモール新小松）
- 平成29年12月7日～9日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2017東京

都江東区有明」に福井県と連携して出展

平成30年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

平成30年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施

平成30年8月25日、26日
いしかわ環境フェア2018／いしかわ里山里海
展2018／いしかわ近未来の環境技術展2018
(公益社団法人いしかわ環境パートナーシ
ップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議
会・石川県主催)

平成30年12月1日～平成31年2月28日
いしかわウォームシェアを実施

平成30年12月1日
いしかわウォームシェアキックオフイベン
トを実施(場所・イオンモールかほく)

平成30年12月6日～8日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2018」に
福井県と連携して出展

平成30年12月14日
恩賜上野動物園からメスの成鳥1羽を受入れ

平成31年3月15日
いしかわ動物園ライチョウ公開記念式典

平成31年3月25日
富山市ファミリーパークからオスの成鳥1羽
を受入れ

令和元年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

令和元年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施

令和元年8月24日、25日
いしかわ環境フェア2019／いしかわ里山里海
展2019／いしかわ近未来の環境技術展2019
(公益社団法人いしかわ環境パートナーシ
ップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議
会・石川県主催)

令和元年12月1日～令和2年2月29日
いしかわウォームシェアを実施

令和元年12月5日～7日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2019」に
福井県と連携して出展

令和2年3月25日
「石川県環境総合計画」を改定

令和2年3月26日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部
を改正

令和2年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

令和2年10月27日～11月4日、
11月26日～12月2日
いしかわ環境展／いしかわの里山里海PR展
(石川県・公益社団法人いしかわ環境パート
ナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推
進協議会主催)

令和3年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

令和3年12月8日～10日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2021」に
福井県と連携して出展

令和3年12月20日～令和4年2月28日
エコフェスいしかわin Webを公開(石川県・
公益社団法人いしかわ環境パートナーシ
ップ県民会議主催)

令和4年1月29日
使い捨てプラスチックごみ削減フェア(石川
県・公益社団法人いしかわ環境パートナ
ーシップ県民会議主催)

令和4年4月1日
石川県、指定希少野生動植物種として1種(カ
ザグルマ)を指定(施行5月1日)

令和4年5月6日
県、能登の4市5町及び関係団体で「能登地
域トキ放鳥受入推進協議会」を設置し、能登
地域をトキの放鳥候補地として国に申請す
ることを決定

令和4年5月16日
県及び能登の4市5町の連名で能登地域をト
キの放鳥候補地として国に申請

令和4年6月21日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部
を改正

令和4年7月1日～9月30日
省エネ・節電アクションプランを実施

令和4年7月1日～9月30日
いしかわクールシェアを実施

令和4年7月24日

能登地域トキ放鳥推進シンポジウムを開催

令和4年8月5日

能登地域がトキの放鳥候補地として選定された旨公表

令和4年8月20日、21日

いしかわ環境フェア2022・いしかわ環境フェア2022映画上映会／いしかわ里山里海展2022／いしかわ近未来の環境技術展2022（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会・石川県主催）

令和4年9月1日

2050年カーボンニュートラル宣言

令和4年9月28日

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正

令和4年9月30日

「石川県環境総合計画」を改定

5 環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日環告25 改正昭48環告35, 昭53環告38, 昭56環告47, 平8環告73, 74, 平21環告33)

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。					

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(評価方法)

① 短期的評価(二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の方法に関わらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

イ 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

ウ 微小粒子状物質

長期基準(1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)、短期基準(1日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日環告4 改正 平成13年環告30, 平成30年環告100)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(3) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成11年12月27日環告68 改正 平14環告46・平21環告11)

媒体	基準値	備考
大気	$0.6\text{pg}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ 以下	1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
水質 (水底の底質を除く。)	$1\text{pg}-\text{TEQ}/\text{L}$ 以下	
水底の底質	$150\text{pg}-\text{TEQ}/\text{g}$ 以下	
土壌	$1,000\text{pg}-\text{TEQ}/\text{g}$ 以下	4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が $250\text{pg}-\text{TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

※大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

※水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

※水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。(水底の底質の環境基準は平成14年9月1日から適用)

※土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 騒音に係る環境基準 (平成10.9.30環告64 改正 平12環告20, 平17環告45, 平17環告54, 平24環告54)

(等価騒音レベル)

地域の類型		基準値	
		昼間	夜間
一般地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
	C	60デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	上段にかかわらず特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間 〔幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の車線を有する区間の市町村道)に近接する道路敷地境界から20m(2車線以下は15m)までの範囲〕	70デシベル以下	65デシベル以下

(評価方法)

一般地域：原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価する。

道路に面する地域：原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する。

(5) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48.12.27環告154 改正 平5環告91, 平12環告78, 平19環告114)

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(注)1 Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(注)2 平成25年4月1日より適用

〈参考〉

(昭和48.12.27環告154 改正 平5環告91, 平12環告78)

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注)1 Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(注)2 平成25年3月31日まで適用

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50.7.29環告46 改正 平5環告91, 平12環告78)

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(7) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46.12.28環告59 改正 昭49環告63, 昭50環告3, 昭57環告41・環告140, 昭60環告29, 昭61環告1, 平3環告78, 平5環告16・環告65, 平7環告17, 平10環告15, 平11環告14, 平12環告22, 平15環告123, 平20環告40, 平21環告78, 平23環告94, 平24環告84・環告127, 平25環告30, 平26環告39・環告126, 平28環告37, 平31環告46, 令3環告62)

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下

項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 質量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に関する基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(備考) 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 質量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- (備考) 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等貧栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

② 項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

③ 項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

④ 項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

(ウ) 海域

① 項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

(備考) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に獲得される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9.3.13環告10 改正 平10環告23, 平11環告16, 平20環告41, 平21環告79, 平23環告95, 平24環告85, 平26環告40・環告127, 平28環告31, 平31環告54, 令2環告35, 令3環告63)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下

項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

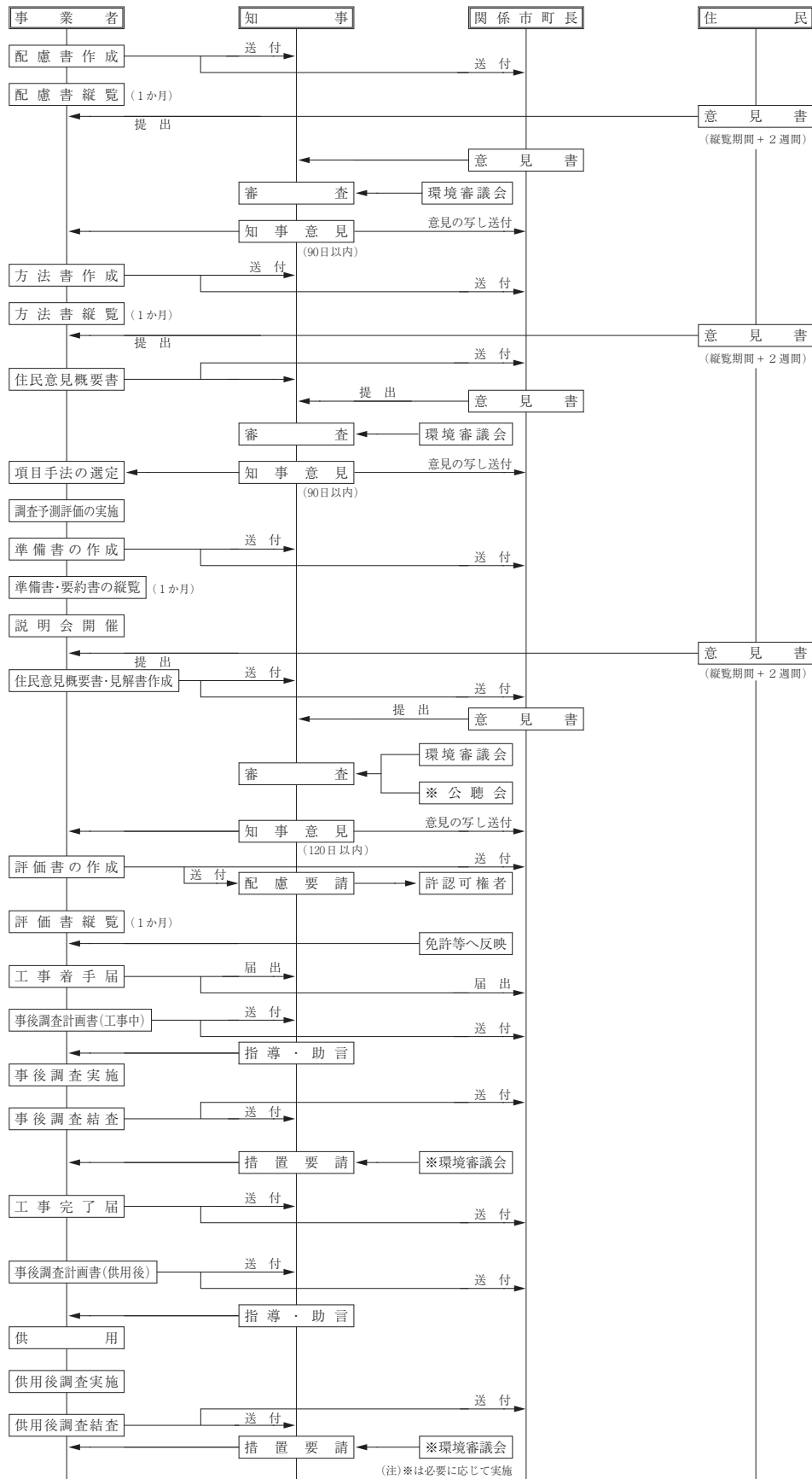
(9) 土壌の汚染に係る環境基準(平成3.8.23環告46 改正 平5環告19・平6環告5・平6環告25・平7環告19・平10環告21・平13環告16・平20環告46・平22環告37・平26環告44・平28環告30・平30環告77・平31環告48・令和2環告35・令和2環告44)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

(備考) 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表(略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄(略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6 環境影響評価関係資料

(1) 環境影響評価の手続きのフロー (ふるさと石川の環境を守り育てる条例)



(2) 環境影響評価の対象事業及び規模要件

事業の種類	第一区分事業の要件	第二区分事業の要件
1 道路		
高速自動車国道 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上・10km以上 巾員6.5m以上・20km以上	— 4車線以上・7.5km以上10km未満 巾員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積 100ha以上 湛水面積 100ha以上 湖沼開発面積 100ha以上 改変面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満 湛水面積 75ha以上100ha未満 湖沼開発面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上 10km以上	— 7.5km以上10km未満 7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 風力発電所	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて 出力 1万kw以上	出力 2.25万kw以上3万kw未満 出力 11.25万kw以上15万kw未満 出力 7,500kw以上1万kw未満 — 出力 7,500kw以上1万kw未満
6 廃棄物処理施設等		
廃棄物最終処分場 ごみ焼却施設 し尿処理施設	埋立面積 5ha以上 処理能力 100トン/日以上 処理能力 100kL/日以上	— — —
7 公有水面埋立て・干拓	面積 50ha超	面積40ha以上50ha以下であるもの及び公有水面埋立法施行令第32条ノ2に定める環境保全上特別の配慮を要する埋立て
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
10 工場・事業場建設用地造成事業	面積 50ha以上 但し、工業地域・工専地域は100ha以上	—
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
13 宅地造成の事業 住宅団地造成の事業	面積 100ha以上 面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満 —
14 工場又は事業場	燃料使用量(重油換算)15kL/時以上 排水量1万m ³ /日以上	—
15 畜産施設		
牛 豚	牛 1,000頭(成牛換算)以上 豚 10,000頭(肥育豚換算)以上	— —
16 レクリエーション施設		
ゴルフ場 スキー場 別荘団地等	18ホール以上でホールの平均距離が100m以上の施設等 面積 3ha以上 面積 50ha以上	国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区に係る区域の面積が15ha以上のもの

(注) この表は、条例の対象事業を要約したものです(令和4年10月1日現在)。

7 水環境関係資料

(1) 水域別環境基準達成状況

ア 河川 (BOD)

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測定地点名	類 型	達成 期間	基 準 値	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
							75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定
9	大聖寺川上流	47	新我谷発電所前	AA	イ	1.0	1.0	○	1.0	○	1.4	×	0.9	○	0.9	○
10	〃 中流	47	二天橋	A	ロ	2.0	2.0	○	2.8	×	1.9	○	1.1	○	0.8	○
11	〃 下流	47	三ツ橋	B	イ	3.0	1.6	○	1.4	○	1.5	○	1.1	○	1.1	○
49	〃 下流	50	塩屋大橋	B	イ	3.0	1.5	○	1.3	○	1.8	○	1.2	○	1.2	○
12	〃 別流	47	松島橋	C	ハ	5.0	1.8	○	0.9	○	1.5	○	1.3	○	1.3	○
17	動橋川上流	48	湯の国橋	A	イ	2.0	0.9	○	1.1	○	0.9	○	0.7	○	1.0	○
18	〃 下流	48	葦切橋	B	イ	3.0	3.1	×	2.3	○	3.4	×	3.0	○	2.3	○
19	八日市川	48	猫橋	B	イ	3.0	1.6	○	2.0	○	1.9	○	1.8	○	1.8	○
13	梯川上流	48	能美大橋	A	イ	2.0	0.7	○	0.8	○	0.8	○	0.9	○	0.8	○
15	〃 下流	48	石田橋	B	ロ	3.0	0.8	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.7	○
14	郷谷川	48	沢大橋	A	イ	2.0	0.5	○	0.5	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
16	前川	48	浮柳新橋	B	ロ	3.0	7.1	×	4.8	×	6.0	×	4.9	×	5.0	×
24	手取川上流	49	風嵐堰堤	AA	イ	1.0	0.7	○	0.5	○	0.8	○	0.8	○	<0.5	○
25	〃 中流	49	白山合口堰堤 辰口橋	A	イ	2.0	0.6 0.6	○	<0.5 <0.5	○	0.5 0.5	○	0.6 <0.5	○	0.6 0.5	○
26	〃 下流	49	美川大橋	B	イ	3.0	0.7	○	<0.5	○	0.7	○	0.5	○	0.5	○
29	大日川上流	49	丸山大橋	AA	イ	1.0	0.5	○	0.6	○	0.6	○	0.8	○	0.5	○
30	〃 下流	49	下野大橋	A	イ	2.0	1.0	○	1.1	○	1.1	○	1.4	○	0.9	○
27	尾添川上流	49	三ツ俣堰堤	AA	イ	1.0	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.7	○	0.5	○
28	〃 下流	49	濁澄橋	A	イ	2.0	0.5	○	0.5	○	<0.5	○	0.7	○	0.5	○
1	犀川上流	47	大桑橋	A	イ	2.0	0.8	○	0.9	○	1.1	○	1.5	○	1.6	○
2	〃 中流	47	J R鉄橋	B	ロ	3.0	0.9	○	0.9	○	1.2	○	1.5	○	1.5	○
3	〃 下流	47	二ツ寺橋	D	ハ	8.0	1.4	○	1.8	○	2.2	○	2.3	○	2.1	○
4	伏見川	47	伏見川橋	E	ハ	10.0	1.9	○	1.8	○	2.0	○	2.2	○	2.8	○

(注) 達成期間について「イ」直ちに達成
「ロ」5年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」5年を超える期間で可及的すみやかに達成

(備考) ○：環境基準に適合
×：環境基準に不適合
75%値……年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べ0.75×n(nは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%値とする。
(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。)

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測 定 地 点 名	類 型	達 成 期 間	基 準 値	29年 度		30年 度		元 年 度		2年 度		3年 度	
							75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定
5	浅野川上流	47	鈴見橋	A	イ	2.0	0.8	○	1.1	○	0.9	○	1.6	○	1.5	○
6	〃 中流	47	応化橋	A	ロ	2.0	0.8	○	1.0	○	1.0	○	1.6	○	1.4	○
7	〃 下流	47	鞍降橋	B	ロ	3.0	3.9	×	3.0	○	4.4	×	3.1	×	5.3	×
42	森下川上流	52	勘濟橋	A	イ	2.0	0.9	○	1.2	○	1.1	○	1.7	○	1.4	○
43	〃 下流	52	森本大橋	B	イ	3.0	0.8	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○	1.6	○
41	金 腐 川	52	御所大橋 金腐川橋	C	イ	5.0	1.2 1.2	○	1.0 1.1	○	1.1 1.1	○	1.5 1.3	○	1.8 1.6	○
8	河北潟の一部 大野川の一部	47	栗崎橋	C	イ	5.0	2.2	○	3.5	○	3.2	○	3.3	○	3.1	○
44	津幡川上流	52	津幡川橋	A	イ	2.0	1.1	○	1.1	○	1.6	○	2.0	○	1.4	○
45	〃 下流	52	住ノ江橋	B	イ	3.0	1.8	○	1.6	○	2.3	○	2.0	○	2.0	○
46	能 瀬 川	52	浦能瀬橋	A	イ	2.0	1.8	○	1.3	○	2.4	×	2.7	×	2.6	×
47	宇ノ気川上流	52	環衛橋	A	イ	2.0	1.1	○	1.2	○	1.5	○	1.6	○	1.4	○
48	〃 下流	52	宇ノ気川橋	B	ロ	3.0	4.8	×	2.5	○	3.5	×	3.2	×	1.6	○
33	羽 昨 川	50	羽昨大橋 邑知潟中央	C	イ	5.0	2.2 2.9	○	1.6 4.1	○	2.6 3.5	○	2.5 3.3	○	2.2 3.1	○
34	長 曾 川	50	長曾大橋	B	イ	3.0	2.4	○	2.2	○	2.5	○	2.4	○	2.2	○
35	子 浦 川	50	雁田橋	B	イ	3.0	1.4	○	1.7	○	2.2	○	2.0	○	1.7	○
37	米町川上流	52	滝川橋	A	イ	2.0	0.8	○	1.2	○	1.4	○	2.0	○	1.5	○
38	〃 下流	52	梨谷小山橋 川尻橋	B	イ	3.0	1.2 1.8	○	1.6 1.3	○	1.4 1.8	○	1.7 1.2	○	1.6 1.6	○
39	於古川上流	52	日詰橋	A	イ	2.0	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.6	○	1.4	○
40	〃 下流	52	於古川橋	B	イ	3.0	1.2	○	1.5	○	1.7	○	1.9	○	2.0	○
20	御祓川上流	48	藤橋二号橋	B	ロ	3.0	3.5	×	3.0	○	3.6	×	1.7	○	2.4	○
21	〃 下流	48	仙対橋	C	ハ	5.0	2.9	○	2.3	○	3.0	○	2.1	○	2.2	○
22	河 原 田 川	48	いろは橋 二ツ屋橋	A	イ	2.0	0.7 1.2	○	1.1 1.1	○	0.7 1.2	○	0.6 0.9	○	0.8 0.8	○
23	鳳 至 川	48	気勝橋	A	ロ	2.0	1.2	○	1.0	○	1.5	○	0.9	○	0.9	○
36	町 野 川	52	小間生橋 明治橋	A	イ	2.0	1.0 1.1	○	1.2 1.3	○	1.1 1.2	○	1.0 1.1	○	0.9 0.8	○
31	若山川上流	50	古摩比橋	A	イ	2.0	1.2	○	1.2	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○
32	〃 下流	50	吾妻橋	B	ハ	3.0	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	0.9	○

イ 湖沼

(ア) COD

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測定地点名	類 型	達成 期間	基 準 値	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
							75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定
502	新堀川 (柴山潟)	48	柴山潟中央	A	ハ	3.0	7.8	×	6.2	×	6.1	×	8.0	×	6.8	×
501	木場潟	48	木場潟中央	A	ハ	3.0	8.6	×	6.8	×	7.7	×	7.3	×	7.7	×
504	河北潟	52	河北潟中央	B	ロ	5.0	6.8	×	5.4	×	6.2	×	5.6	×	5.5	×

(イ) 全窒素及び全リン

(単位:mg/L)

環境基準 類型指定 水域名	項目	指定 年度	類 型	達成 期間	環 境 基 準	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
						年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定
新堀川 (柴山潟)	全窒素	63	IV	ニ	0.6	0.78	×	0.88	×	0.98	×	0.85	×	0.81	×
	全リン				0.05	0.063	×	0.060	×	0.065	×	0.069	×	0.063	×
木場潟	全窒素	H3	IV	ニ	0.6	0.71	×	0.78	×	0.62	×	0.59	○	0.63	×
	全リン				0.05	0.069	×	0.065	×	0.066	×	0.066	×	0.077	×
河北潟	全窒素	62	IV	ニ	0.6	0.88	×	0.94	×	0.89	×	0.90	×	0.75	×
	全リン				0.05	0.094	×	0.084	×	0.088	×	0.087	×	0.078	×

ウ 海域

(ア) COD

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指定 年度	測定地点名	類 型	達成 期間	基 準 値	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
							75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定
606	加賀沿岸海域	50	加賀市塩屋沖	A	イ	2.0	1.9		1.8		1.8		1.8		1.7	
			加賀市橋立漁港沖				1.5		1.1		1.0		0.9		1.1	
			新堀川沖				2.1		1.7		1.6		1.1		1.6	
			小松市安宅新沖				1.7		1.1		1.0		0.9		1.2	
			小松市安宅漁港沖				2.0	×	1.9	○	1.5	○	1.4	○	1.7	○
			能美市根上沖				2.2		1.3		1.5		1.2		1.5	
			白山市美川漁港沖				1.8		1.1		1.2		1.1		1.7	
			白山市笠間沖				1.6		1.1		1.3		1.2		1.5	
			倉部川沖				1.9		1.1		1.5		1.1		1.3	
601	金沢港 甲	47	泊地出口	C	イ	8.0	3.7	○	2.9	○	3.5	○	3.2	○	3.7	○
610	〃 乙	52	西防波堤出口	B	イ	3.0	2.9	○	2.6	○	2.5	○	2.9	○	2.8	○

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指 定 年 度	測 定 地 点 名	類 型	達 成 期 間	基 準 値	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度						
							75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定	75 % 値	判 定					
611	金 沢 港 丙	52	金沢市金石本町沖	B	イ	3.0	2.0	○	2.2	○	2.5	○	1.6	○	1.9	○					
609	金沢沿岸海域	52	金沢市下安原町沖	A	イ	2.0	1.6	○	1.2	○	1.3	○	0.8	○	1.1	○					
			金沢市大野町沖				1.6		1.3		1.3		0.8		0.7						
607	河北沿岸海域	52	内灘町沖	A	イ	2.0	1.8	○	1.3	○	1.2	○	1.0	○	1.2	○					
			かほく市白尾沖				1.7		1.5		1.3		1.4		0.7						
			かほく市高松沖				1.6		1.3		1.2		1.4		0.7						
602	七 尾 北 湾	49	北湾中央部	A	イ	2.0	1.5	○	1.3	○	1.3	○	1.3	○	0.9	○					
603	〃 西 湾	49	西湾中央部	A	イ	2.0	1.8	○	1.8	○	2.2	×	1.6	○	1.7						
604	七 尾 南 湾 甲	49	南湾中央部	A	イ	2.0	1.8	○	1.7	○	1.7	○	1.4	○	1.2	○					
605	〃 乙	49	寿町防波堤内	B	イ	3.0	2.2	○	2.5	○	2.5	○	2.5	○	2.9	○					
			万行防波堤内				2.1		3.0		2.1		2.0		2.2						
			大田防波堤内				1.7		2.0		2.0		1.7		1.4						
608	能登半島沿岸 海 域	52	宝達志水町今浜沖	A	イ	2.0	2.0	○	1.8	○	1.7	○	1.2	○	0.6	○					
			宝達志水町出浜沖				1.8		1.8		1.6		1.4		1.0						
			羽咋市千里浜沖				1.8		1.7		1.2		1.2		0.7						
			志賀町高浜沖				2.1		1.9		1.1		1.7		2.0						
			志賀町福浦灯台沖				1.6		1.1		1.4		1.1		0.7						
			輪島市門前町鹿磯沖				1.5		1.2		1.1		1.0		0.8						
			輪島市町野町大川沖				1.7		×		1.3		○		1.0		○	1.1	○	1.0	○
			珠洲市三崎町寺家沖				1.7		1.3		1.3		1.1		0.9						
			能登町布浦沖				1.3		0.9		1.4		1.4		0.8						
			能登町市之瀬沖				1.5		1.3		1.4		1.0		1.6						
			能登町越坂沖				1.3		1.0		1.3		0.7		0.8						
			能登町藤波沖				1.3		0.9		1.0		0.7		0.9						
			穴水町前波沖				1.5		1.2		1.0		0.6		0.8						
七尾市庵町17号防波堤沖	1.5	1.6	1.1	0.8	0.9																

(イ) 全窒素及び全リン

(単位:mg/L)

水域 統一 番号	環境基準類型 指定水域名	指 定 年 度	類 型	達 成 期 間	項 目	基 準 値	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
							年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定	年 平 均 値	判 定
604	七 尾 南 湾 甲	H7	II	イ	全 窒 素	0.3	0.11	○	0.15	○	0.15	○	0.19	○	0.15	○
					全 リ ン	0.03	0.023	○	0.013	○	0.012	○	0.017	○	0.015	○
605	〃 乙	H7	III	イ	全 窒 素	0.6	0.15	○	0.26	○	0.38	○	0.30	○	0.29	○
					全 リ ン	0.05	0.043	○	0.045	○	0.041	○	0.039	○	0.045	○

(備考) 七尾南湾乙は3基準地点(寿町防波堤内、万行防波堤内、大田防波堤内)の年平均値の平均である。

(2) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

番号	業種・施設名	特定事業場数	規制対象事業場数	50m ³ /日以上		50m ³ /日未満	
					うち有害		うち有害
1	鉱業・水洗炭業	1	1	1			
1の2	畜産農業	351 (1)	4 (1)	4 (1)		347	
2	畜産食料品製造業	26 (2)	9 (2)	9 (2)		17	
3	水産食料品製造業	67 (17)	6 (1)	6 (1)		61 (16)	
4	保存食料品製造業	17 (4)				17 (4)	
5	みそ・しょう油等の製造業	102 (25)	2 (1)	2 (1)		100 (24)	
8	パン・菓子製造業 製あん業	46 (7)	1	1		45 (7)	
9	米菓・こうじ製造業	10 (2)				10 (2)	
10	飲料製造業	75 (8)	4	4		71 (8)	
11	動物系飼料・有機質肥料製造業	8 (2)	2 (1)	2 (1)		6 (1)	
12	動物性油脂製造業	2 (1)	1			2 (1)	1
14	でん粉・化工でん粉製造業	1 (1)				1 (1)	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	1 (1)				1 (1)	
16	めん類製造業	50 (3)				50 (3)	
17	豆腐・煮豆製造業	206 (10)	3 (2)	3 (2)		203 (8)	
18の2	冷凍調理食品製造業	11 (2)				11 (2)	
19	紡績業・繊維製品製造業 加工業	52 (4)	21 (3)	21 (3)	3 (1)	31 (1)	
21	化学繊維製造業	1 (1)	1 (1)	1 (1)			
21の3	合板製造業	6				6	
22	木材薬品処理業	6	1			6	1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	3 (2)	3 (2)	3 (2)			
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	33 (16)	8 (4)			33 (16)	8 (4)
26	無機顔料製造業						
27	その他無機化学工業製品製造業	2	1			2	1
33	合成樹脂製造業	9	3	3	1	6	
37	石油化学工業	1	1	1			
46	有機化学工業製品製造業	2	1	1	1	1	
47	医薬品製造業	3	3	3	1		
53	ガラス製品製造業	2 (1)	1			2 (1)	1
54	セメント製品製造業	32 (2)				32 (2)	
55	生コンクリート製造業	65 (12)	3	3		62 (12)	
58	窯業原料精製業	6	2	1	1	5	1
59	碎石業	34 (1)	7	7		27 (1)	
60	砂利採取業	17 (1)	4	4		13 (1)	
61	鉄鋼業	1 (1)				1 (1)	
62	非鉄金属製造業	4 (3)	2 (2)			4 (3)	2 (2)
63	金属製品製造業	65 (9)	40 (3)	30	18	35 (9)	10 (3)
63の3	火力発電施設	1	1	1			
64の2	水道施設	6 (2)	5 (2)	5 (2)		1	
65	酸アルカリ表面処理施設	73 (15)	46 (8)	16 (3)	15 (3)	57 (12)	30 (5)
66	電気メッキ施設	24 (13)	23 (13)	9 (5)	8 (5)	15 (8)	14 (8)
66の3	旅館業	1,139 (98)	101 (14)	101 (14)		1,038 (84)	
66の4	共同調理場	14 (5)	5 (4)	5 (4)		9 (1)	
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	33 (6)	12 (5)	12 (5)		21 (1)	
66の6	飲食店	53 (13)	23 (5)	23 (5)		30 (8)	
66の7	そば、うどん、すし店、喫茶店等	2	2	2			
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ	1				1	
67	洗濯業	288 (72)	33 (15)	7 (3)		281 (69)	26 (12)
68	写真現像業	69 (19)	12 (5)			69 (19)	12 (5)
68の2	病院	14 (6)	9 (6)	8 (6)	3 (3)	6	1
69	と畜・死亡獣畜取扱業	1 (1)	1 (1)	1 (1)			
69の2	中央卸売市場	1 (1)				1 (1)	
69の3	地方卸売市場	2	2	2			
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設	11 (9)	1			11 (9)	1
71	自動式車両洗浄施設	493 (169)	3 (1)	2 (1)		491 (168)	1
71の2	試験・研究機関	72 (29)	51 (18)	11 (6)	7 (5)	61 (23)	40 (12)
71の3	一般廃棄物処理施設	14 (2)	2	2		12 (2)	
71の4	産業廃棄物処理施設	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)		
71の5	トリクロロエチレンテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	2			2	2
72	し尿処理施設	183 (15)	170 (15)	170 (15)	1 (1)	13	
73	下水道終末処理施設	56 (5)	56 (5)	56 (5)			
74	特定事業場からの排水処理施設	4	3	3	1	1	
計		3,876 (620)	700 (141)	548 (90)	62 (19)	3,328 (530)	152 (51)

注) () は、金沢市(水質汚濁防止法政令市)分で内数

(3) 県条例に基づく揚水施設の許可・届出状況

(令和4年3月末現在)

市町村名	許可・届出件数	令和3年度水量測定器設置届出件数	市町村名	許可・届出件数	令和3年度水量測定器設置届出件数
金沢市	879	2	野々市市	116	-
七尾市	181	-	川北町	76	-
小松市	112	4	津幡町	26	-
輪島市	3	-	内灘町	9	-
珠洲市	18	-	宝達志水町	53	-
加賀市	103	-	志賀町	43	-
羽咋市	76	-	中能登町	69	-
かほく市	78	-	穴水町	1	-
白山市	484	-	能登町	1	-
能美市	195	-	合計	2,523	6

(4) 水道施設状況

項目		年度	H28	H29	H30	R元	R2
行政人口(人)			1,146,693	1,142,603	1,137,665	1,131,538	1,128,274
給水人口(人)	上水道		1,086,325	1,086,830	1,085,283	1,080,487	1,078,513
	簡易水道		43,838	38,906	35,283	33,404	31,658
	専用水道		1,965	3,604	2,197	2,523	2,589
	計		1,132,128	1,129,340	1,122,763	1,116,414	1,112,760
普及率(%)			98.7	98.8	98.7	98.7	98.6
全国普及率(%)			97.9	98.0	98.0	98.1	98.1
年間給水量(千m ³)	上水道		138,623	141,540	138,497	137,300	136,870
	簡易水道		5,763	5,352	4,691	4,341	4,589
	計		144,386	146,892	143,188	141,641	141,459
一日最大給水量(m ³)	上水道		438,159	584,684	457,764	431,684	481,029
	簡易水道		22,063	22,139	17,830	16,138	16,876
	計		460,222	606,823	475,594	447,822	497,905
一人一日当たり給水量(L/人・日)	上水道	平均	350	357	350	347	348
		最大	403	538	422	400	446
	簡易水道	平均	360	377	364	356	397
		最大	503	569	505	483	533
	計	平均	350	357	350	347	349
		最大	407	538	424	402	448
施設別箇所数	用水供給事業		1	1	1	1	1
	上水道		19	18	18	18	18
	簡易水道	公営	56	48	37	33	33
		その他	64	64	61	58	58
	専用水道	自己水源	50	52	49	45	47
		その他	48	47	48	52	51
	計		238	230	214	207	208
(参考)飲料水供給施設	箇所数	88	85	90	90	86	
	給水人口(人)	4,461	4,357	4,428	4,328	3,906	

8 大気環境関係資料

(1) 測定局の概要（令和3年度）

（令和4年3月末現在）

種別	設置	測定局名	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	気温・湿度	日射量	降水量	放射収支量	テレメータ化局		
一般環境大気測定局	石川県	七尾	七尾市小島町ニ33-4	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
		大田	七尾市大田町赤崎					○			○						○	
		田鶴浜	七尾市田鶴浜町ニ120					○									○	
		能登島	七尾市能登島向田町馬付谷内38					○									○	
		小松	小松市園町ホ82	○	○		○	○	○	○			○				○	
		輪島	輪島市三井町洲衛10部11番1	○	○		○	○	○	○							○	
		珠洲	珠洲市野々江町シ部32							○								○
		大聖寺	加賀市大聖寺南町ニ21		○		○	○	○	○								○
		羽咋	羽咋市旭町ユ20		○		○	○	○	○								○
		山島	白山市山島台4-81		○		○	○	○	○								○
		松任	白山市馬場2-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		美川	白山市湊町3-5					○	○	○								○
		根上	能美市浜町ワ72-1	○	○		○	○	○	○		○						○
		津幡	津幡町加賀爪ニ3		○		○	○	○	○								○
	内灘	内灘町緑台1-272		○		○	○	○	○	○							○	
	鹿島	中能登町井田イ-27					○				○						○	
	県計	16			5	10	2	11	14	9	5	4	2	3	2	1	16	
	金沢市	西南部	金沢市新保本1-149		○	○		○	○	○		○						○
		小立野	金沢市小立野5-11-1		○	○		○	○	○		○						○
		中央	金沢市長町1-10-35			○		○		○		○						○
		駅西	金沢市西念3-4-25			○		○		○		○						○
		西部	金沢市寺中町へ60			○		○		○		○						○
		北部	金沢市小坂町北95		○	○		○	○	○		○						○
市計	6			3	6	-	6	3	5	-	5	-	-	-	-	6		
七尾市	石崎	七尾市石崎町香島1-96		○	○			○			○						○	
市計	1			1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1		
合計	23			9	17	2	17	18	14	5	10	2	3	2	1	23		
自動車排出ガス測定局	石川県	野々市	野々市市御経塚5-84		○	○		○	○								○	
	県計	1			-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	金沢市	武蔵	金沢市武蔵町15-1			○	○		○		○							○
		片町	金沢市片町2-2-20			○	○		○									○
山科		金沢市山科1丁目地内			○	○		○	○								○	
市計	3			-	3	3	-	3	1	1	-	-	-	-	-	3		
合計	4			-	4	4	-	4	2	1	-	-	-	-	-	4		
移動局	石川県	大気測定車		○	○	○	○	○		○	○							
総計	28			10	22	7	18	23	16	7	11	2	3	2	1	27		

(2) ばい煙発生施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市町名	1ボイラー	2ガス発生炉	5溶解炉	6加熱炉	9焼成炉	11乾燥炉	13焼却炉	29ガスタービン	30ディーゼル機関	31ガス機関	施設数	工場数
金沢市	751			4	1	11	14	49	106	1	937	453
七尾市	91				8	7	2	2	30		140	70
小松市	145			12	3	4	8	10	37		219	105
輪島市	29					3	3	7	10	1	53	32
珠洲市	20				1	2			1		24	15
加賀市	221		5	1	2		4	4	18		255	109
羽咋市	22	1	2	20		4	1		8		58	22
かほく市	28		3				1		8		40	25
白山市	195		21	1	0	5	7	12	33		274	116
能美市	129			4	4	11	2	5	38		193	62
野々市市	31							1	13		45	27
川北町	13					8	1	5	2		29	11
津幡町	32					4	5	2	5		48	27
内灘町	21							4	7		32	10
志賀町	40			4			3	3	18		68	29
宝達志水町	22		1	3		1			5		32	17
中能登町	23					1			2		26	15
穴水町	11				1	2			1		15	11
能登町	17					2	6	1	7		33	20
計	1,841	1	32	49	20	65	57	105	349	2	2,521	1,176
金沢市除く	1,090	1	32	45	19	54	43	56	243	1	1,584	723

(3) 燃原料使用量 (令和2年度)

市町名	燃原料使用量												ばい煙量	
	A重油 kL/年	B重油 kL/年	C重油 kL/年	軽油 kL/年	灯油 kL/年	その他液体 kL/年	一般炭 トン/年	その他固体 トン/年	都市ガス km ³ /年	LNG トン/年	LPG トン/年	その他気体 km ³ /年	SO ₂ トン/年	NO ₂ トン/年
金沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七尾市	11,278			22	1,896		2,566,113	29,832		71			2,205	2,041
小松市	8,724			17	999			39,476	2,262	537	36		43	77
輪島市	1,486			10	1,379			4,607					7	10
珠洲市	426	322			449			150		44			20	2
加賀市	10,081	68	112	1	3,033			23,444		522			100	40
羽咋市	1,510				1,572			1,368		2,474	336		31	23
かほく市	1,125		466	1	449			15,036					30	8
白山市	15,203		2,405	65	1,542	1,690		90,226	5,031	1,548			192	153
能美市	4,296		3,355	3	1,040			40,782	1,378	5,693	277	74	63	163
野々市市	1,196				263			600		253			7	6
川北町	7,683			1	247			133		737			9	45
津幡町	1,981				1,989			7,910					81	11
内灘町	4,751				10	66				60			5	12
志賀町	2,345			78	563			37,871		1,105			4	53
宝達志水町	2,832				193			1,503	1,358				5	8
中能登町	1,166				344	259							6	5
穴水町	694												4	1
能登町	320				991			60					3	2
計	77,098	390	6,338	198	16,957	2,015	2,566,113	292,997	3,640	12,082	7,627	446	2,813	2,659

(4) 一般粉じん発生施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市 町 名	堆積場	ベルトコンベア	破砕機・磨砕機	ふるい	施設数	工場数
金 沢 市	28	54	12	6	100	21
七 尾 市	16	21	6	5	48	15
小 松 市	11	7	4	1	23	14
輪 島 市	8	11	3	0	22	5
珠 洲 市	3	0	2	0	5	3
加 賀 市	9	24	13	8	54	12
羽 咋 市	3	2	0	2	7	3
かほく市	3	5	4	2	14	3
白 山 市	17	99	40	24	180	25
能 美 市	9	38	14	12	73	8
野々市市	0	0	1	0	1	1
川 北 町	12	30	21	14	77	10
津 幡 町	1	1	1	0	3	2
内 灘 町	3	0	0	0	3	2
志 賀 町	1	0	1	0	2	2
宝達志水町	1	1	0	0	2	1
中能登町	1	20	4	6	31	1
穴 水 町	2	0	0	0	2	1
能 登 町	6	4	8	0	18	8
計	134	317	134	80	665	137

(5) 特定粉じん（石綿）排出等作業届出件数

(令和3年度)

市 町 名	解体 (作業件数)	改造・補修 (作業件数)	届出件数
金 沢 市	37	17	45
七 尾 市	4	3	7
小 松 市	6	4	10
輪 島 市	1	0	1
珠 洲 市	0	0	0
加 賀 市	7	0	7
羽 咋 市	4	2	6
かほく市	3	2	5
白 山 市	5	5	10
能 美 市	5	5	10
野々市市	0	1	1
川 北 町	0	0	0
津 幡 町	3	0	3
内 灘 町	1	1	2
志 賀 町	1	0	1
宝達志水町	2	1	3
中能登町	2	2	4
穴 水 町	0	0	0
能 登 町	2	2	4
計	84	44	119

(6) 揮発性有機化合物排出施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市町名	2 塗装施設	4 粘着テープ等の接着に供する乾燥施設	5 4以外の接着に供する乾燥施設	6 オフセット印刷に供する乾燥施設	7 グラビア印刷に供する乾燥施設	8 工業製品の洗浄施設	施設計	工場・事業場計
金沢市	1	1		1	1		4	3
七尾市								
小松市	4						4	1
輪島市								
珠洲市								
加賀市								
羽咋市								
かほく市								
白山市	2	1				6	9	3
能美市			5			6	11	2
野々市市								
川北町								
津幡町								
内灘町								
志賀町								
宝達志水町								
中能登町								
穴水町								
能登町								
計	7	2	5	1	1	12	28	9

(7) 騒音特定施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市町名	特定施設	金属加工機械	空気圧縮機等	土砂用破砕機等	織機	建設用資材	製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出成形機	鋳造型機	施設数	工場数
金沢市		531	2,477	1	93	2	24	175	5	541	50	4	3,903	702	
七尾市		9	167	0	1,758	1	0	73	0	25	5	0	2,038	161	
小松市		231	266	0	4,109	0	0	73	0	0	3	9	4,691	415	
輪島市		3	7	0	34	3	0	43	0	11	0	0	101	33	
珠洲市		24	13	1	91	2	0	14	0	3	0	6	154	34	
加賀市		819	160	14	758	0	0	89	0	32	30	0	1,902	119	
羽咋市		99	100	4	350	0	0	5	0	18	5	11	592	63	
かほく市		13	74	2	2,924	0	0	15	0	0	5	10	3,043	140	
白山市		205	885	27	11	0	0	23	0	49	36	2	1,238	77	
能美市		284	736	48	3,414	0	0	189	0	89	79	0	4,839	314	
野々市市		112	178	0	0	0	0	3	0	2	0	0	295	39	
川北町		17	236	66	28	12	0	4	0	21	0	0	384	38	
津幡町		231	67	5	240	1	0	23	0	8	0	1	576	68	
内灘町		6	17	0	227	0	0	4	0	0	0	0	254	37	
志賀町		0	1	0	158	0	0	5	0	4	0	0	168	9	
宝達志水町		106	46	3	1,695	2	1	19	0	19	126	29	2,046	86	
中能登町		23	10		11,585	0	0	17	0	4	49	0	11,688	540	
穴水町		0	15	0	16	0	0	3	0	13	0	0	47	9	
能登町		5	4	1	116	0	0	4	0	5	0	0	135	25	
計		2,718	5,459	172	27,607	23	25	781	5	844	388	72	38,094	2,909	

(8) 振動特定施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市町名	特定施設	金属加工機械	圧縮機	土砂用破砕機等	織機	ブロックマシ ン等 コンクリ ート	木材加工 機械	印刷 機 械	ロー ル 機	射出 成形 樹脂 用機	鋳 造 機 械	施 設 数	工 場 数
金 沢 市		837	357	1	93	1	4	215	0	53	4	1,565	390
七 尾 市		9	18	0	1,748	0	8	2	0	6	0	1,791	117
小 松 市		216	279	0	4,131	0	3	13	0	2	9	4,653	345
輪 島 市		9	0	0	69	2	8	0	0	0	0	88	11
珠 洲 市		30	2	1	138	0	1	5	0	0	0	177	23
加 賀 市		675	103	11	698	0	2	4	0	34	2	1,529	55
羽 咋 市		122	60	3	350	0	0	18	0	6	14	573	62
か ほ く 市		14	26	2	2,920	0	15	0	0	0	10	2,987	132
白 山 市		280	185	30	13	0	2	49	0	36	5	600	61
能 美 市		253	224	21	2,022	3	3	13	1	99	0	2,639	169
野 々 市 市		142	87	0	0	0	0	4	0	0	0	233	27
川 北 町		25	70	44	5	0	0	21	0	0	0	165	24
津 幡 町		235	61	4	247	0	1	4	0	5	1	558	49
内 灘 町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志 賀 町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
宝 達 志 水 町		140	29	1	1,761	2	8	10	0	126	30	2,107	82
中 能 登 町		24	5	0	7,674	0	5	6	0	11	0	7,725	373
穴 水 町		0	15	0	16	0	1	11	0	0	0	43	9
能 登 町		5	4	1	116	0	4	5	0	0	0	135	25
計		3,016	1,525	119	22,001	8	65	380	1	378	75	27,568	1,960

(9) 自動車交通騒音面的評価一覧表 (令和2年度)

市町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
金沢市	一般国道8号	金沢市千木町	金沢市西念町	3.6	233	161	103	103	69.1	44.2	44.2
	一般国道8号	金沢市西念町	金沢市松島町	3.7	280	200	134	134	71.4	47.9	47.9
	一般国道8号	金沢市松島町	金沢市森戸	1.5	160	144	124	124	90.0	77.5	77.5
	一般国道157号	金沢市袋町5	金沢市野町1丁目1	1.8	268	229	211	211	85.4	78.7	78.7
	一般国道157号	金沢市野町1丁目1	金沢市横川	2.7	1,250	1,023	976	976	81.8	78.1	78.1
	一般国道159号	金沢市もりの里	金沢市武蔵町15	3.1	1,489	1,488	1,488	1,488	99.9	99.9	99.9
	一般国道359号	金沢市吉原町	金沢市小坂町	2.7	490	487	487	487	99.4	99.4	99.4
	一般国道359号	金沢市小坂町	金沢市東山3丁目2	2.3	1,235	1,230	1,235	1,230	99.6	100.0	99.6
	主要地方道松任宇ノ気線	金沢市湊	金沢市栗崎町	1.9	43	43	43	43	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市香林坊2丁目1	金沢市石引2丁目10	2.9	538	535	536	535	99.4	99.6	99.4
	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市石引2丁目10	金沢市土清水	2.4	1,125	1,124	1,125	1,124	99.9	100.0	99.9
	主要地方道金沢停車場線	金沢市武蔵町15	金沢市玉川町11	0.5	141	127	127	127	90.1	90.1	90.1
	主要地方道金沢停車場線	金沢市木ノ新保町	金沢市本町1丁目1	0.5	341	337	337	337	98.8	98.8	98.8
	主要地方道金沢港線	金沢市金石本町	金沢市駅西本町1丁目3	4.3	1,188	1,180	1,174	1,174	99.3	98.8	98.8
	主要地方道金沢港線	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市玉川町11	1.4	611	609	603	603	99.7	98.7	98.7
	主要地方道金沢小松線	金沢市もりの里	金沢市もりの里	1.4	687	687	687	687	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市もりの里	金沢市田上町	1.3	453	453	453	453	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市田上町	金沢市錦町	0.6	30	30	30	30	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市大桑町	金沢市高尾	4.1	760	760	760	760	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市高尾	金沢市四十万町	3.9	736	734	736	734	99.7	100.0	99.7
	主要地方道金沢小松線	金沢市高尾	金沢市泉3丁目3	2.7	760	756	754	754	99.5	99.2	99.2
	主要地方道金沢美川小松線	金沢市野町1丁目2	金沢市松島町	4.2	744	737	731	731	99.1	98.3	98.3
	主要地方道金沢井波線	金沢市石引1丁目16	金沢市天神町1丁目13	1.0	393	392	393	392	99.7	100.0	99.7
	主要地方道金沢鶴来線	金沢市野町1丁目1	金沢市窪	4.4	1,505	1,503	1,503	1,503	99.9	99.9	99.9
	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市中橋町11	金沢市駅西新町3丁目2	2.3	320	320	320	320	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市鞍馬東	金沢市戸水町	2.1	12	12	12	12	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市湊	金沢市境大浜北交差点	2.0	441	441	441	441	100.0	100.0	100.0
	一般県道別所野町線	金沢市別所町	金沢市寺町5丁目3	5.5	882	881	881	881	99.9	99.9	99.9
	一般県道金沢停車場南線	金沢市本町2丁目15	金沢市増泉2丁目15	2.5	1,156	1,142	1,111	1,111	98.8	96.1	96.1
	一般県道金沢停車場南線	金沢市増泉2丁目15	金沢市横川	2.0	317	274	253	253	86.4	79.8	79.8
	一般県道金沢停車場北線	金沢市木ノ新保町	金沢市鳴和1丁目1	2.3	724	722	724	722	99.7	100.0	99.7
	一般県道額谷三浦線	金沢市額谷	金沢市額新保3丁目	1.3	314	314	314	314	100.0	100.0	100.0
	一般県道宮永横川線	金沢市押野	金沢市横川	0.8	173	172	172	172	99.4	99.4	99.4
	一般県道倉部金沢線	金沢市福増町	金沢市西金沢	3.9	962	958	960	958	99.6	99.8	99.6
	一般県道倉部金沢線	金沢市米泉町	金沢市西泉	1.1	339	338	338	338	99.7	99.7	99.7
	一般県道上安原昭和町線	金沢市上安原町	金沢市松島町	1.4	359	357	346	346	99.4	96.4	96.4
	一般県道近岡諸江線	金沢市近岡町	金沢市南新保町	2.3	278	275	275	275	98.9	98.9	98.9
	一般県道近岡諸江線	金沢市南新保町	金沢市諸江町	0.6	113	113	113	113	100.0	100.0	100.0
	1級幹線2号中央通り線	金沢市片町2丁目2	金沢市長町3丁目2	0.9	387	385	382	382	99.5	98.7	98.7
	1級幹線3号犀川大通り線	金沢市片町1丁目5	金沢市涌波1丁目4	4.5	2,425	2,420	2,417	2,417	99.8	99.7	99.7
	1級幹線4号広坂・新桜坂線	金沢市広坂1丁目2	金沢市幸町1	0.7	105	105	105	105	100.0	100.0	100.0
	1級幹線5号菊川・寺町線	金沢市菊川1丁目23	金沢市寺町1丁目6	0.8	337	337	337	337	100.0	100.0	100.0
	1級幹線6号十一屋・有松線	金沢市十一屋11	金沢市有松1丁目1	1.6	578	572	568	568	99.0	98.3	98.3
	1級幹線10号武蔵・森山線	金沢市袋町1	金沢市森山2丁目2	1.6	842	839	842	839	99.6	100.0	99.6
	1級幹線12号北間・中橋線	金沢市諸江町	金沢市広岡3丁目1	1.6	467	467	467	467	100.0	100.0	100.0
	1級幹線13号中橋・八日市線	金沢市中橋町7	金沢市新神田2丁目13	1.9	451	451	451	451	100.0	100.0	100.0
	1級幹線14号元町・東山線	金沢市元町2丁目15	金沢市東山3丁目4	0.9	220	219	220	219	99.5	100.0	99.5
	1級幹線42号玉鉾・西金沢線	金沢市玉鉾	金沢市八日市出町土地画整理地	2.7	442	434	434	434	98.2	98.2	98.2
	1級幹線90号疋田・御経塚線	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市北安江2丁目17	1.3	522	522	522	522	100.0	100.0	100.0
	1級幹線97号長土塀・大豆田線	金沢市長土塀2丁目1	金沢市大豆田本町	0.9	215	215	215	215	100.0	100.0	100.0
	1級幹線106号小立野・笠舞線	金沢市菊川1丁目23	金沢市石引2丁目10	0.8	406	404	405	404	99.5	99.8	99.5
	1級幹線114号二口・若宮線	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市玉鉾	0.9	169	153	169	153	90.5	100.0	90.5
	七尾市	一般国道159号	七尾市川原町	七尾市古府町	1.2	129	129	129	129	100.0	100.0
一般国道160号		七尾市川原町	七尾市大田町	3.5	360	359	359	359	99.7	99.7	99.7
一般国道249号		七尾市古府町	七尾市小丸山台	1.9	80	80	80	80	100.0	100.0	100.0
一般国道249号		七尾市小丸山台	七尾市小丸山台	0.8	92	92	92	92	100.0	100.0	100.0
一般国道249号		七尾市高田町	七尾市深見町	4.1	127	127	127	127	100.0	100.0	100.0
一般国道249号		七尾市大津町	七尾市中島町浜田	2.3	61	61	61	61	100.0	100.0	100.0
一般国道249号		七尾市中島町浜田	七尾市中島町外	2.4	92	91	92	91	98.9	100.0	98.9
一般国道249号		七尾市高田町	七尾市高田町	0.6	16	16	15	15	100.0	93.8	93.8
主要地方道七尾輪島線		七尾市小島町	七尾市小島町	1.9	283	283	283	283	100.0	100.0	100.0
主要地方道七尾輪島線		七尾市小島町	七尾市奥原町	1.0	76	76	76	76	100.0	100.0	100.0
主要地方道七尾輪島線		七尾市奥原町	七尾市鶴浜町	1.5	23	23	23	23	100.0	100.0	100.0
主要地方道七尾羽咋線		七尾市小丸山台	七尾市小丸山台	0.9	102	102	102	102	100.0	100.0	100.0
主要地方道田鶴浜堀松線		七尾市大津町	七尾市大津町	1.6	79	79	79	79	100.0	100.0	100.0
主要地方道水見田鶴浜線		七尾市西下町	七尾市高田町	1.1	22	22	22	22	100.0	100.0	100.0
一般県道七尾港線		七尾市府中町	七尾市御殿町	0.6	101	101	101	101	100.0	100.0	100.0
一般県道和倉停車場線		七尾市和倉町	七尾市石崎町	1.8	159	159	159	159	100.0	100.0	100.0
小松市	北陸自動車道	小松市長崎町	小松市長崎町	0.7	40	36	27	27	90.0	67.5	67.5
	北陸自動車道	小松市長崎町	小松市下牧町	1.0	41	41	41	41	100.0	100.0	100.0

市 町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
小松市	一般国道8号	小松市八幡	小松市八幡	0.6	12	12	12	100.0	100.0	100.0	
	一般国道305号	小松市平面町	小松市園町	1.7	129	129	129	100.0	100.0	100.0	
	一般国道305号	小松市園町	小松市幸町	1.7	202	202	202	100.0	100.0	100.0	
	一般国道305号	小松市白嶺町	小松市糺輪町	4.3	371	371	371	100.0	100.0	100.0	
	一般国道305号	小松市糺輪町	小松市矢田野町	0.9	126	126	126	100.0	100.0	100.0	
	一般国道360号	小松市軽海町	小松市園町	4.2	237	237	237	100.0	100.0	100.0	
	一般国道360号	小松市園町	小松市京町	1.1	183	183	183	100.0	100.0	100.0	
	一般国道360号	小松市京町	小松市城南町	0.9	195	195	195	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢小松線	小松市国府台	小松市国府台	0.6	11	11	11	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢小松線	小松市西軽海町	小松市西軽海町	0.7	70	70	70	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢美川小松線	小松市長崎町	小松市長崎町	1.3	68	68	68	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢美川小松線	小松市土居原町	小松市日の出町	0.7	106	106	106	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道寺島小松線	小松市一針町	小松市一針町	0.2	7	7	7	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道寺島小松線	小松市長田町	小松市長田町	0.8	62	62	62	100.0	100.0	100.0	
	一般県道小松根上線	小松市京町	小松市梯町	1.6	346	345	345	99.7	99.7	99.7	
	一般県道申加賀線	小松市佐美町	小松市鏡見町	1.9	20	20	20	100.0	100.0	100.0	
輪島市	一般国道249号線	輪島市深見町	輪島市河井町	6.6	401	401	401	100.0	100.0	100.0	
	一般国道249号線	輪島市門前町本市	輪島市門前町池田	8.7	201	201	201	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道七尾輪島線	輪島市三井町本江	輪島市河井町	7.8	437	437	437	100.0	100.0	100.0	
珠洲市	一般国道249号線	珠洲市宝立町鶴飼	珠洲市宝立町鶴飼	0.1	0	0	0	100.0	100.0	100.0	
	一般国道249号線	珠洲市宝立町金峰寺	珠洲市上戸町南方	1.9	264	264	264	100.0	100.0	100.0	
加賀市	一般国道8号	加賀市南郷町	加賀市曾宇町	0.3	2	2	2	100.0	100.0	100.0	
	一般国道8号	加賀市曾宇町	加賀市熊坂町	1.2	23	21	17	91.3	73.9	73.9	
	一般国道305号	加賀市南郷町	加賀市大聖寺南町	1.4	336	336	336	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道橋立港線	加賀市大聖寺畑町	加賀市大聖寺南町	1.8	236	236	236	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道山中伊切線	加賀市片山津町	加賀市富塚町	2.2	379	379	379	100.0	100.0	100.0	
	一般県道申加賀線	加賀市干拓町	加賀市梶井町	2.6	86	86	86	100.0	100.0	100.0	
	一般県道片山津山代線	加賀市作見町	加賀市加茂町	3.1	358	356	356	99.4	100.0	99.4	
	一般県道水田丸黒瀬線	加賀市山代温泉	加賀市山代温泉	0.5	207	207	207	100.0	100.0	100.0	
	一般県道加賀温泉停車場線	加賀市作見町	加賀市作見町	0.7	51	51	51	100.0	100.0	100.0	
	一般国道249号	羽咋市柳田町	羽咋市中央町	2.0	244	244	244	100.0	100.0	100.0	
羽咋市	一般国道249号	羽咋市中央町	羽咋市粟生町	1.4	93	93	93	100.0	100.0	100.0	
	一般国道415号	羽咋市兵庫町	羽咋市兵庫町	0.4	17	17	17	100.0	100.0	100.0	
かほく市	一般県道若部千里浜インター線	羽咋市中央町	羽咋市川原町	0.3	18	18	18	100.0	100.0	100.0	
	一般国道159号	かほく市内日角	かほく市内日角	8.1	655	655	655	100.0	100.0	100.0	
	一般国道159号	かほく市内日角	かほく市内日角	0.3	22	22	22	100.0	100.0	100.0	
	一般国道159号	かほく市内日角	かほく市内日角	0.2	11	11	11	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道七塚宇ノ気線	かほく市白尾	かほく市内日角	1.0	58	58	58	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道高松津幡線	かほく市鉢伏	かほく市宇野気	2.5	134	134	134	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢田鶴浜線	かほく市白尾	かほく市高松	5.5	77	70	70	90.9	92.2	90.9	
白山市	主要地方道金沢田鶴浜線	かほく市高松	かほく市中沼	2.7	34	33	33	97.1	100.0	97.1	
	一般県道高松内灘線	かほく市高松	かほく市白尾	7.4	523	523	523	100.0	100.0	100.0	
	北陸自動車道	白山市中新保町	白山市宮永新町	0.3	4	4	4	100.0	100.0	100.0	
	北陸自動車道	白山市松木町	白山市石立町	0.6	28	26	17	92.9	60.7	60.7	
	北陸自動車道	白山市美川永代町	白山市美川永代町	0.4	9	6	6	66.7	66.7	66.7	
	一般国道8号	白山市田中町	白山市田中町	0.3	10	10	10	100.0	100.0	100.0	
	一般国道8号	白山市乾町	白山市福留町	4.2	132	127	111	96.2	84.1	84.1	
	一般国道8号	白山市福留町	白山市未正町	1.9	75	71	58	94.7	77.3	77.3	
	一般国道157号	白山市木津町	白山市安養寺町	0.1	12	11	11	91.7	100.0	91.7	
	一般国道157号	白山市安養寺町	白山市鶴来大国町	6.4	444	441	442	99.3	99.5	99.3	
	一般国道157号	白山市鶴来大国町	白山市中島町	4.5	104	104	104	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道松任宇ノ気線	白山市三浦町	白山市徳丸町	1.3	97	97	97	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道松任宇ノ気線	白山市五歩市町	白山市福増町	0.6	70	70	70	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢小松線	白山市木津町	白山市安養寺町	0.1	8	8	8	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢小松線	白山市安養寺町	白山市安養寺町	0.3	22	21	22	95.5	100.0	95.5	
	主要地方道金沢小松線	白山市向島町	白山市山島台	1.4	33	29	33	87.9	100.0	87.9	
	主要地方道金沢美川小松線	白山市松木町	白山市美川南町	3.7	244	214	209	87.7	85.7	85.7	
	主要地方道金沢美川小松線	白山市美川南町	白山市湊町	2.5	234	234	234	100.0	100.0	100.0	
	主要地方道金沢鶴来線	白山市曾谷町	白山市鶴来大国町	6.5	527	526	527	99.8	100.0	99.8	
主要地方道鶴来美川インター線	白山市行町	白山市行町	0.6	14	14	14	100.0	100.0	100.0		
主要地方道鶴来美川インター線	白山市福留町	白山市福留町	1.9	27	27	27	100.0	100.0	100.0		
主要地方道鶴来美川インター線	白山市福留町	白山市鹿島町	0.6	6	6	6	100.0	100.0	100.0		
一般県道鶴来水島美川線	白山市白山町	白山市明島町	5.2	349	349	349	100.0	100.0	100.0		
一般県道鶴来水島美川線	白山市明島町	白山市山島台	1.2	44	38	44	86.4	100.0	86.4		
一般県道鶴来水島美川線	白山市上安田町	白山市水島町	2.2	18	18	18	100.0	100.0	100.0		
一般県道鶴来水島美川線	白山市水島町	白山市美川南町	3.5	93	93	93	100.0	100.0	100.0		
一般県道安吉松任線	白山市平松町	白山市東三番町	2.7	467	466	465	99.8	99.6	99.6		
一般県道草深木呂場美川線	白山市美川本吉町	白山市美川本吉町	0.3	18	18	18	100.0	100.0	100.0		
一般県道額谷三浦線	白山市三浦町	白山市三浦町	0.2	30	30	30	100.0	100.0	100.0		
一般県道倉部金沢線	白山市宮永町	白山市宮永町	0.3	17	17	17	100.0	100.0	100.0		
一般県道三日市松任線	白山市田中町	白山市宮丸町	4.7	670	670	670	100.0	100.0	100.0		

市 町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
能美市	北陸自動車道	能美市吉原釜屋町	能美市山口町	2.7	59	59	59	59	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	能美市五間堂町	能美市五間堂町	0.1	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	能美市三ツ口町	能美市徳山町	2.4	90	90	90	90	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢美川小松線	能美市吉原町	能美市吉原町	0.2	39	37	37	37	94.9	94.9	94.9
	主要地方道金沢美川小松線	能美市吉原町	能美市下ノ江町	3.0	100	99	99	99	99.0	99.0	99.0
野々市市	一般県道松任寺井線	能美市栗生町	能美市三道山町	1.8	180	180	180	180	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	野々市市二日市町	野々市市二日市町	2.8	364	346	310	310	95.1	85.2	85.2
	一般国道8号	野々市市三日市町	野々市市蓮花寺町	0.6	41	35	28	28	85.4	68.3	68.3
	一般国道157号	野々市市押野	野々市市横宮町14	1.1	139	70	55	55	50.4	39.6	39.6
	一般国道157号	野々市市若松町22	野々市市三日市町	1.6	288	287	287	287	99.7	99.7	99.7
	主要地方道金沢小松線	野々市市新庄	野々市市新庄	0.1	23	21	23	21	91.3	100.0	91.3
	主要地方道金沢小松線	野々市市新庄	野々市市上林	0.5	31	30	26	26	96.8	83.9	83.9
	一般県道野々市西金沢停車場線	野々市市横宮町4	野々市市押野	1.5	263	263	263	263	100.0	100.0	100.0
	一般県道野々市鶴來線	野々市市若松町21	野々市市栗田	2.3	524	524	524	524	100.0	100.0	100.0
	一般県道野々市鶴來線	野々市市栗田	野々市市新庄	1.3	324	321	307	307	99.1	94.8	94.8
	一般県道野々市鶴來線	野々市市新庄	野々市市新庄	0.4	142	140	142	140	98.6	100.0	98.6
	一般県道額谷三浦線	野々市市栗田	野々市市栗田	0.7	66	63	60	60	95.5	90.9	90.9
	一般県道矢作松任線	野々市市矢作	野々市市下林	1.1	282	282	282	282	100.0	100.0	100.0
	一般県道窪野々市線	野々市市扇が丘8	野々市市横宮町5	1.6	263	262	262	262	99.6	99.6	99.6
	一般県道宮永横川町線	野々市市御経塚	野々市市野代	1.4	359	359	359	359	100.0	100.0	100.0
	一般県道宮永横川町線	野々市市押野	野々市市押野	1.1	204	204	204	204	100.0	100.0	100.0
	一般県道倉部金沢線	野々市市御経塚	野々市市御経塚	0.6	21	21	21	21	100.0	100.0	100.0
一般県道三日市松任線	野々市市三日市町	野々市市徳用町	0.4	50	50	47	47	100.0	94.0	94.0	
川北町	一般国道8号	能美郡川北町字橘	能美郡川北町字朝日	1.6	0	0	0	0	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	能美郡川北町字三反田	能美郡川北町字三反田	0.7	22	9	9	9	40.9	40.9	40.9
	一般県道鶴來水島美川線	能美郡川北町字藤蔵	能美郡川北町字雫々	3.4	108	74	105	73	68.5	97.2	67.6
	一般県道草深木呂場美川線	能美郡川北町字雫々	能美郡川北町字橘	2.2	71	66	71	66	93.0	100.0	93.0
	一般県道草深木呂場美川線	能美郡川北町字橘	能美郡川北町字橘新	2.2	49	27	44	27	55.1	89.8	55.1
津幡町	一般国道8号	河北郡津幡町津幡	河北郡津幡町津幡	0.8	38	38	38	38	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	河北郡津幡町字庄	河北郡津幡町字南中条	2.4	202	195	195	195	96.5	96.5	96.5
	一般国道8号	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字太田	1.5	205	186	172	172	90.7	83.9	83.9
	一般国道159号	河北郡津幡町字領家	河北郡津幡町字舟橋	1.7	94	94	94	94	100.0	100.0	100.0
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字太田	河北郡津幡町字南中条	1.0	63	63	63	63	100.0	100.0	100.0
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字浅田	2.3	103	96	96	96	93.2	93.2	93.2
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字浅田	河北郡津幡町字杉瀬	1.0	39	39	39	39	100.0	100.0	100.0
	一般県道川尻津幡線	河北郡津幡町井上の荘	河北郡津幡町字加賀爪	2.4	398	398	398	398	100.0	100.0	100.0
	主要地方道松任宇ノ気線	河北郡内灘町字向栗崎	河北郡内灘町字向栗崎	1.6	493	488	493	488	99.0	100.0	99.0
内灘町	主要地方道松任宇ノ気線	河北郡内灘町字向栗崎	河北郡内灘町字大根布	2.9	540	537	540	537	99.4	100.0	99.4
	主要地方道金沢川田鶴浜線	河北郡内灘町字緑台	河北郡内灘町字向栗崎	2.1	776	757	776	757	97.6	100.0	97.6
	一般県道高松内灘線	河北郡内灘町字大学	河北郡内灘町字大根布	0.4	8	7	8	7	87.5	100.0	87.5
	一般県道向栗崎安江町線	河北郡内灘町字向陽台	河北郡内灘町字向栗崎	1.0	275	275	275	275	100.0	100.0	100.0
志賀町	一般国道249号	羽咋郡志賀町相神	羽咋郡志賀町富来領家町	1.5	30	30	30	30	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋郡志賀町堀松	羽咋郡志賀町高浜町	2.1	127	127	127	127	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋郡志賀町高浜町	羽咋郡志賀町福野	1.0	50	50	50	50	100.0	100.0	100.0
宝達志水町	一般国道159号	羽咋郡宝達志水町杉野屋	羽咋郡宝達志水町荻市	3.5	158	158	158	158	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋郡宝達志水町柳瀬	羽咋郡宝達志水町敷波	5.0	244	244	244	244	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋郡宝達志水町今浜	羽咋郡宝達志水町免田	4.0	189	189	189	189	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町今浜	2.2	16	16	16	16	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町出浜	羽咋郡宝達志水町出浜	0.4	7	7	7	7	100.0	100.0	100.0
中能登町	一般国道159号	鹿島郡中能登町武部	鹿島郡中能登町水白	2.0	70	70	70	70	100.0	100.0	100.0
	一般国道159号	鹿島郡中能登町小金森	鹿島郡中能登町曾祿	0.2	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾羽咋線	鹿島郡中能登町廿九日	鹿島郡中能登町良川	4.3	161	151	161	151	93.8	100.0	93.8
穴水町	一般国道249号	鳳珠郡穴水町字鶴島	鳳珠郡穴水町字川島	1.4	163	163	163	163	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字鶴島	鳳珠郡穴水町字川島	1.5	208	208	208	208	100.0	100.0	100.0
能登町	主要地方道能都内浦線	鳳珠郡能登町字宇出津	鳳珠郡能登町字姫	2.7	311	311	311	311	100.0	100.0	100.0
	主要地方道能都内浦線	鳳珠郡能登町字布浦	鳳珠郡能登町字市之瀬	2.8	247	247	247	247	100.0	100.0	100.0

(10) ダイオキシン類調査地点別環境調査結果

1 大気

① 一般環境調査 (令和3年度)

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点名	年平均値	濃度範囲	調査機関	備考
小松測定局	0.0051	0.0042 ~ 0.0060	県	環境基準 0.6以下 (年平均) ◎地点 8地点 ◎平均 0.0075 ◎年平均値範囲 0.0045~0.020
松任測定局	0.0055	0.0047 ~ 0.0062		
津幡測定局	0.0055	0.0050 ~ 0.0059		
羽咋測定局	0.0045	0.0043 ~ 0.0047		
七尾測定局	0.0056	0.0051 ~ 0.0060		
珠洲市役所庁舎	0.0045	0.0037 ~ 0.0053		
西南部測定局	0.020	0.016 ~ 0.024	金沢市	
小立野測定局	0.0096	0.0091 ~ 0.010		

② 発生源周辺調査 (令和3年度)

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点名	年平均値	濃度範囲	調査機関	備考
加賀市三木町	0.0068	0.0035 ~ 0.010	県	環境基準 0.6以下 (年平均) ◎地点 3地点 ◎平均 0.0064 ◎年平均値範囲 0.0062~0.0068
小松市今江町	0.0063	0.0061 ~ 0.0065		
小松市大野町	0.0062	0.0050 ~ 0.0073		

2 公共用水域水質

常時監視調査（令和3年度）

（単位：pg-TEQ/L）

種別	水系名	河川名	測定地点名	濃度	調査機関	備考
河川	大聖寺川	本 川	塩屋大橋	0.060	県	◎地点 25地点 ◎平均 0.16 pg-TEQ/L ◎範囲 0.041~0.53 pg-TEQ/L
		旧 川	松島橋	0.17	〃	
	新堀川	動橋川	葦切橋	0.061	〃	
		八日市川	猫橋	0.17	〃	
	梯 川	本 川	石田橋	0.074	国土交通省	
		前 川	浮柳新橋	0.26	県	
	手取川	本 川	美川大橋	0.068	国土交通省	
	倉部川	本 川	倉部大橋	0.19	県	
	犀 川	本 川	二ツ寺橋	0.051	金沢市	
		伏見川	伏見川橋	0.048	〃	
	大野川	浅野川	鞍降橋	0.041	〃	
		森下川	森本大橋	0.084	〃	
		金腐川	金腐川橋	0.050	〃	
		本 川	栗崎橋	0.090	〃	
		津幡川	住ノ江橋	0.26	県	
		能瀬川	浦能瀬橋	0.53	〃	
		宇ノ気川	宇ノ気川橋	0.45	〃	
	羽咋川	本 川	羽咋大橋	0.15	〃	
		子浦川	雁田橋	0.39	〃	
	米町川	本 川	川尻橋	0.17	〃	
	御祓川	本 川	藤橋二号橋	0.16	〃	
			仙対橋	0.11	〃	
	河原田川	本 川	いろは橋	0.044	〃	
町野川	本 川	明治橋	0.18	〃		
若山川	本 川	吾妻橋	0.095	〃		
湖沼	新堀川	柴山潟	柴山潟中央	0.35	県	◎地点 3地点
	梯 川	木場潟	木場潟中央	0.34	〃	◎平均 0.41 pg-TEQ/L
	大野川	河北潟	河北潟中央	0.53	〃	
海域	加賀沿岸海域		白山市笠間沖	0.030	県	◎地点 2地点
	七尾湾		南湾中央部	0.023	〃	◎平均 0.027 pg-TEQ/L
全体	◎地点数：30、◎平均：0.17 pg-TEQ/L、◎範囲：0.023~0.53 pg-TEQ/L					
環境基準：1 pg-TEQ/L						

3 公共用水域底質

常時監視調査（令和3年度）

（単位：pg-TEQ/g）

種別	水系名	河川名	測定地点名	濃度	調査機関	備考
河川	大聖寺川	本 川	塩屋大橋	4.2	県	◎地点 22地点 ◎平均2.8 pg-TEQ/g ◎範囲 0.18~32 pg-TEQ/g
		旧 川	松島橋	3.5	〃	
	新堀川	動橋川	葦切橋	1.4	〃	
		八日市川	猫橋	1.2	〃	
	梯 川	本 川	石田橋	0.21	国土交通省	
		前 川	浮柳新橋	32	県	
	手取川	本 川	美川大橋	0.50	国土交通省	
	倉部川	本 川	倉部大橋	1.7	県	
	大野川	浅野川	鞍降橋	0.35	金沢市	
		森下川	森本大橋	0.53	〃	
		金腐川	金腐川橋	0.27	〃	
		津幡川	住ノ江橋	1.8	県	
		能瀬川	浦能瀬橋	1.0	〃	
		宇ノ気川	宇ノ気川橋	0.84	〃	
	羽咋川	本 川	羽咋大橋	0.94	〃	
		子浦川	雁田橋	0.27	〃	
	米町川	本 川	川尻橋	1.5	〃	
	御祓川	本 川	藤橋二号橋	0.18	〃	
			仙対橋	6.1	〃	
	河原田川	本 川	いろは橋	1.8	〃	
町野川	本 川	明治橋	0.19	〃		
若山川	本 川	吾妻橋	0.67	〃		
湖沼	新堀川	柴山潟	柴山潟中央	0.78	県	◎地点 3地点
	梯 川	木場潟	木場潟中央	0.26	〃	◎平均0.45 pg-TEQ/g
	大野川	河北潟	河北潟中央	0.31	〃	
海域	加賀沿岸海域		白山市笠間沖	0.15	県	◎地点 2地点
	七尾湾		南湾中央部	7.9	〃	◎平均 4.0 pg-TEQ/g
全体	◎地点数:27、◎平均:2.6 pg-TEQ/g、◎範囲:0.15~32 pg-TEQ/g					
環境基準:150 pg-TEQ/g						

4 地下水

常時監視調査（令和3年度）

（単位：pg-TEQ/L）

市町	地区名	調査機関	濃度
七尾市	高田町	県	0.013
小松市	蓮代寺町	〃	0.018
輪島市	町野町	〃	0.015
珠洲市	野々江町	〃	0.013
加賀市	大聖寺上木町	〃	0.014
羽咋市	大町	〃	0.017
白山市	福留町	〃	0.013
津幡町	庄	〃	0.015
内灘町	鶴ヶ丘	〃	0.016
穴水町	北七海	〃	0.013
金沢市	下安原町	金沢市	0.034
全体◎井戸数：11、◎平均値：0.016pg-TEQ/L、◎範囲：0.013~0.034pg-TEQ/L			
環境基準：1pg-TEQ/L			

5 土壌

一般環境調査（令和3年度）

（単位：pg-TEQ/g）

市町	地区名	濃度	調査機関	備考
小松市	日末町	0.011	県	◎環境基準 1,000以下 （調査指標 250以下） ◎地点 11地点 ◎平均 0.40 ◎範囲 0.011~1.4
	松梨町	0.20		
珠洲市	飯田町	1.2		
	野々江町	0.14		
かほく市	高松	0.044		
	外日角	1.4		
	七窪	0.012		
中能登町	春木	0.065		
	水白	0.016		
川北町	字山田先出	1.2		
金沢市	疋田	0.070	金沢市	

(11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

(令和4年3月末現在)

市町名	大気基準が適用される事業場				水質基準が適用される事業場				
	特 事 業 場	大気基準適用施設			特 事 業 場	水質基準対象施設			
		アルミニウム 合金製品 製造施設	廃 棄 物 焼 却 炉	計		廃棄物焼却 炉の廃ガス 洗浄施設、 湿式集じん 施設、灰の 貯留施設	フロン類破 壊施設の廃 ガス洗浄施 設	下水道終末 処理施設 (水質基準 対象に等 処理する ものに限る)	計
金 沢 市	17	0	24	24	7	5	2	4	11
七 尾 市	5	0	7	7	0	0	0	0	0
小 松 市	7	0	12	12	1	2	0	0	2
輪 島 市	2	0	3	3	1	1	0	0	1
珠 洲 市	1	0	1	1	0	0	0	0	0
加 賀 市	4	1	5	6	1	1	0	0	1
羽 咋 市	2	0	2	2	0	0	0	0	0
か ほ く 市	3	0	3	3	0	0	0	0	0
白 山 市	11	0	15	15	4	5	0	0	5
能 美 市	7	0	9	9	1	2	0	0	2
野々市市	1	0	1	1	0	0	0	0	0
川 北 町	1	0	1	1	0	0	0	0	0
津 幡 町	4	0	6	6	1	1	0	0	1
内 灘 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志 賀 町	3	0	4	4	0	0	0	0	0
宝達志水町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
中能登町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
穴 水 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能 登 町	3	0	4	4	1	1	0	0	1
計	75	1	101	102	17	18	2	4	24

9 化学物質環境実態調査結果

【令和2年度調査結果】

(1) 初期環境調査

① 水質 (単位: ng/L)

物質名		犀川河口 (金沢市)	検出下限値
1	アンピシリン	*0.096	0.12
2	イマザリル	nd	3.9
3-1	クロフィブラート	nd	28
3-2	クロフィブリン酸	nd	33
4	ヘキサクロロエタン	nd	0.55
5	ベンゾフェノン-4(別名: 2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸)	24	16
6-1	ベンラファキシン	4.8	0.24
6-2	O-デスメチルベンラファキシン	-	6.0
7	メタクリル酸2-エチルヘキシル	nd	12

② 大気 (単位: ng/m³)

物質名	県保健環境センター (金沢市)			検出下限値
	検体1	検体2	検体3	
1 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン(別名:1,3,5-トリスグリシジル-インシアムル酸)	nd	nd	nd	0.039
2 リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス)	nd	nd	nd	0.63

(2) 詳細環境調査

① 水質 (単位: ng/L)

物質名		犀川河口 (金沢市)	検出下限値
1	アニリン	57	14
2-1	[(3-デカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	1.2	0.35
2-2	[(3-ドデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	16	2.6
2-3	[(3-テトラデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	3.4	2.8
2-4	[(3-ヘキサデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	0.77	0.76
2-5	[(3-オクタデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	0.56	0.24
2-6	(Z)-{[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ}アセタート	nd	0.091
3-1	オクタメチルシクロテトラシロキサン	14	2.7
3-2	デカメチルシクロペンタシロキサン	77	4.3
3-3	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	9.8	2.3
4	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	3.0	0.052

② 底質 (単位: ng/g-dry)

物質名	犀川河口 (金沢市)			検出下限値
	検体1	検体2	検体3	
1-1 [(3-デカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	nd	nd	nd	0.24
1-2 [(3-ドデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	nd	nd	nd	5.0
1-3 [(3-テトラデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	nd	nd	nd	0.94
1-4 [(3-ヘキサデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	nd	nd	nd	0.19
1-5 [(3-オクタデカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート	nd	nd	nd	0.095
1-6 (Z)-{[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ}アセタート	nd	nd	nd	0.020
2-1 N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)	nd	nd	nd	0.34
2-2 N,N-ジメチルジチオカルバミン酸	nd	nd	nd	1.3

③ 生物 (単位: ng/g-wet)

物質名	能登半島沿岸ムラサキガイ			検出下限値
	検体1	検体2	検体3	
1-1 オクタメチルシクロテトラシロキサン	nd	nd	nd	0.79
1-2 デカメチルシクロペンタシロキサン	1.7	1.5	1.4	1.3
1-3 ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	nd	nd	nd	0.78

(3) モニタリング調査

① 水質 (単位: pg/L)

	物質名	犀川河口 (金沢市)	検出下限値
1	PCB類(総量)	400	※19
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	21	2.0
3	クロルデン類(総量)	200	※18
4	ヘプタクロル類(総量)	17	※7
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	2,200	80
6	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	7,600	90
7	ペンタクロロベンゼン	12	3
8	ヘキサクロロブタ-1,3,-ジエン	nd	100
9	短鎖塩素化パラフィン類(総量)	nd	※2,500
10	ジコホル	nd	13
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	960	60

② 底質 (単位: pg/g-dry)

	物質名	犀川河口 (金沢市)	検出下限値
1	PCB類(総量)	5,000	※8.2
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	50	1.3
3	クロルデン類(総量)	410	※4.5
4	ヘプタクロル類(総量)	tr(1.5)	※3.1
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	21	5
6	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	37	8
7	ペンタクロロベンゼン	60	0.4
8	ヘキサクロロブタ-1,3,-ジエン	nd	30
9	短鎖塩素化パラフィン類(総量)	nd	※5,300
10	ジコホル	nd	13
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	nd	6

③ 生物 (単位: pg/g-wet)

	物質名	能登半島沿岸 ムラサキガイ	検出下限値
1	PCB類(総量)	470	※31
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	14	3
3	クロルデン類(総量)	630	※19
4	ヘプタクロル類(総量)	96	※15
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	tr(4)	5
6	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	tr(5)	6
7	ペンタクロロベンゼン	9	3
8	ヘキサクロロブタ-1,3,-ジエン	tr(7)	13
9	短鎖塩素化パラフィン類(総量)	2,800	※2,800
10	ジコホル	nd	30
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	nd	5

④ 大気 (単位: pg/m³)

	物質名	県保健環境センター (金沢市)			検出下限値
1	PCB類(総量)	58			※1.8
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	100			0.3
3	クロルデン類(総量)	59			※0.54
4	ヘプタクロル類(総量)	4.0			※0.34
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	4.2			0.3
6	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	13			0.8
7	ペンタクロロベンゼン	66			0.17
8	ヘキサクロロブタ-1,3,-ジエン	2,300	2,700	3,300	30
9	短鎖塩素化パラフィン類(総量)	tr(400)			※500
10	ジコホル	tr(0.2)			0.5
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	2.4			0.3

[記号の説明]

* : 参考値 (調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満)

nd : 不検出

- : 欠測等

※ : それぞれの同族体ごと、各調査対象物質ごと又は同一アルキル鎖長ごとの合計値

tr : 検出下限以上定量下限未満

10 環境保全協定に基づく環境監視結果 (令和3年度分)

(1) 七尾大田火力発電所1号機及び2号機運転開始後環境監視(その1)

協定項目		測定頻度	測定場所	協定値	測定結果		
大気汚染物質	硫黄酸化物	自動連続	煙道	80ppm以下	1号機	26 ~ 48 ppm	
				50ppm以下	2号機	26 ~ 31 ppm	
		排出濃度		128m ³ N/h以下	1号機	38.6 ~ 62.3 m ³ N/h	
		排出量		109m ³ N/h以下	2号機	49.5 ~ 64.6 m ³ N/h	
	窒素酸化物	測定		60ppm以下	1号機	37 ~ 50 ppm	
				45ppm以下	2号機	27 ~ 37 ppm	
		排出濃度		100m ³ N/h以下	1号機	59.5 ~ 76.9 m ³ N/h	
		排出量		101m ³ N/h以下	2号機	47.8 ~ 83.1 m ³ N/h	
	ばいじん	2カ月に1回	30mg/m ³ N以下	1号機	1.3 ~ 2.2 mg/m ³ N		
			10mg/m ³ N以下	2号機	0.45 ~ 6.4 mg/m ³ N		
		排出濃度	50kg/h以下	1号機	2.18 ~ 3.54 kg/h		
		排出量	23kg/h以下	2号機	0.68 ~ 14 kg/h		
石炭	硫黄分(消費炭)		—	1%以下	1号機	0.41 ~ 0.56 %	
	窒素分(消費炭)				2号機	0.41 ~ 0.55 %	
			月1回	—	1.8%以下	1号機	1.59 ~ 1.9 %
						2号機	1.61 ~ 1.87 %
	その他の成分	総クロム (T-Cr)	新炭種 使用の 都度	—	—	薪炭種の使用なし	
		マンガン (Mn)		—	—		
		ニッケル (Ni)		—	—		
		砒素 (As)		—	—		
		カドミウム (Cd)		—	—		
		銅 (Cu)		—	—		
		鉛 (Pb)		—	—		
		セレン (Se)		—	—		
		バナジウム (V)		—	—		
		亜鉛 (Zn)		—	—		
		総水銀 (T-Hg)		—	—		
		フッ素 (F)		—	—		
塩素 (Cl)	—	—					
騒音	朝	年4回	敷地境界 (6地点)	65dB(A)以下	41 ~ 55 dB		
	昼間			70dB(A)以下	41 ~ 55 dB		
	夕			65dB(A)以下	36 ~ 54 dB		
	夜間			60dB(A)以下	36 ~ 51 dB		
振動	昼間	年4回	敷地境界 (6地点)	65dB以下	<30 dB		
	夜間			60dB以下	<30 dB		
悪臭 (アンモニア)		年2回	敷地境界 (4地点)	臭気強度2.5以下 (1ppm以下)	<0.1 ppm		

(2) 七尾大田火力発電所 1号機及び2号機運転開始後環境監視 (その2)

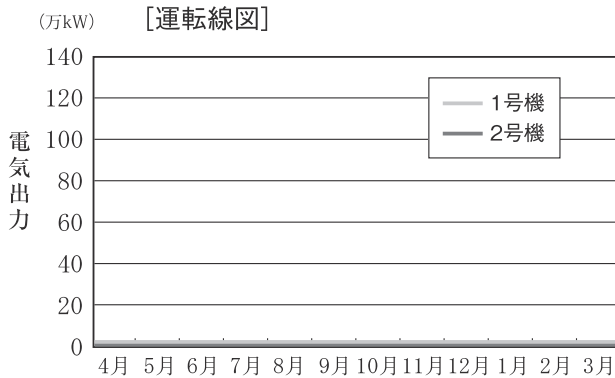
協定項目		測定頻度	測定場所	協定値	測定結果		
一般排水	生活環境に係る項目	水素イオン濃度	自動連続測定	5.8~8.6	1号機	6 ~ 7.8	
				5.8~8.6	2号機	6.1 ~ 8	
		浮遊物質		月1回	20mg/L以下	1号機	0 ~ 8 mg/L
					15mg/L以下	2号機	0 ~ 4 mg/L
		化学的酸素要求量		〃	12mg/L以下	1号機	1.3 ~ 5.3 mg/L
					10mg/L以下	2号機	1.8 ~ 6.2 mg/L
		全窒素含有量		年4回	—	1号機	20 ~ 29 mg/L
						2号機	19 ~ 32 mg/L
		全燐含有量		〃	—	1号機	0.02 ~ 0.05 mg/L
						2号機	<0.01 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	月1回	2mg/L以下	1号機	<0.5 mg/L		
			1mg/L以下	2号機	<0.5 mg/L		
	人の健康に係る項目	カドミウム又はその化合物	年4回	—	1号機	<0.01 mg/L	
					2号機	<0.01 mg/L	
		鉛又はその化合物	〃	—	1号機	<0.005 mg/L	
					2号機	<0.005 mg/L	
		六価クロム化合物	〃	—	1号機	<0.04 mg/L	
					2号機	<0.04 mg/L	
		砒素又はその化合物	〃	—	1号機	<0.005 mg/L	
					2号機	<0.005 mg/L	
水銀又はその化合物		〃	—	1号機	<0.0005 mg/L		
				2号機	<0.0005 mg/L		
セレン又はその化合物	〃	—	1号機	0.027 ~ 0.067 mg/L			
			2号機	0.017 ~ 0.055 mg/L			
フッ素含有量	月1回	15mg/L以下	1号機	2 ~ 5 mg/L			
		15mg/L以下	2号機	3 ~ 9 mg/L			
生物化学的酸素要求量(BOD)		年4回	生活排水処理装置出口	20mg/L以下	1.5 ~ 18 mg/L		
大腸菌群数		〃		—	<20 ~ 32 個/cm ³		
灰捨場余水	生活環境に係る項目	水素イオン濃度	自動連続測定	5.0~9.0	6.4 ~ 8.7		
		浮遊物質		月1回	20mg/L以下	1 ~ 15 mg/L	
		化学的酸素要求量		年4回	—	1.4 ~ 6.9 mg/L	
		全窒素含有量		〃	—	0.3 ~ 2.1 mg/L	
		全燐含有量		〃	—	0.02 ~ 0.22 mg/L	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		〃	—	<1 mg/L	
	人の健康に係る項目	年4回	余水処理槽の出口	—	<0.001 mg/L		
				—	<0.005 mg/L		
				—	<0.04 mg/L		
				—	0.006 ~ 0.028 mg/L		
				—	<0.0005 mg/L		
				—	0.007 ~ 0.014 mg/L		
				—	3 ~ 4 mg/L		
				—	—		
復水器冷却水	自動連続測定	取水口及び放水口	—	1号機	9.5 ~ 30.8 ℃		
				2号機	9.5 ~ 30.9 ℃		
			—	1号機	15.5 ~ 36.8 ℃		
				2号機	15.5 ~ 36.2 ℃		
温度差	—	7℃以下	1号機	1 ~ 6.8 ℃			
		7℃以下	2号機	1.3 ~ 6.8 ℃			

(3) 七尾大田火力発電所 1 号機及び 2 号機運転開始後環境監視 (その 3)

協定項目		測定頻度	測定場所	協定値	測定結果			
石炭	クリンカ アッシュ 溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ 新炭種の 使用の都度	—	—	<0.001	mg/L	
		鉛又はその化合物			—	<0.005	mg/L	
		六価クロム化合物			—	<0.04	mg/L	
		砒素又はその化合物			—	<0.005	mg/L	
		水銀又はその化合物			—	<0.0005	mg/L	
		セレン又はその化合物			—	<0.002	mg/L	
	灰	フライ アッシュ 溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ 新炭種の 使用の都度	—	—	<0.001	mg/L
			鉛又はその化合物			—	<0.005	mg/L
			六価クロム化合物			—	<0.04	mg/L
			砒素又はその化合物			—	0.01	mg/L
			水銀又はその化合物			—	<0.0005	mg/L
			セレン又はその化合物			—	0.036	mg/L
汚泥	溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ 新炭種の 使用の都度	—	—	<0.001	mg/L	
		鉛又はその化合物			—	<0.005	mg/L	
		六価クロム化合物			—	<0.04	mg/L	
		砒素又はその化合物			—	<0.005	mg/L	
		水銀又はその化合物			—	<0.0005	mg/L	
		セレン又はその化合物			—	0.018	mg/L	
	含有試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ 新炭種の 使用の都度	—	—	17	mg/kg	
					鉛又はその化合物	—	25	mg/kg
					六価クロム化合物	—	<0.2	mg/kg
					砒素又はその化合物	—	29	mg/kg
					水銀又はその化合物	—	50	mg/kg
					セレン又はその化合物	—	96	mg/kg

11 原子力安全確保関係資料

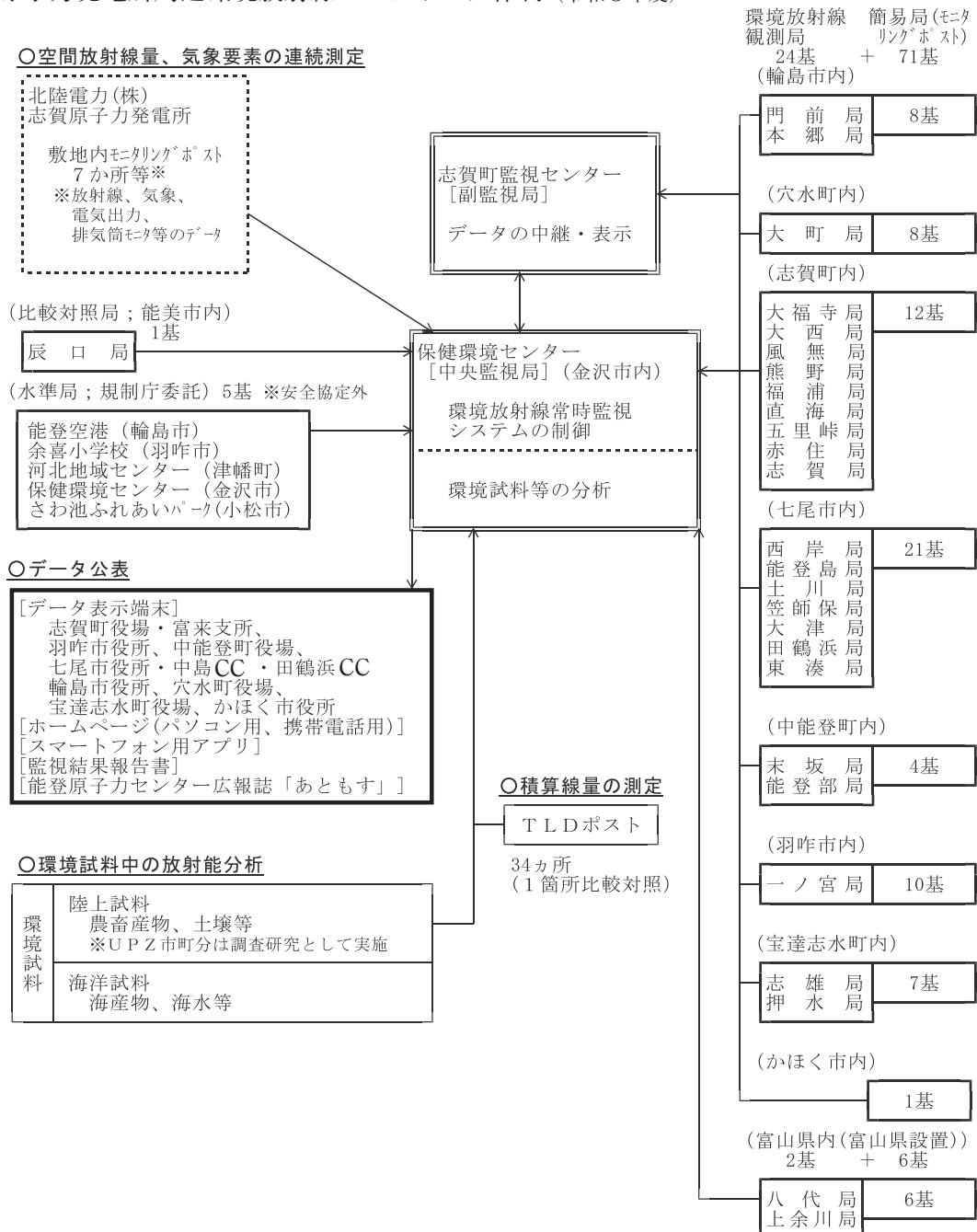
(1) 志賀原子力発電所の運転状況 (令和2年度)



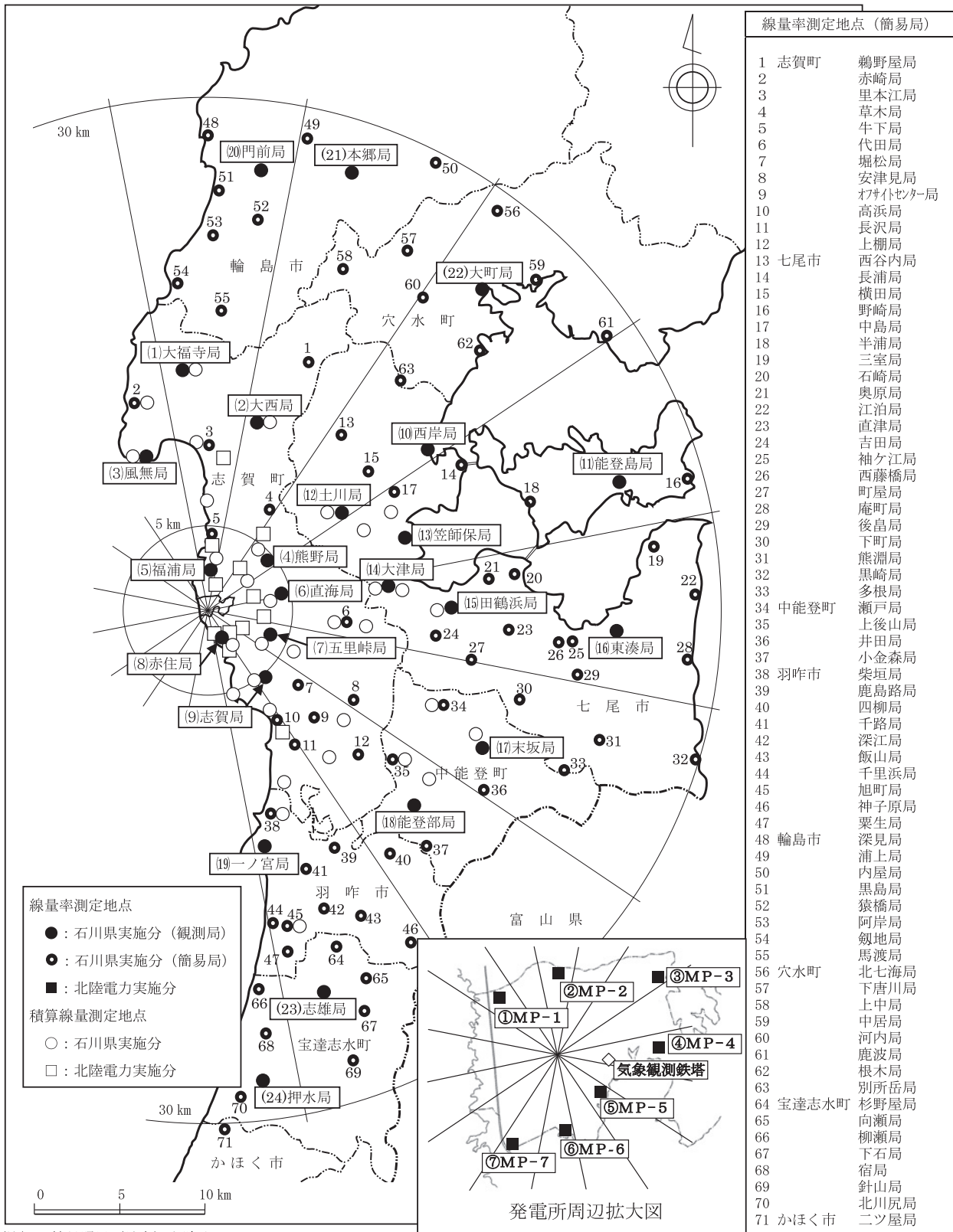
[特記事項]

年月日	内容
令和3年 3月末現在	(1号機) 第13回定期検査中 (2号機) 第3回定期検査中

(2) 志賀原子力発電所周辺環境放射線モニタリング体制 (令和3年度)

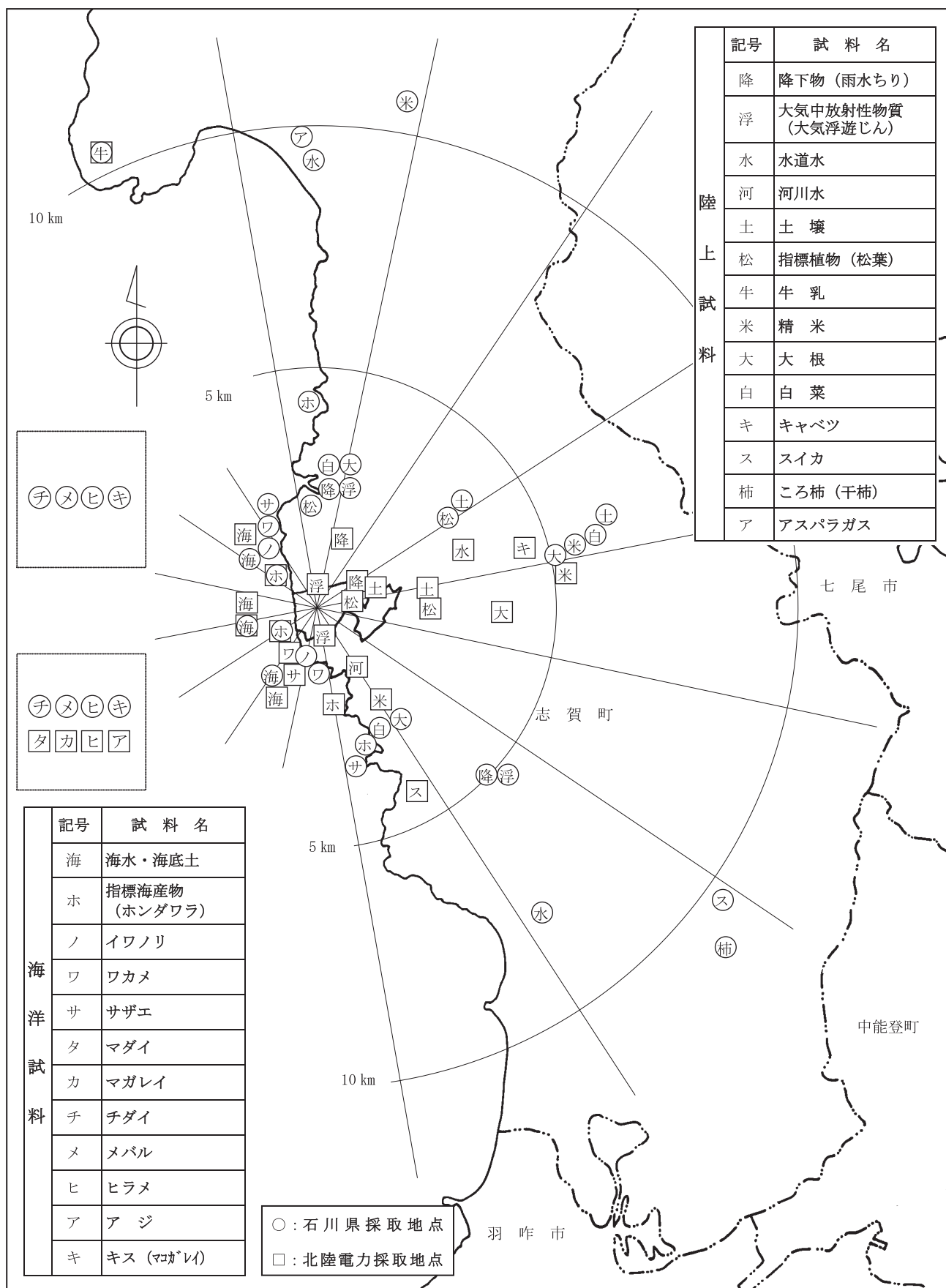


(3) 空間放射線測定地点図 (令和2年度末)



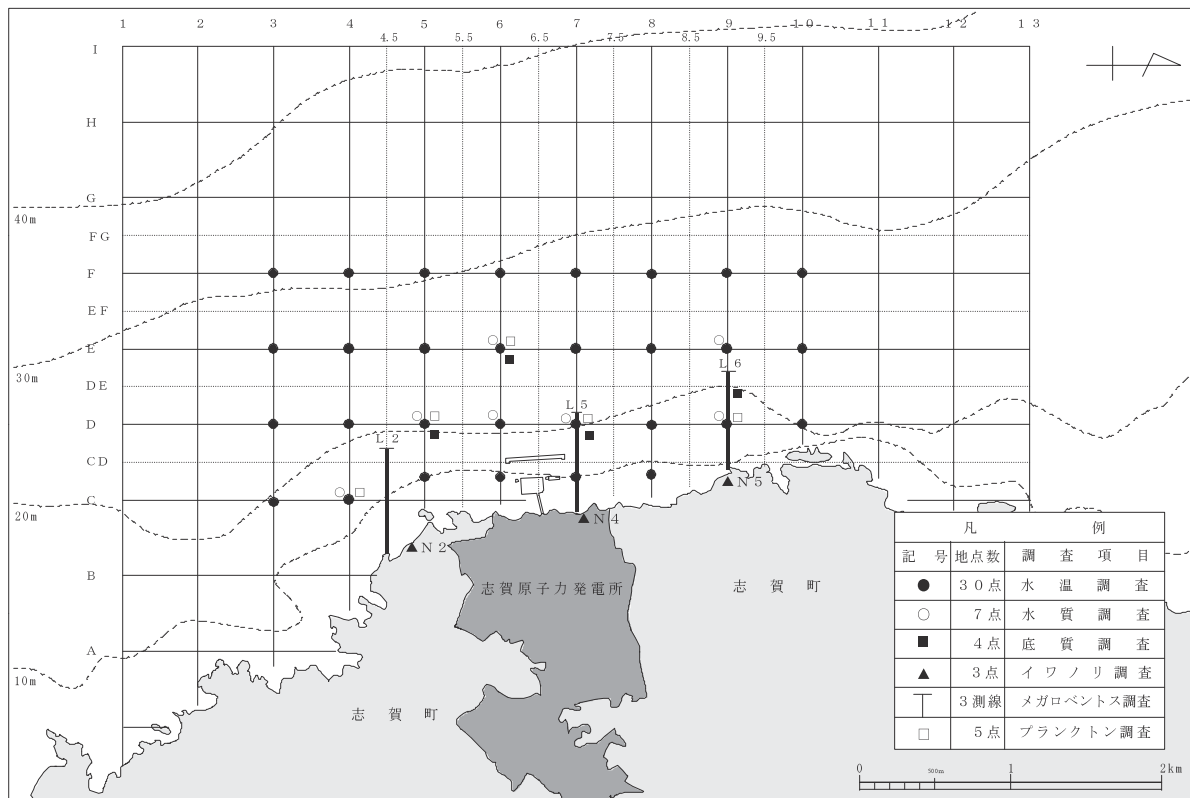
(注) 比較対照局 (地点) を除く。

(4) 環境試料採取地点図 (令和2年度)

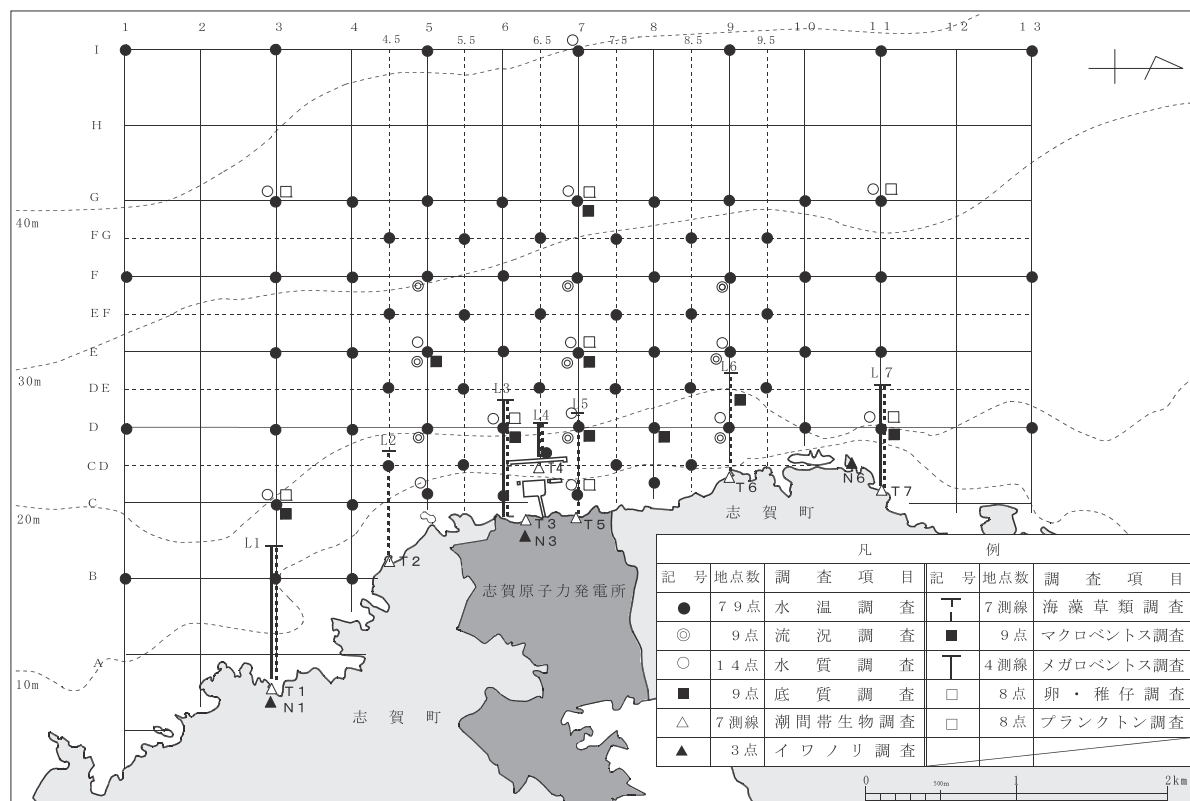


(注) 比較対照地点を除く。

(5) 温排水影響調査地点図 (石川県実施分：令和2年度)



(6) 温排水影響調査地点図 (北陸電力(株)実施分：令和2年度)



12 自然公園等施設一覧（石川県設置分）

(1) 白山国立公園（国設置分含む）

（令和4年3月末現在）

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等		性質別	管 理 者	
白山 室堂 地区	宿泊施設	くろゆり荘	S42	鉄骨平屋	311.04m ²	県単	指定管理 (一財)白山観光協会
		こざくら荘	S43	〃	〃	〃	〃
		御前荘	S44	〃	〃	〃	〃
		白山荘	S59	木造平屋	149.55m ²	〃	〃
	休憩所	室堂センター	H11~13	鉄骨2階	993.59m ²	〃	〃
	公衆便所	室堂公衆便所	H5	木造平屋	34.02m ²	国補	〃
		室堂公衆便所	R元	〃	82.49m ²	〃	〃
		室堂屋外便所	S60,H13	〃	81.4m ²	〃	〃
	管理施設	乾燥小屋	S53	〃	16.20m ²	県単	〃
		渡り廊下	S60,H13	鉄骨平屋	112.3m ²	〃	〃
		給水施設	S40~48	φ=50~75m/m 給水タンク 1基	L=210m	〃	〃
		排水施設	S40~53	φ=250m/m基	L=665.6m	〃	〃
		貯水池	S48		A=138m ²	〃	〃
	園地		S40		A=4,000m ²	国補	〃
南竜 地区	宿泊施設	南竜山荘	S50	鉄骨2階	468.36m ²	県単	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
	野営場	ビジターセンター倉庫	S41~42	〃	190.26m ²	〃	〃
		ビジターセンター	H10	〃	329.82m ²	国補	〃
		テントサイト	S55~57		A=11,600m ²	〃	〃
		休憩所	S57	木造平屋	60.00m ²	〃	〃
		公衆便所	S55	〃	66.60m ²	〃	〃
		炊事舎	S56	〃	77.76m ²	〃	〃
		ケビン	H8	木造平屋5棟	200.00m ²	〃	〃
		倉庫	〃	木造平屋	32.00m ²	〃	〃
野営場トイレ	R3	木造平屋	53.52m ²	〃	〃		
別当 出合 地区	園地	休憩舎	〃	RC造平屋	81.72m ²	〃	委託 (一財)白山市地域振興公社
		公衆便所	〃	〃	81.80m ²	〃	〃
		駐車場	H8,H22	AS舗装	A=5,204.8m ²	直轄	国・県(委託(一財) 白山市地域振興公社)
			H8	園地整備	A=2,245m ²	国補	委託 (一財)白山市地域振興公社
市ノ 瀬 地区	野営場	テントサイト	S59		A=2,963m ²	〃	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		公衆便所	〃	RC造平屋	31.50m ²	〃	〃
		炊事舎	〃	〃	36.00m ²	〃	〃
	駐車場	公衆便所	S58	〃	54.4m ²	〃	〃
			S58~59	AS舗装	A=2,910m ²	〃	〃

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等		性質別	管 理 者	
市ノ瀬地区	園 地	ビジターセンター	H11	RC造2階	504.95m ²	直轄	県
		休 憩 所	S60	木造平屋	29.16m ²	国補	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		〃	H10~12	RC造平屋	29.4m ²	〃	〃
		〃	H29~30	木造一部RC造	217m ²	直轄	国・県
		〃	S58	園地整備	A = 2,873m ²	〃	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
中宮温泉地区	博物展示施設	中 宮 展 示 館	S48,H10~11	RC造2階	1,108.12m ²	直轄、 国補	県
		駐 車 場	H22	AS舗装	3,016.9m ²	直轄	〃
	休 憩 舎	中 宮 休 憩 舎	S51	RC造平屋	50.00m ²	〃	〃
		中宮レストハウス	S52	〃	50.00m ²	県単	委託 白 山 市
		蛇 谷 休 憩 舎	H6	〃	56.75m ²	国補	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		ジライ谷休憩舎	S47	木造平屋	49.27m ²	県単	県
	野 営 場	テントサイト	H2・3	27基 A = 432m ²	110人収容	国補	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		公 衆 便 所	H3	RC造平屋	23.25m ²	〃	〃
		炊 事 棟	H2	〃	21m ²	〃	〃
		〃	H3	〃	〃	〃	〃
		管 理 棟	〃	〃	83.74m ²	〃	〃
		園 地 ・ 広 場	S63・H元	7ヵ所	A = 3,385m ²	〃	〃
	駐 車 場		S43・S49	AS舗装	A = 1,516.9m ²	〃	県
			S48・S52	〃	A = 4,501.1m ²	〃	〃
	園 地		S49		A = 3,027.2m ²	〃	〃
		ジ ラ イ 谷	S47~48		A = 1,800m ²	〃	〃
		カ ジ ヤ 谷	〃		A = 10,000m ²	〃	〃
		川の生態観察園	S57		A = 4,879m ²	〃	〃
		歩 道		〃		L = 430m	〃
			S63~H元		L = 1,112.5m	〃	〃
岩間温泉	園 地		S43		A = 250m ²	県単	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
	休 憩 舎		H12	RC造平屋	46.12m ²	国補	〃
新岩間温泉	園 地	公 衆 便 所	H16	RC造平屋	21.78m ²	〃	〃
		駐 車 場	H16	AS舗装	A = 413.00m ²	〃	〃
風嵐	博物展示施設	白山国立公園センター	H11	RC造2階	494.61m ²	〃	指定管理 NPO法人白峰まちづくり協議会
その他	避 難 小 屋	ゴ マ 平	H11	木造平屋一部 中2階	36.84m ²	〃	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		シ ナ ノ キ 平	S47	〃	44.79m ²	〃	〃
		小 桜 平	H22	木造平屋	29.87m ²	県単	〃

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等		性質別	管 理 者	
その他	避難小屋	奥 長 倉	H元	木造2階	34.36m ²	県単	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		殿 ケ 池	H26	木造平屋	30.68m ²	直轄	国・県(委託(一財) 白山観光協会)
		甚 之 助	H22	木造平屋	78.00m ²	直轄	国・県(委託(一財) 白山市地域振興公社)
		チ ブ リ 尾 根	H17	木造平屋	33.21m ²	国補	委託 NPO法人 白山の自然を考える会
	歩 道	中宮温泉・白山室堂	S44~46	L = 20.2km	W = 1.0m	〃	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		念仏尾根・ゴマ平	S53	L = 2.28km	W = 1.0m	〃	〃
		新 岩 間 ・ 大 汝	S39~41	L = 12.3km	W = 1.0m~1.3m	県単	〃
		岩 間 ・ 小 桜 平	S40	L = 4.6km	W = 1.0m~1.3m	〃	〃
		別当出合・弥陀ヶ原	S38	L = 5.2km	W = 1.0m~2.0m	〃	委託 (一財)白山観光協会
		別当出合・室堂	S48	L = 6.1km	W = 1.0~4.0m	〃	〃
		室 堂 ・ 三 ノ 峰	S40~42	L = 9.7km	W = 1.0m~1.2m	国補	委託 (一財)白山市地域振興公社
		別 山 ・ 市 ノ 瀬	S43	L = 7.575km	W = 1.0m	〃	委託 NPO法人 白山の自然を考える会
		市ノ瀬・釈迦岳	S47・48	L = 8.83km	W = 1.0m	〃	委託 2702.jp木村芳文
		市ノ瀬慶松平	H10	L = 4.5km	W = 0.8m~3m	〃	委託 (一財)白山観光協会
		高 飯 場 ・ 室 堂	S44	L = 5.76km	W = 1.0m~1.5m	県単	委託 (一財)白山市地域振興公社
		南竜ヶ馬場・弥陀ヶ原	〃	L = 1.70km	W = 1.0m	〃	〃
		岩間温泉・噴泉塔	〃	L = 3.46km	W = 1.0m	国補	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		加 賀 禅 定 道	S61~62	L = 18.2km	W = 1.0m	県単	〃
園 地	瓢 箪 谷 上	S63	園地整備 展望台 1棟 歩道 W = 1.2m L = 910m	A = 127m ²	国補	〃	
便 所	中 飯 場	H8	鉄筋平屋 浄化槽土壌浸透 112人槽BOD20ppm	26.67m ²	〃	委託 (一財)白山市地域振興公社	

(2) 能登半島国定公園

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等		性質別	管 理 者
能登千里浜地区	休 憩 所	S51	RC造平屋	24.00m ²	国補	指定管理 (一財)休暇村協会
	公衆便所	S49	〃	36.00m ²	〃	〃
		S50	〃	〃	〃	〃
		H4	木造平屋	42.00m ²	〃	〃
	炊 事 棟	S49	RC造平屋	47.84m ²	〃	〃
		S50	〃	〃	〃	〃
H3		木造平屋	33.30m ²	〃	〃	

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等		性質別	管 理 者
能登千里浜地区	管 理 棟		S49	RC造平屋 79.38m ²	国補	指定管理 (一財)休暇村協会
		シャワー室、倉庫	S54	RC造平屋 63.60m ²	〃	〃
	車 道		S47	AS舗装 L=960m W=8.0m	〃	〃
			S48	〃 L=120m W=8.0m	〃	〃
			S49	〃 L=325m W=4.5m	〃	〃
			H2~4	〃 L=440m W=3.5m	〃	〃
	駐 車 場		S47~48	〃 A=6,516.6m ²	〃	〃
			S49~50	〃 A=957.9m ²	〃	〃
	園 地		S48	園地整備 A=1,970m ²	〃	〃
			S49	広場 A=1,617.2m ²	〃	〃
			S50	園地整備 A=2,757.1m ²	〃	〃
			〃	広場 A=5,230.1m ²	〃	〃
			S51	園地整備 A=5,842.3m ²	〃	〃
			S52	〃 A=1,276m ²	〃	〃
	野 営 場		S49~50	テントサイト A=4,165m ²	〃	〃
		オートキャンプ場	H2~4	〃 21サイト A=3,000m ²	〃	〃
	排水施設		S52	浄化槽(合併) BOD20 ppm145t/日	〃	〃
木ノ浦地区	公衆便所		S48	RC造平屋 42.00m ²	〃	指定管理 珠 洲 市
			H4	〃 46.92m ²	〃	〃
		オートキャンプ場	H6	〃 42.58m ²	〃	〃
	炊 事 棟		S48	木造 47.84m ²	〃	〃
		オートキャンプ場	H6	木造平屋 42.21m ²	〃	〃
	管 理 棟		S48	RC造2階 241.05m ²	県単	〃
	車 道		〃	碎石舗装 L=180m W=5.0m	国補	〃
		オートキャンプ場	H5~7	AS舗装 L=250m W=5.5m	〃	〃
	駐 車 場		S44・48	〃 A=274.4m ²	〃	〃
			S43	〃 A=610m ²	県単	〃
			S49	〃 A=3,892.2m ²	国補	〃
			H5~7	CO舗装 A=200m ²	〃	〃
	園 地		S43	広場 A=290m ²	県単	〃
			S45	〃 A=2,350m ²	国補	〃
			S46~48	〃 A=2,038m ²	〃	〃

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等	性質別	管 理 者		
木ノ浦地区	園 地	S50	広場 A = 12,704m ²	国補	指定管理 珠 洲 市		
	野 営 場	S48	テントサイト A = 6,405m ²	〃	〃		
		オートキャンプ場	H5~7	〃 20サイト A = 800m ²	〃	〃	
		棧 橋	S46	護岸、防潮堤一式 L = 50m L = 120m	〃	〃	
見付地区	車 道	S55	AS舗装 W = 6.0m	〃	委託 珠 洲 市		
	駐 車 場	S54	〃 A = 2,676m ²	〃	〃		
	園 地	S55~57	園地整備 A = 12,465m ²	〃	〃		
九十九湾地区	博物展示施設	のと海洋ふれあいセンター	H4~5	木造2階1部地下 997.22m ²	県単	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社	
		海の自然体験館	H16	木造一部RC造 A = 420.55m ²	国補	〃	
	野 営 場		S62	テントサイト A = 3,160m ²	〃	委託 能 登 町	
		管 理 棟	S61	木造平屋 44.71m ²	〃	〃	
		公 衆 便 所	〃	〃 31.39m ²	〃	〃	
		炊 事 所	〃	〃 39.74m ²	〃	〃	
	歩 道	探 勝 歩 道	S62	飛石、棧橋 L = 635m W = 0.7m~1.5m	〃	〃	
		磯 の 観 察 路	H5・9	L = 230m	〃	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社	
			H13~14	飛石 L = 350m	〃	〃	
			〃	床版 W = 0.85~1.12m	〃	〃	
	園 地		H5・9	芝生広場 A = 14,250m ²	〃	委託 能 登 町	
		屋外タッチフィールド	H14	広場 A = 1,015m ²	〃	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社	
			〃	四阿 23.04m ²	〃	〃	
		藻塩体験コーナー	H14	広場 A = 1,154m ²	〃	〃	
			〃	四阿 7.0m ²	〃	〃	
			〃	バーゴラ 32.0m ²	〃	〃	
	駐 車 場		S61・62	A = 2,370m ²	〃	委託 能 登 町	
	車 道		S46~47	AS舗装 L = 381m W = 6.5m	〃	〃	
	西保地区	野 営 場		H8	フリーサイト A = 1,500m ²	〃	指定管理 (株)上田組
			オートキャンプ場	〃	20サイト A = 1,886m ²	〃	〃
管 理 棟			〃	木造平屋 173m ²	〃	〃	
炊 事 棟			〃	〃 39.77m ²	〃	〃	
車 道			〃	AS舗装 L = 420m W = 3.0m	〃	〃	
歩 道			〃	2カ所 計 L = 577m W = 1.0m	〃	〃	
園 地			〃	広場4カ所 A = 12,240m ²	〃	〃	

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等	性質別	管 理 者	
西 鑑 区	排水施設	H8	浄化槽70人槽 BOD20ppm	国補	指定管理 (株)上田組	
そ の 他	休 憩 所	猿 山	S49	木造平屋 5.28m ²	〃	委託 輪 島 市
		〃	〃	〃	〃	〃
	公 衆 便 所	巖 門	H11	〃 12.96m ²	〃	委託 志 賀 町
		川 浦	H7	〃 24.96m ²	〃	委託 珠 洲 市
		巖 門	〃	RC造平屋 41.76m ²	県単	委託 志 賀 町
	歩 道	鞍 崎	S54	〃	〃	委託 珠 洲 市
		猿 山 ~ 深 見	S49	碎石舗装 L=0.781km W=1.3m	〃	委託 輪 島 市
		皆 月 ~ 上 大 沢	S45~46	一部 碎石舗装 L=2.715km W=0.9、1.5m	国補	〃
		〃	〃	〃 L=5.001km W=1.2、3.0m	県単	〃
	園 地	高 屋 ~ 狼 煙	S44・47	一部 碎石舗装 L=8.513km W=1.2、1.8m	国補	委託 珠 洲 市
		狼 煙	S44・53	園地整備 A=5,730m ²	〃	〃
恋 路		S44	広場 A=952m ²	県単	委託 能 登 町	
	巖 門	S54	園地整備 A=3,950m ²	国補	委託 志 賀 町	

(3) 越前加賀海岸国定公園

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等	性質別	管 理 者	
塩 屋 地 区	便 所	H3	RC造平屋 32.96m ²	国補	委託 加 賀 市	
	駐 車 場	S44・53	AS舗装 A=8,114.2m ²	〃	〃	
片 野 地 区	休 憩 所	H12	木造平屋 A=19.87m ²	〃	〃	
	公 衆 便 所	H9	RC造平屋 A=27.5m ²	〃	〃	
	駐 車 場	S54	AS舗装 A=1,482.9m ²	〃	〃	
長 老 屋 敷 跡 地 区	休 憩 所	H12	木造平屋 A=16.56m ²	〃	〃	
	園 地	〃	園地整備 A=33,650m ²	〃	〃	
加 佐 ノ 岬 地 区	車 道	S47	AS舗装 L=545m W=6.5m	〃	〃	
	駐 車 場	〃	〃 A=2,392m ²	〃	〃	
	園 地	S46	園地整備 A=139.5m ² 園路L=6.5m	〃	〃	
鹿 島 の 森 地 区	園 地	S44	園地整備 A=877.2m ² 園路L=529m	〃	〃	
	駐 車 場	H7	ILB舗装 A=585.6m ²	県単	〃	
そ の 他	歩 道	加 佐 ノ 岬 ~ 片 野	S48	碎石舗装 L=4.6km W=1.0~4.5m	国補	〃
	車 道	片 野 ~ 塩 屋	S49~52	AS舗装 L=4.5km W=2.0~2.5m	〃	〃

(4) 県立自然公園

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等	性質別	管 理 者	
白山一里野	駐 車 場	S52~53	AS舗装 A = 7,600m ²	国補	委託 白 山 市	
	園 地	S51	芝生広場 A = 23,500m ²	〃	〃	
		ブナオ山 園地	S56	A = 3,863m ²	県単	県
	歩 道	〃 歩道	S57	L = 124m	〃	〃
	観 察 舎	〃 観察舎	S56	木造2階 225.87m ²	〃	〃
	公 衆 便 所	〃 公衆便所	〃	木造平屋 20.0m ²	〃	〃
獅子吼・手取	博物展示施設	ビジターセンター	H元 獅子吼レストハウス A = 190m ²	〃	委託 白 山 市	
	野 営 場	テントサイト	S63	A = 4,000m ²	国補	〃
		炊 事 棟	〃	木造平屋 A = 38.88m ²	〃	〃
	歩 道	自然研究路	S62	L = 885m	〃	〃
	休 憩 所	北 沢	〃	木造平屋 A = 49.00m ²	〃	〃
	駐 車 場	〃	〃	A = 1,000m ²	〃	〃
	園 地	〃	〃	芝生広場 A = 3,090m ²	〃	〃
		南 沢	〃	園地整備 A = 1,400m ²	〃	〃
公 衆 便 所	北 沢 便 所	S61	木造平屋 A = 26.00m ²	〃	〃	
	南 沢 便 所	S60	木造平屋 A = 15.12m ²	〃	〃	
医王山	ビジターセンター	医王山ビジターセンター	H11 RC一部木造平屋 A = 184.32m ²	〃	県	
	休憩所・便所	大 池 平	H10~11 木造平屋 A = 23.04m ²	〃	〃	
	休憩所・便所	西 尾 平	H12~13 木造平屋 A = 34.17m ²	県単	〃	
	休 憩 所	観	H12 木造平屋 A = 23.00m ²	〃	〃	

(5) その他（健民自然園）

地区及び施設名		整備年度	構造及び規模等	性質別	管 理 者
夕日寺	管 理 棟	ふれあいセンター	S63 木造平屋 A = 115.20m ²	県単	指定管理 (公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議
	公 衆 便 所	芝 生 広 場	S60 〃 A = 22.68m ²	〃	〃
	ビジターセンター	里山ふるさと館	H17.18 木造一部二階建 A = 162.27m ²	電源 交付金	〃
	公 衆 便 所	里山ふるさと館続き便所	H18 木造平屋 A = 57.01m ²	〃	〃
	作 業 所	体 験 工 房	H19 木造平屋 A = 136.64m ²	〃	〃

13 環境用語の解説

●RDF（ごみ固形燃料）

Refuse Derived Fuelの略で、廃棄物の中から選別した可燃物を、粉碎、粒度調整、成形固化などの加工により製造した固形燃料をいう。

●IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、世界有数の科学者が参加し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとコンサルティングを提供することを目的とした政府間機構である。

●ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization : ISO）が制定している、環境マネジメントに関する国際規格であり、企業活動が環境に与える負荷を、生産から販売、リサイクル、廃棄にいたる各段階で目標を持って継続的に低減していく仕組みを定めたもの。主な特徴として、PDCAサイクル（Plan→DO→Check→Act）による継続的改善を取り入れている点と、環境目的・目標、環境パフォーマンスのレベルなどの具体的内容は組織が自ら定める点などがある。

●ISO9001

国際標準化機構（ISO）が制定している、品質管理に関する国際規格であり、事業者等が顧客や社会などが求めている品質を備えた製品やサービスを提供するための仕組みについて定めたもの。

●アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に効果がある。エコドライブ運動の主要な項目になっている。

●アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩。アスベストは軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、建築材料（断熱材、耐火被覆材、屋根材等）、自動車のブレーキパッドなど広く利用されていた。しかし、肺に突き刺さったりすると肺がんの原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発がん物質と断定。

●アルミスラッジ

アルミサッシなどアルミ製品の表面処理（アルマイト）工程で発生する汚泥。

●EPR

Extended Producer Responsibility（拡大生産者責任）の略。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルとを実施すること等が含まれる。（OECDでは2000年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。）

●硫黄酸化物（SO_x）

硫黄分を含んだ石油や石炭などの燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●石川県環境審議会

ふるさと環境条例に基づいて設置された、環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、また、環境総合計画の実施状況及びその評価に関して意見を述べるための組織のこと。

●（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議

環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人とが共生する社会を構築していくためには、県民、事業者及び行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を認識し、互いに共同して行動することが強く求められていることから、ネットワークを結びながら環境保全活動を展開するため、平成13年4月に設立し、その活動拠点として、「県民エコステーション」を設置。

●石川県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化の現状や対策の重要性等について、広報活動や活動支援を行う。石川県では、（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議を平成14年7月にセンターに指定。

●石川県廃棄物適正処理指導要綱

廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び県民の健康の保護を図るために、廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、事業者と県、市町村の責務と協力など、廃棄物の処理に関する必要な事項を定めたもの。平成5年11月に策定された。

●いしかわ自然学校

「自然と人との共生するいしかわ」（石川県新長期構想）の実現と「いしかわ子どもすくすくプラン」における自然体験を推進する中核的な事業として、平成13年度に開校。自然に学び、感動し、自然を大切に思い行動する人の育成を目的に、海から白山まで県内各地のさまざまな自然を活用した、楽しく多彩な自然体験プログラムの提供と指導者の養成を行っている。県関係部局間だけでなく、市町村や民間団体・事業者等とも連携するパートナーシップ型の実施・運営体制が特徴。

●いしかわ版環境ISO

すべての県民が日常生活のいずれかの機会に環境ISOに触れることを目的に作成された環境保全活動の指針のこと。「いしかわ学校版環境ISO」（平成13年度策定）、「いしかわ地域版環境ISO」、「いしかわ家庭版環境ISO」（ともに平成15年度策定）、「いしかわ事業者版環境ISO」（平成19年度策定）、「いしかわ工場・施設版環境ISO」（令和2年度策定）がある。各指針は、学識経験者や学校関係者、女性団体関係者などからなる策定委員会で検討され、モデル学校やモデル家庭等での活動内容を盛り込んで策定された。

●いしかわレッドデータブック

正式な書名を「石川県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編・動物編）」といい、県内を対象とした地域版のレッドデータブックである。レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その現状を記したものであり、環境省をはじめ様々な機関や自治体が発行している。掲載種の採取等を禁止するといった法的な規制を伴うものではないが、環境影響評価における希少種の評価や保全対策を講ずる際の資料として活用される。

●一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物と定義されている。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

●インタープリター

「通訳」を意味する言葉。自然学校などの活動で使う場合は、「単に事実や情報を伝えるのではなく、直接体験をとおして、自然や文化などの事物・事象の背後にある意味や相互の関係を解き明かし伝える人」のこと。自然解説者や自然案内人などと訳されることもある。

●栄養塩類

生物の生存に不可欠な塩類（硝酸塩、亜硝酸塩、リン酸塩、ケイ酸塩など）。窒素及びリンの無機塩類は、自然水域で植物プランクトンの生育を支配する重要な要因で、閉鎖性水域での富栄養化現象は、主にこれら無機塩類の供給過剰により引き起こされる。

●エコアクション21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境省が策定した、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。

●エコクッキング

調理という日常活動を通じて環境保全を实践しようという運動のこと。具体的には、食材を有効利用して生ごみを減らす、調理方法を工夫して省エネを図ったり排水をきれいにする、地場の食材を活用して地産地消を図る、といった調理法を普及すること。石川県が発祥地で、全国に広がっている。

●エコツーリズム

自然環境の保全と自然や文化を活かした地域振興を両立させ、環境教育にも資する観光・旅行形態のこと。このうち、農林漁業などの産業に対する理解促進と地域住民との交流を主目的にしたものをグリーンツーリズムということもある。一般には1992年にIUCN（国際自然保護連盟）が「第3回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。

●エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための自動車運転技術をさす。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

●エコ農業

一般には、可能な限り環境に負荷を与えない環境保全型の農業、農法のこと。石川県では、堆肥等による土づくり、減化学肥料及び減化学農薬の3つの技術を一体的に導入しようとする農業者に対して、県が「エコ農業者」として認定する制度を実施している。また、エコ農業者が生産したエコ農産物について、生産者の努力を的確に消費者に伝えるため、「エコ農産物表示制度」を実施している。

●エコ農業者

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等による土づくり、減化学肥料及び減化学農薬の3つの技術を一体的に導入しようとする農業者。石川県では「エコ農業者」認定制度を実施している。

●エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境にやさしい環境配慮型製品を示すマーク。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように1990年2月にスタートした。

●エコ・リサイクル認定製品

リサイクル製品であることを認定された製品のこと。リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を目的として、リサイクル製品の認定制度が多くの自治体などで展開されている。石川県では、県内で製造されたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」に認定し、積極的に利用とPRに努めている。

●エコロジーキャンプ

一般的には、環境教育を目的としたキャンプや環境に負荷をかけないような宿泊を伴う野外活動の意味で使われるが、「いしかわ自然学校」では、民間団体等が実施するテーマを絞った宿泊型の自然体験プログラムの総称として使っており、必ずしもテントで野営するとは限らない。

●エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

●NPO

環境保全活動をはじめとする非営利の公益活動を行うことを目的とする団体のこと。NPOとは、英語のNon-Profit Organizationの頭文字をとった略語で、日本語に訳すと「非営利組織」となる。国や県をはじめとする自治体も同じ非営利の組織であるので、通常、これらと区分するために、NPOは「民間非営利組織」とよばれている。特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得することができる。

●LCA

Life Cycle Assessment (ライフサイクル・アセスメント) の略、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

●Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したもの。わが国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標はWECPNLを採用していたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成25年4月より新たな評価指標として採用された。

●SS (浮遊物質)

Suspended Solidの略で、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁物のことである。水質汚染の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物質である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害して植物の光合成に障害を与える。

●汚水処理人口普及率

汚水処理施設(下水道、集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラント)が整備されている地域に居住する人口の総人口に対する割合をいう。

●オゾン層

地上から10~50kmの上空(成層圏)で大気中のオゾンの90%が集まっているオゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾン層では波長域280~315nmの生物に有害な紫外線(UV-B)を吸収している。

●汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質の総量をいい、主としてBOD、COD、SSの汚濁負荷量=水質(濃度)×水量/日で計算される。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、汚濁防止のためにはどれだけの汚濁物質が入っているかとい

う汚濁負荷量を正確に把握する必要がある。

例えば、BOD1,000mg/ℓの排水を1,000m³/日排出する場合BODの汚濁負荷量は、1,000mg/ℓ×1,000m³/日=1,000kg/日である。

●汚泥

洗浄施設や総合廃水処理施設に入った排水に、凝集剤、活性汚泥等を添加して沈殿させたもの、また製造過程において不要となった泥状のものをいう。

●温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ気体のこと（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六ふっ化硫黄、三フッ化窒素）。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

●開発事業

特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。環境影響評価法では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある開発事業を第一種事業、それに準ずるものを第二種事業としている。

●外来種

国外または国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為により意図的または非意図的に導入された生物種のこと。このうち、導入された地域の生態系、人の生命・身体、農林水産業等に著しい被害を及ぼす種を「侵略的外来種」ともいう。

●化学物質

化学物質は種類が非常に多く、現在使われているものは世界全体で約10万種、日本で数万種あるといわれている。その他、化学物質の中には、目的に応じて製造されるものや天然物のほか、ダイオキシン類のように「非意図的」に生成されてしまう化学物質もある。

●拡大造林

天然林を伐採した跡地や原野などに人工造林を行うこと。

●合併処理

生活排水のうち、し尿（トイレの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理すること。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べて処理能力が高く、BODの除去率は90%以上、処理水のBODは20mg/ℓ以下と下水道の終末処理場と同等の水質に処理できるまでに改善がなされてきた。

●合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて処理能力が高く、BODの除去率は90%以上、処理水のBODは20mg/ℓ以下と下水道の終末処理場と同等の水質に処理できる。

●家電リサイクル法

家庭や事務所で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーには回収とリサイクルを、消費者にはその費用負担を義務づけた法律で、平成13年4月から施行されている。1998年5月に制定された。消費者は、家電4品目を廃棄するときに処理費用を負担する。

●環境影響評価

道路やダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある行為について、地域住民等の関係者の意見を取り入れながら、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表することで、環境配慮を行う手続き。

●環境カウンセラー

環境保全活動に取り組む市民や事業者などに対して、助言などの支援ができる人材を登録する環境省の制度のこと。市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動などに関する相談を受けたり、環境学習講座の講師を務める「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関して相談・助言をする「事業者部門」という2つの部門がある。

●環境基準

環境基本法第16条に基づいて、政府が定める環境保全上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められており、地域や水域の指定は都道府県知事が行う。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画。平成6年に第一次計画、平成12年に第二次計画、平成18年に第三次計画、平成24年に第四次計画、平成30年に第五次計画が閣議決定された。

●環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取組を促進することを目的に、平成23年6月に改正し、法律名称を変更（旧名称：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年制定））したほか、環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等が行われた。

●環境大気測定局

大気汚染防止法では「都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない」とされている。このため、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置した測定局のことであり、二酸化硫黄や二酸化窒素など大気の汚染に係る環境基準が定められている項目を常時観測している。

●環境配慮活動（行動）

事業活動や日常生活に伴う環境への負荷を意識的に削減することを目的とした取組のこと。例えば、製造業においては省エネ・省資源や廃棄物の削減、化学物質の安全管理などが多くの企業で取り組まれており、金融業界においてもエコファンドなどの環境配慮型金融商品が出現し始めている。また、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入や環境報告書や環境会計への取組も、広い意味で、企業の環境配慮活動といえる。

●環境ビジネス

環境への負荷の低減に役立つ商品やサービスを提供する、あるいは社会経済活動を環境保全型へ変革する上で役立つ技術、システムを提供するなどのビジネスのこと。エコビジネスとも呼ばれる。環境ビジネスは、①環境負荷を低減させる装置、②環境への負荷の少ない製品、③環境保全に資するサービスの提供、④社会基盤の整備の4つに分類される。

●環境報告書

企業などが、環境に配慮して取り組んだ活動内容とその成果を環境業績としてまとめたもの。近年、利害関係者との環境コミュニケーションを積極的に図ることを目的に、ISO14001を取得した企業を中心に普及し始めている。環境報告書の作成・公表は、企業の社会的責任（CSR）であるという考え方も強くなってきている。

●環境保全型農業

一般的には、可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。オーガニック食品、有機農産物など食物の安全性に対する消費者の要望も年々強くなっており、一方、農家の間でもエコ農業、特別栽培、有機栽培など環境にやさしい農業に取り組む農家が増えてきている。

●環境ホルモン

正式には「内分泌かく乱化学物質」という。その定義については、国際的に科学的な議論が続けられてきているが、わが国では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とし、国が、EXTEND 2010を制定し、これにより研究や調査等が進められている。シア・コルポーンらによる「奪われし未来」をきっかけに世界的な関心を集めた。

●環境マネジメントシステム

組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のための取組を計画・実行・評価すること。具体的には、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

●希少野生動植物

ふるさと環境条例では、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある動植物のうち、種の存続に支障を及ぼすほど個体数が著しく少ない種や減少しつつある種、生息・生育地の消滅や環境悪化などの危機に瀕している種を保護するため、知事が「希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取などを規制することができる。なお、「種の保存法」においても、同様の指定制度がある。

●GABA（γ-アミノ酪酸）

抑制的にはたらく神経伝達物質のひとつ。アミノ酸の一種で、生体内ではグルタミン酸から合成される。血圧を

下げるなど、精神安定に効果があるとされる。

●協働

県民、NPO、事業者、行政等が補完・協力し合って一つの目的を達成すること。パートナーシップ。

●京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国議会（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量の数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新しい仕組み（京都メカニズム）が合意された。2004年11月にロシア政府が批准したことから、議定書は2005年2月16日に発効した。

●京都議定書目標達成計画

日本における、京都議定書の1990年レベルからの6%削減約束を達成するために必要な措置を定めるものとして、また、地球温暖化対策推進大綱等地球温暖化対策の基本方針を引き継ぐものとして、地球温暖化対策法にもとづき策定された計画のこと。京都議定書の発効を受け、平成17年4月28日に策定（閣議決定）された。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988年（昭和63年）に、UNEPとWMOにより設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

●気候変動の影響への適応計画

政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤の施策及び国際的施策を定めた計画。

●空間線量

空間における放射線の量（線量）であり、一般に大気、大地からのガンマ線、宇宙線等が含まれる。

なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h（ナノグレイパーアワー）等の単位で表す。

●グリーン・ツーリズム

都市住民が農山漁村において自然・文化・人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。グリーン・ツーリズムを推進することによって、農山漁村が有する自然と人との共生のための機能が充実されるようになると考えられる。

●グリーンイベント

イベントの開催に当たって、環境に配慮した取り組みを実践するため、廃棄物の分別や使い捨て食器を使わないことによる廃棄物減量化・リサイクル等を実施しながら開催するイベントのこと。石川県では平成13年度に具体的な基準を明確化した「グリーンイベント開催の手引き」を作成し、県主催のイベントだけでなく、共催イベントや市町へも配布し、広い範囲で啓発している。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

●グリーン購入いしかわネットワーク

グリーン購入は、平成13年4月に「グリーン購入法」が施行されるなど、循環型社会形成やゼロエミッション推進の重要な方策となっている。こうしたなか、グリーン購入の輪をさらに広げるため、民間団体、NPO、企業、自治体がネットワークを構築し、交流できる場を提供するため、平成14年10月に、（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議内に「グリーン購入いしかわネットワーク」を設立。

●グリーン購入調達方針

環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与するために、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規定を踏まえ、グリーン購入の一層の推進を図るため、グリーン購入物品を調達する際の判断基準や配慮事項を示した基本的な調達方針。地方公共団体では、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定することになっている。

●グリーン製品

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することは、グリーン購入とよばれている。グリーン購入に関し、環境への負荷の少ない環境配慮型製品が一般にグリーン製品とよばれている。一般家庭では、再生材料を使用したプラスチック製品や、トイレトーパーパーなどの衛生用紙、ノートなどのグリーン製品が利用されている。

●グリーンマーク

グリーンマークは、古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを識別できる目印として（財）古紙再生促進センターが1981年に制定したマーク。

●Gy（グレイ）

物質が放射線からどれだけのエネルギーを吸収したか（吸収線量）を表す国際単位。
物質1kg当たり1ジュール（J）のエネルギーの放射線を吸収するとき1Gyとする。
1グレイの100万分の1が1マイクログレイ（ μGy ）。

●珪藻土

珪藻の殻でできた、明色の柔らかく砕けやすい多孔質の珪酸質堆積物で、断熱レンガや七輪コンロなどの原材料として使われる。

●建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。大きく建設発生土と建設廃棄物（アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設混合廃棄物など）に分類される。このうち、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法により分別解体と再資源化が義務づけられている。

●建設リサイクル法

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律のこと。正式には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、2000年に制定された。同法は、一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の分別・リサイクルを義務づけている。

●県民エコステーション

（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議の項を参照。

●減量化処理

排出された廃棄物を中間処理やリサイクルすることにより、最終処分する廃棄物量を低減することをいう。中間処理である破碎・圧縮により容積を小さくすることも減量化というが、正確には減容化である。

●広域越境大気汚染

数百、数千kmも離れた発生源から気流に乗って大気汚染物質が運ばれてくる。このうち、国境を越えて飛来するものを越境大気汚染という。わが国における酸性雨対策調査の結果から、日本海側で、冬季に硫酸イオン、硝酸イオンの沈着量が増加する傾向が認められ、大陸からの影響が示唆されている。

●公害

公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る障害が生じること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

●公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業とその間で締結される協定をいう。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律及び条例による規制とは別個に締結されることが多い。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次的汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxy-acetyl-nitrate）等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。近年、光化学オキシダントの濃度レベルが上昇しており、越境大気汚染の影響が懸念されている。

●公共用水域

水質汚濁防止法で「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。」と定義している。

●黄砂

大陸の乾燥地帯（タクラマカン砂漠、ゴビ砂漠、黄土高原）などから、土壌・鉱物粒子が風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられ、上空の偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象のこと。近年、その頻度と被害が甚大化しており、森林減少、砂漠化等の環境問題として認識が高まっているほか、輸送途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んで長距離輸送している可能性が示唆されている。

●高山性植生・亜高山性植生

高山帯あるいは亜高山帯に生育する植物からなる植生のこと。石川県ではおおむね、標高2,400mから上部を高山帯とし、代表的な植生は、ハイマツ群落やハクサンコザクラ、クロユリなどからなる高山植物群落など。亜高山帯は、それ以下1,600mまでの間で、代表的な植生としてダケカンバやオオシラビソ林、高茎草原などがある。

●高集積熱電モジュール

小型化したいくつもの熱電素子（熱を電気に変換する素子）を一台の部品に組み立てることで、高出力の電力が得られる廃熱回収装置。

●コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。電気と熱を利用するので燃料が本来持っているエネルギーを有効に使うことができる。

●小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を適正に処理し、金や銅、レアメタルなど役に立つ貴重な金属資源を回収して有効活用することを目的にした法律で、小型家電の再資源化を行う事業者の認定制度などを柱としている。平成25年4月から施行された。

●国際生物多様性年

国連で採択・決議された国際年の一つで、2006年にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約COP8の勧告を受けて、同年の第61回国連総会において2010年は「国際生物多様性年」と決定された。生物多様性条約と「2010年目標」などを周知して生物多様性の重要性についての認識を高め、条約の達成を推進するためのもの。

●国連生物多様性の10年

世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、愛知目標の達成に貢献するため、2011年から2020年の10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが勧告され、同年12月、第65回国連総会で採択された。

●こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会（こどもエコクラブ全国事務局）が全国の幼児～高校生を対象に設立を呼びかけている、自主的に環境学習・活動に取り組むクラブのこと。2名以上の子供とその活動を支える大人（サポーター）により構成される。全国事務局又は市区町村が登録の窓口となる。

●固有振動モード

物体が自由な状態で振動するときに現れる固有の振動形式。物体は、構造や内部条件で決まるいくつかの固有振動数をもっている。

●コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたもの。家庭では、通常、生ごみをコンポスター（プラスチック製やダンボール等）に投入し、時々、上下を切り返しながら発酵させて作る。コンポスト化により、資源のリサイクルやごみの減量化が期待できる。

●災害廃棄物

台風や地震、水害、大火などの罹災に伴って発生する解体建築物等の廃棄物のこと。災害廃棄物は、一時期に大量に発生することから、その置場や搬送ルートの確保等市町だけでは対応しきれないため、他の自治体や産業廃棄物処理業者などと連携した対応が必要となる。

●最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。最終処分は埋立が原則とされており、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、それら以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」とに分類される。

●再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

●再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

●在来種

ある地域に古来から自生（存在）していた種のこと。外来種に対する言葉として使われる。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、「我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物」を「在

来生物」と定義している。「石川県における在来種」といった場合も同様の考え方ができるが、過去のどの時点から存在したものとするかによっては外来種にもなり得、またそれが明らかではない種も多いため、外来種との厳密な区別は難しい。

●里山

都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた森林（二次林）や農地、水路・ため池、草地等で構成される地域のこと。開発による消失や利用されなくなったことによる荒廃が問題となっている。「里地里山」という場合もある。

●里海

豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている人の暮らしと強いつながりのある地域で、自然生態系と調和しつつ、人手を適切に加えることにより、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている沿岸地域の概念。

●SATOYAMAイニシアティブ

人と自然との共生を目指し、世界的な規模で生物多様性の保全と持続可能な利用・管理を促進するための取組。日本の里地里山のような人間の営みにより形成・維持されてきた農地や人工林、二次林などの二次的な自然地域を対象とし、保全と持続可能な利用を進めるもの。環境省が国連大学等の国際機関とともに提唱している。

●SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）

SATOYAMAイニシアティブを世界的に推進するための多様な主体が参画する国際パートナーシップ。International Partnership for the Satoyama Initiative（IPSI）。2010年（平成22年）10月に発足。事務局は国連大学高等研究所。石川県は創設メンバーとして2010年より参画。

●SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

国内における「SATOYAMAイニシアティブ」の推進組織。2013年（平成25年）9月に発足し、石川県が福井県とともに共同代表に就任。

●里山保全再生協定

里山が有する生物の多様性や良好な景観などの公益的機能を維持していくために、ふるさと環境条例に定められた制度のこと。里山の所有者と里山活動団体が締結した協定を県が認定し、活動の支援を行う。

●産業廃棄物

廃棄物処理法により定められた、事業活動に伴って発生する20種類の廃棄物のこと。

●酸性雨、酸性雪

化石燃料の燃焼により大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物、大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが雨滴に取り込まれ、pHが低下し、地上に落下した雨等をいう。汚染がない場合でも二酸化炭素により通常pH 5.6前後を示すが、pH 4以下を記録することもまれではない。

●酸性降下物

酸性霧や酸性雪も含めた湿性降下物（いわゆる酸性雨）と非降水時におけるガス状物質や粒子状物質による乾性降下物を含めた酸性の降下物全体を意味する言葉である。一般には、酸性雨と同じ意味で使われることが多い。

●CSR（企業の社会的責任）

CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略。企業は利益を上げるのはもちろん、企業倫理や法令を守り、社会貢献や環境対策などの面でも一定の責任を果たさないと地域社会などから孤立し、存続すら危うくなるという考え。

●COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略。水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素の量をmg/lの単位で表したものをいう。数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。海や湖沼の水質の指標として用いられる。

●色素増感型太陽電池

酸化チタンなど金属酸化物の表面に色素を吸着させた負極と、白金などの正極の間にヨウ素溶液などの電解液を充填した太陽電池。高性能で資源的に制約がなく、安価に製造できる可能性があり、次世代型の太陽電池として注目されている。

●ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、常温で無色の液体。不燃性で物を良く溶かす性質を持ち、また、沸点が40℃と低いことから、フロン113などに代わる洗浄剤として、金属部品や電子部品の加工段階で用いた油の除去などに広く使われているが、毒性があるため、大気や水質、土壌の環境基準が定められている。

●次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなど

の環境にやさしい自動車のこと（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など）。

●自然解説員

一般的には、自然観察会などにおいて生物や自然の仕組みなどを解説する指導者のこと。石川県では、昭和57年に自然解説員養成講座を開催して以来、講座修了生が「石川県自然解説員研究会」を結成し、白山をはじめ県内各地で自然解説活動を行っている。

●自然環境保全地域

すぐれた天然林が相当部分を占める森林や保護すべき植物の自生地、野生動物の生息地等を保存するために、自然環境保全法又は県条例に基づいて指定した地域。石川県には、条例に基づく7つの地域が指定されている。

●自然系からの流出水

農地や山林、市街地からの流出水のこと。閉鎖性水域に汚濁負荷を与える排水や流出水は、自然系からの流出水の他に、家庭からの排水（生活系）、工場・事業場からの排水（事業系）、畜産からの排水（畜産系）などに分類されている。

●自然公園

自然の美しい景観地を保護しつつ、その中で野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用することを目的に、自然公園法または県条例に基づいて指定された公園。石川県には、1つの国立公園と2つの国定公園、5つの県立自然公園がある。

●自然と人との共生

自然環境を保全し、自然に配慮した行動をとることにより、持続可能な自然の利用を図ること。

●持続可能な開発

「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満たす開発」と定義されている。

●持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development（継続可能な開発のための教育）。人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって継続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動をさす。

●持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする、持続可能な開発の三つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016年（平成28年）以降2030年（平成32年）までの国際目標。先進国・途上国の別なく、全ての国が取り組むという普遍性が最大の特徴。リオ+20で政府間交渉プロセスの立ち上げが合意され、平成27年9月の国連サミットで採択された。

●持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

●指定有害副産物

ふるさと環境条例において、その生成あるいは保管が適正に行われなかった場合に、生活環境の保全や平穏な県民生活の確保に重大な支障が生じるおそれがある物として指定するもの。

●自動車交通騒音の面的評価

自動車交通騒音による影響を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価する方法。

●自動車排出ガス測定局

交差点、道路端付近など、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気汚染状況を常時監視することを目的に設置された測定局。二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等を常時測定している。

●自動車リサイクル法

使用済み自動車から出るフロン、エアバック及びシュレッダーダストを回収してリサイクルしたり適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務づけ、その費用負担を所有者に義務づけた法律で、平成17年1月から本格的に施行された。

●臭気指数

悪臭の程度に関する値を表す指数のこと。人間の嗅覚で臭気を感じできなくなるまで、気体又は水を希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法に定義されている。

●修景

風景、景観、景色などといわれるランドスケープ（Landscape）を造園的に整備することであり、広い意味で、風景を美的に整えること。都市公園法では、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈籠、石組、飛石などを都市公園における修景施設としている。

●循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。また、水や大気、有機物などの循環が確保された社会のことという。

●循環利用やエネルギー生産

農地や山林などで生産される穀物や野菜、木材などは、二酸化炭素と水を原料として光合成によって生み出されたものであり、食料や材料、エネルギー資源として利用した後は再び二酸化炭素と水に分解されることから循環資源ともよばれている。食料や材料の残さや利用後に発生する廃棄物を含め、循環資源を積極的に利用することは、循環型社会を構築するうえで重要な課題になっている。

●準絶滅危惧

レッドデータブックなどにおけるカテゴリーのひとつで、＜現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの＞のこと。

●準備書、評価書

準備書は、環境アセスメント手続きのひとつで、方法書に対する意見を勘案、配慮し、評価の項目、調査・予測・評価の方法を選定して実施した環境影響評価の結果について、知事（市町村長）、住民の環境保全上の意見を聴くための準備として作成する文書のこと。評価書は、準備書に記載された内容に対し、知事（市町村長）、住民等の環境保全上の意見を反映して作成された文書のこと。

●省エネナビ

家庭やオフィスなどでの省エネ効果がひと目でわかるように、消費電力の総量とこれを金額に換算した電力料金等を表示する機器システムのことで、測定器と表示器から構成されている。オフィス用のシステムでは、事前に設定した目標電力料金等に対して、現在どのくらい使用したかを「目標達成度（％）」としてリアルタイムで表示することができ、社員の省エネ実践につなげることができる。

●浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する合併処理浄化槽の2種類があるが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。

●食品リサイクル

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減少させたり肥料や飼料などにリサイクルすること。平成12年に、生産者や販売者などに食品廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化を義務付けた食品リサイクル法が制定された。平成19年には、リサイクルを推進するため、法が一部改正された。

●新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、技術的に実用段階にあり普及の拡大を目指して定義されたエネルギーを指す。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電に加え、食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」などが含まれる。

●親水空間

水に親しめる空間をさす。都市化の進行により、生物的空間量が減り、かつては河川などがもっていた機能（遊び場、排水、灌漑、水運、動力源など）の分化・分離が起り、人と水とが隔てられるようになった。このような河川などの機能の重複を図り、再び水に親しめる空間の回復が求められるようになった。

●森林認証

世界的な森林減少・劣化の問題とグリーンコンシューマリズムの高まりを背景として生まれた“適切な森林管理”を認証し、その森林で生産された木材及び木材製品をラベリングする制度のこと。認証とラベリングという市場を活用する政策手段によって持続可能な森林管理を普及させることを目的としている。

●水源かん養機能

森林は、雨水を地中に浸透させ、徐々に河川等へ流出させることにより渇水や洪水を緩和している。また、水田に貯えられた水は浸透して地下水となるほか、長い時間をかけて下流の河川に戻される。こういった、水源である

地下水を豊かにする機能や川の流れを安定させる機能を水源かん養機能という。

●スケルトン・インフィル

集合住宅などにおいて、スケルトン（骨格部分である柱、はり、床、屋根、基礎などの主要な構造部のこと）とインフィル（間取り、内装、設備など）を分離した方式のこと。スケルトン部分は十分な耐久性や強度を有するように設計し、インフィルは住まい手のライフステージの変化や居住者の入れ替わりに応じて容易に変更できるように設計する。構造体の寿命を長く、内部空間の自由度を高くし、建物全体としての長寿命化を図ることができる。

●3R

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方で、Reduce（リデュース：排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の略称。「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を1）リデュース、2）リユース、3）リサイクルとしている。

●生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準で指定されている項目で、最も基本的な水質項目である。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リンの9項目。

●生活排水

家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯など、日常生活からの排水のこと。一人が一日に排出する生活排水は250リットルに及び、このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水という。生活排水による一人一日当たりの負荷量をBODで表すと58g/人/日で、このうち、約70%（40g）が生活雑排水による負荷である。

●生態系

地域の環境を構成する、水、大気、土、太陽の光、そしてこれらに支えられて生きるすべての動植物といった要素が複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのこと。

●生物多様性

地球上には、3千万種を超える生物種が存在するとされ、それらが様々な環境と結びついた多様な生態系を形成している。このような種や生態系、遺伝子の多様さを生物多様性といい、自然環境の保全上、極めて重要な要素の一つである。

●生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。日本では、1995年10月に、政府の生物多様性保全の取り組み指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定した。なお、2002年3月に全面的に改定され、「新・生物多様性国家戦略」が策定され、更に2007年11月に「第3次生物多様性国家戦略」、2010年3月に「生物多様性国家戦略2010」、2012年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定された。

●生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性国家戦略2012-2020は、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的に、「生物多様性国家戦略2010」を見直し、策定された。

第1部では、おおむね2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「5つの基本戦略」を提示したほか、第2部では、新たに、愛知目標と同様に、5つの戦略目標毎に我が国の国別目標（計13目標）を設定し、愛知目標の達成に向けたロードマップが追加されたほか、第3部では、ロードマップの実現に向けた約700の具体的な施策と、施策の達成状況を分かりやすいものとするため、50の数値目標と、その現状値が記載されている。

●生物多様性自治体ネットワーク

生物多様性自治体ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、もって2010年（平成22年）の第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的として、2011年（平成23年）10月に発足。

●生物多様性条約

1992年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された条約のひとつ。翌1993年に発効となった。この条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子（ゲノム）」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。

●生物多様性条約締約国会議

生物多様性条約を締約した国々が概ね2年ごと集まり、地球上の多様な生物の保全を図ることなどを目的として、各種の国際的な枠組みを決定する環境分野では世界トップクラスの国際会議のことである。

第10回会議（COP10）が、2010年10月名古屋において開催され、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」や生物多様性の損失を止めるために達成すべき20の目標からなる「愛知目標」の採択など、多くの成果が

収められた。第11回会議（COP11）は、2012年10月にインド（ハイデラバード）で開催された。なお、COPとは（Conference Of the Parties）の略

●世界農業遺産（GIAHS : Globally Important Agricultural Heritage Systems）

世界農業遺産は、社会や環境の変化に適応しながら何世紀にもわたり持続し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的として、平成14年、国連食糧農業機関（FAO）が開始したプロジェクト。

●積算線量

一定期間の放射線の量を積算して測定される線量。測定には、TLD（熱ルミネセンス線量計）等が用いられている。

●ZEH

net Zero Energy Houseの略称で、基準一次エネルギー消費量から20%以上の省エネルギーを図ったうえで、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

〈ZEHの種類〉 ZEH : 省エネ20%以上と創エネにより、年間エネルギー100%削減
Nearly ZEH : 省エネ20%以上と創エネにより、年間エネルギー75%~100%未満削減
ZEH Oriented : 省エネ20%以上（創エネなし）

●絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類

レッドデータブックなどにおけるカテゴリーの名称のこと。「いしかわレッドデータブック」は、環境省のカテゴリーの定義を準用しており、絶滅危惧Ⅰ類は〈現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの〉、同Ⅱ類は〈現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの〉として、それぞれ定性的・定量的要件を定めている。

●ZEB

net Zero Energy Buildingの略称で、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーは自ら生産することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。

●ZEB Ready

net Zero Energy Building Readyの略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量（断熱使用、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は2016年）を50%以上の削減を実現している建築物。

●セル

太陽光発電パネルを構成している個々の太陽電池。

●線量当量

放射線の種類によって生物への影響が異なるため、その種類の区別をなくし影響度合いのものさしをひとつにした指標。単位は、シーベルト（Sv）。

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

●多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事のこと。具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

●WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位である。なお、平成25年度から環境基準の基準値がWECPNLからLdenに変更となる。

●単純焼却施設

容積を減らすことのみを目的に、ごみを燃やす施設のこと。これに対し、近年、ごみを焼却する際に発生するエネルギーから電力や熱を有効利用する、熱回収施設への転換が図られている。また、ごみ処理の広域化により効率的・効果的な収集・保管・焼却を目的としたRDF（ごみ固形燃料）専焼炉も導入されている。

●単独浄化槽

水洗トイレの汚水（し尿）のみを沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理した後、消毒、放流する施設をさす。平成13年度以降は、製造及び設置は禁止されている。

●地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成28年5月13日に閣議決定され、2030年度に2013年度比26%削減するという中期目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けられた。

●地産地消

県内で生産される農林水産物を県内で消費すること。地産地消によって、農林水産物の移動にともなうエネルギーの削減、ごみの減量化などさまざまな環境保全効果がある。

●窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、主として石油やガス等、物の燃焼に伴って発生する気体で、その発生源は工場、自動車、家庭等、多種多様である。燃焼の過程では、大部分が一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に酸化され二酸化窒素となる。環境基準は二酸化窒素について定められている。窒素酸化物は人の健康に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質のひとつである。

●中間処理

汚泥の脱水、廃プラスチック類の焼却、コンクリート固形化等最終処分に先立って行われる人為的な処理をいう。

●中山間地域等直接支払制度

中山間地域の中でも、傾斜が急であるなど生産条件が特に不利な農地で、集落等での申し合わせに基づき生産活動を行う農業者に対し交付金が支払われる制度で、耕作放棄の発生抑制や多面的機能の維持を目的として、平成12年度に国で創設された。

●DO（溶存酸素）

Dissolved Oxygenの略で水中に溶存している酸素の量を示す。溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。

●天然資源

天然に存在する有用物で、採取加工して生産や生活に利用し得るもの（土地、水、化石燃料、埋蔵鉱物、森林、水産生物）のこと。このうち、水、森林、水産生物のように繰り返し利用可能な資源を再生可能資源、化石燃料、埋蔵鉱物のように使えばなくなる資源を枯渇性資源ともいう。

●特定外来種

ふるさと環境条例では、「特に生態系に著しく支障を及ぼしていると認められる国内又は国外から持ち込まれた動植物で、知事が定めるもの」と規定している。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる生物」を「特定外来生物」と定義している。

●特定施設

水質汚濁、騒音、振動等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその種類、規模等が定められている。なお、大気汚染防止法では、「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」などとして定められている。

●特別管理廃棄物

一般廃棄物および産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物に区分される。

●トップランナー方式

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。日本では、1999年4月に施行された「改正省エネ法」において導入された。改正省エネ法では、この基準に達していない製品を販売し続ける企業は、ペナルティーとして社名と対象製品を公表、罰金を科されることになった。

●内分泌かく乱化学物質

環境ホルモンと同じ。

●二酸化炭素の吸収源や貯蔵庫

二酸化炭素を吸収して蓄える森林や海洋などをさしている。科学的な議論では海洋の吸収量が問題になるが、政策的な議論としては森林のそれがメインとなる。京都議定書では、一定の条件を満たす活動から得られる吸収・排出量に限って当該国の削減量・排出量に算入できることになった。

●二次的自然

元々あった自然に人が手を加え、改変することによって成立した自然環境のこと。里山は代表的な二次的自然の地域であり、雑木林は一般的に原植生である常緑広葉樹林を伐採して創出した二次林である。

●二輪車リサイクル制度

二輪車製造事業者等が、自主的な取り組みとして廃棄二輪車について指定引取窓口、処理・リサイクル施設を設置し、リサイクルシステムの運用、管理を行うシステム。新たに販売する車両に二輪車リサイクルマークを付けて販売する。国内メーカー4社を中心としたリサイクルスキームが2004年10月から稼働している。

●農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を総称して農業集落排水という。農業集落排水施設は、農業集落排水を処理する施設であり、施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与している。

●パーク・アンド・ライド

都心部への自動車の乗り入れを規制したり、有料化したりして、従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。金沢市では、自家用車を利用した県外からの観光客や金沢都市圏から中心部への通勤者を対象としたパーク・アンド・ライドシステムが実施されている。

●ばい煙

燃料その他物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い、工場の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物等の有害物質をいう。

●ばいじん

物の燃焼によって生じたすす等の固体粒子を総称したものをいう。

●バイオ処理

微生物を使って有機性の汚水や廃棄物を浄化処理すること。重油などで汚染された土壌などを浄化処理することもバイオ処理とよばれる。食品・農業分野においては、バイオ処理による食品廃棄物等の飼肥料化やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などの技術が開発されている。

●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性の資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、農作物廃棄物、古紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電、燃料化などのエネルギー利用などもある。

●パリ協定（温対）

2015年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、全ての国に適用される2020年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組み。長期目標として2℃目標の設定、全ての国が温室効果ガス削減目標を5年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定している。

●ハロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）のうち臭素を含むもの。対流圏では安定で寿命が長い、成層圏に達すると分解して臭素原子を放出する。成層圏の臭素は、塩素に比べて1原子当たり30～120倍のオゾン層破壊力があると考えられている。ハロンは消火設備に用いられてきたが、1994年に製造が禁止され、回収、再利用による管理がなされている。

●PRTR法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のこと。法では、対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外への移動量を把握し、その結果を都道府県を経由して国に届出し、国はその集計結果を公表する制度である。なお、PRTRは、環

境汚染物質排出・移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) の略。

●BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略、水中で比較的分解されやすい有機物が、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をmg/ℓの単位で表したもので、通常20℃で5日間の消費量をいう。数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。河川の水質の指標として用いられる。

●PCB使用製品

ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいう。

●PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。

●ビオトープ

ビオトープとは、生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息空間単位」となり、「野生生物の生息空間」とも訳されるが、一般的には、人為による擬似的な生物生息環境という意味で使われることが多い。

●ビジターセンター

自然公園等を訪れる利用者に対し、その公園等の自然（地形、地質、動植物など）や人文（歴史、文化など）について、模型、標本、映像、写真、図表などにより展示・解説するとともに、利用施設や興味対象などの利用情報を案内する施設のこと。

●微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

粒径が小さく肺の奥深くまで入りやすい上に、様々な有害物質が吸収・吸着されていることから、呼吸器や循環器疾患、肺がん等の健康への影響が懸念されている。

●漂着ごみ

四方を海に囲まれている我が国の海岸では、近隣諸国で排出・投棄された廃棄物が大量に打ち上げられ、環境問題としてクローズアップされている。種類別では、ペットボトルなどのプラスチック類が全体の7割を占め、次いで、ドリンク剤などのビンや缶、発泡スチロール製のブイなどの漁具が多い。最近では、注射器や医薬品の入ったガラス容器などの医療廃棄物も見つかり、有害物質による海岸汚染が懸念されている。

●V2H (Vehicle to Home)

電気自動車を災害時の非常用電源として活用できる設備。

「建物から電気自動車への充電」と「電気自動車から建物への給電」ができる。

●V2H

Vehicle to Homeの略称で、「建物から電気自動車 (EV) への充電」と「EVから建物への給電」ができる機器。

●富栄養化

湖沼、内湾のような閉鎖水域では、流入河川中に含まれる窒素、リンなど水生植物の栄養素が蓄積するようになり、その結果水中の生物生産性が増大する現象のことを富栄養化という。本来は自然に進行するものであるが、近年の急激な開発、人口の集中等により進行が加速され、藻類の異常発生などが見られるようになった。溶存酸素の欠乏、色度、臭気の増加、溶解性有機物の増加等により水質が悪化し上水道、水産業、農業などに多くの被害をもたらすことがある。

●フォレストサポーター

森林ボランティア活動を主体的に推進できる一定の知識と技術を持ったリーダーのこと。石川県では、森林・林業等に関する講習会や、植樹・間伐等を適切に行うための体験作業等の「フォレストサポーター養成セミナー」対象行事に参加し、一定要件を満たした者をフォレストサポーターとして、認定書を発行している。

●浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) とよばれ、大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が10μm以下のものをいう。SPMは、大気中に長時間滞在し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼすといわれており、SPMの発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それにNO_x、SO_xといったガス状物質が大気中で化学反応を起こして粒子となった二次生成粒子などの人為的発生源によるものと、土ほこりや海水の飛沫など自然発生源によるものがある。

●ふるさと環境条例

正式には、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」という。平成16年4月に施行された。それまであった環境保全に関する個別分野の条例を整理・統合・再構成し、そこに新たな環境課題に対する施策を盛り込んで体系化したうえで、循環的改善（PDCAサイクル）の考え方に基づく施策の推進手法を組み込んだ総合的な環境関連の条例。

●フロン類

炭素に塩素・フッ素の原子が結びついた化合物であるクロロフルオロカーボン（CFC）のほか、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称である。用途は、エアコンの冷媒、エアゾル製品の噴霧剤、電子部品の洗浄剤、ウレタンの発泡剤等多岐にわたるが、CFC、HCFCは成層圏でオゾン層を破壊し、紫外線量が増加することで、皮膚がんや白内障の発症、植物の生育への影響が懸念されているため、製造や輸入等が制限され、また、回収や破壊が義務付けられている。

●粉じん

物の破碎、選別そのほかの機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

●ふんわりアクセラスタート

普通より少し緩やかな「やさしい発進」を分かりやすく表現した、アクセラの操作方法のことをいう。最初の5秒で20km/hくらいのペースが目安。ふんわりアクセラスタートを実践すると、燃費が概ね10%程度改善されると見込まれている。

●pH（水素イオン指数）

水素イオン濃度を表す指数で、pH7が中性で、これが7よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

●閉鎖性水域

外部との水の交換が少なく、地形的に閉鎖された湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいいため、水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。

●Bq（ベクレル）

放射能の強さを表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊するときを1ベクレルという。

●ベンゼン

水に溶けにくく、各種溶剤と混合し良く溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。大気汚染、水質汚染、土壌汚染に係る環境基準が定められている。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

●保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限が課せられている森林のことで、農林水産大臣または都道府県知事が指定する。保安林には、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、なだれ防止、保健など17種類がある。

●方法書

方法書は、環境アセスメント手続きにおいて、事業者が対象事業に係る環境影響評価の項目、調査・予測・評価を行う方法について、知事（市町村長）、住民の意見を求めるため作成する文書のこと。

●保健休養林施設

県民が森林のもつすぐれた自然環境との接触を通じ、健康でうらおいのある生活ができるよう、地方自治法の規定に基づいて設置されている休養林施設のこと。県内には、石川県森林公園や石川県県民の森など3施設が設置されている。

●ほ場

農作物を栽培する田畑のこと。ほ場整備は、農地の区画整理を中心に、農業用水路、農道など農業生産基盤の面的な改良を一体的に行う事業をいう。土地改良法が改正され、「環境との調和への配慮」が事業の実施原則となったことから、生態系に配慮したほ場整備が各地で行われている。

●マイバッグ

レジ袋（消費者が商品を持ち帰るために商店が配布するプラスチック製の袋）を受け取らず、ごみを減らすことを目的として持ち歩く、買い物用の再使用できるバッグ。

●マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に使用する。複写式伝票を使用する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又はパソコン等を利用する電子マニフェストのいずれかの使用が

義務づけられている。

電子Manifestoには事務処理の効率化や法令遵守の確保等のメリットがあることから、国では電子Manifestoの普及を2016年度までに50%とする目標を設定している。

●水環境の保全

水は、大気の水蒸気⇒雨⇒地上⇒土壌水や地下水⇒河川⇒海⇒大気の水蒸気という循環をしていて、地球全体でみれば決して減らないが、特定の地域において、水のかん養力の低下や過剰な水利用、水質汚濁などによって水循環が乱され、適正な利用ができなくなることがある。動植物の生息環境として重要な水辺環境の保全も含めて、良好な水循環を確保していくために水量の確保や水質浄化を図っていくことを「水環境の保全」という。

●水資源賦存量

水資源として、理論上、最大限に利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものにその地域の面積をかけ算して算出する。我が国の水資源賦存量は約4,200億 m^3 、一人当たりでは約3,300 m^3 で、世界平均の2分の1以下である。さらに、我が国は地形が急峻で河川の流路延長が短く、降雨は梅雨期と台風期に集中するため、水資源として利用されないまま海に流出しやすい。

●木質バイオマス資源

木材など植物系の生物由来の資源を意味する。植物は温暖化ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、木材等を石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素の発生量を減らすことができる。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

●モニタリング

追跡調査のことで、環境アセスメントなどでもよく使用されるが、生物多様性では、気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査すること。生物多様性条約においても、重要生物種などの特定（Identification）と人間活動による影響の監視（Monitoring）などを規定している。生物モニタリングに当たっては、通常、特定の地点（定点）で、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握する。

●藻場

藻場とは、一般的に大型底生植物（海藻・海草）の群落をさす言葉であり、魚介類の産卵場や餌場となるなど、浅海域の生態系として重要な役割を果たしている。

●野生鳥獣

野生に生息している動物（野生動物）のうち、哺乳類又は鳥類をさす。近年、シカ、イノシシを中心とする一部の鳥獣の生息数の増加、分布の回復・拡大による農林水産業等への被害が課題となっており、一方で絶滅のおそれのある野生鳥獣が存在し、生物多様性の保全の観点から関心を集めている。

●有害大気汚染物質

大気汚染防止法において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」とされている物質のこと。大気中の濃度の低減を急ぐべき物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが取上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められている。

●有害鳥獣

農林水産業への被害や生活環境の悪化をもたらしたり、そのおそれがある鳥獣。

●容器包装リサイクル法

正式には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、1995年に制定された。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけ、消費者には分別排出を義務づけ、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としている。

●ライフステージ

人間の一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の五段階のこと。一般には、幼年期は就学以前の幼児の年代を、少年期は小・中学生の年代を、青年期は高校生から30歳代の年代を、壮年期は40歳代・50歳代の年代を、老年期は60歳代以上の年代をさす。

●ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名で、1971年、イランのラムサールで採択された。国際的に貴重な湿地を各国が登録し、その保全と賢明な利用を図ることが目的で2012年3月末現在160カ国が加盟、日本国内では片野鴨池をはじめ37カ所が登録されている。

●リサイクル産業

使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを回収し、利用しやすいように処理し、新たな生産やサービスのための原材料として使う産業、または、それに関わる産業全てのこと。リサイクルには、材料をそのまま再利用する

マテリアルリサイクルと、化学処理によって原料を取り出すケミカルリサイクル、廃棄物を焼却する際のエネルギーを利用するサーマルリサイクルなどがある。

微量化学物質の汚染等を表す単位

●重さを測る場合

kg	(キログラム)	
g	(グラム)	
mg	(ミリグラム)	$10^{-3}g$ (千分の1グラム)
μg	(マイクログラム)	$10^{-6}g$ (100万分の1グラム)
ng	(ナノグラム)	$10^{-9}g$ (10億分の1グラム)
pg	(ピコグラム)	$10^{-12}g$ (1兆分の1グラム)
fg	(フェムトグラム)	$10^{-15}g$ (1000兆分の1グラム)

●濃度を測る場合

ppm	$\mu g/g$	100万分の1
ppb	ng/g	10億分の1
ppt	pg/g	1兆分の1
ppq	fg/g	1000兆分の1